

第8章 資料編

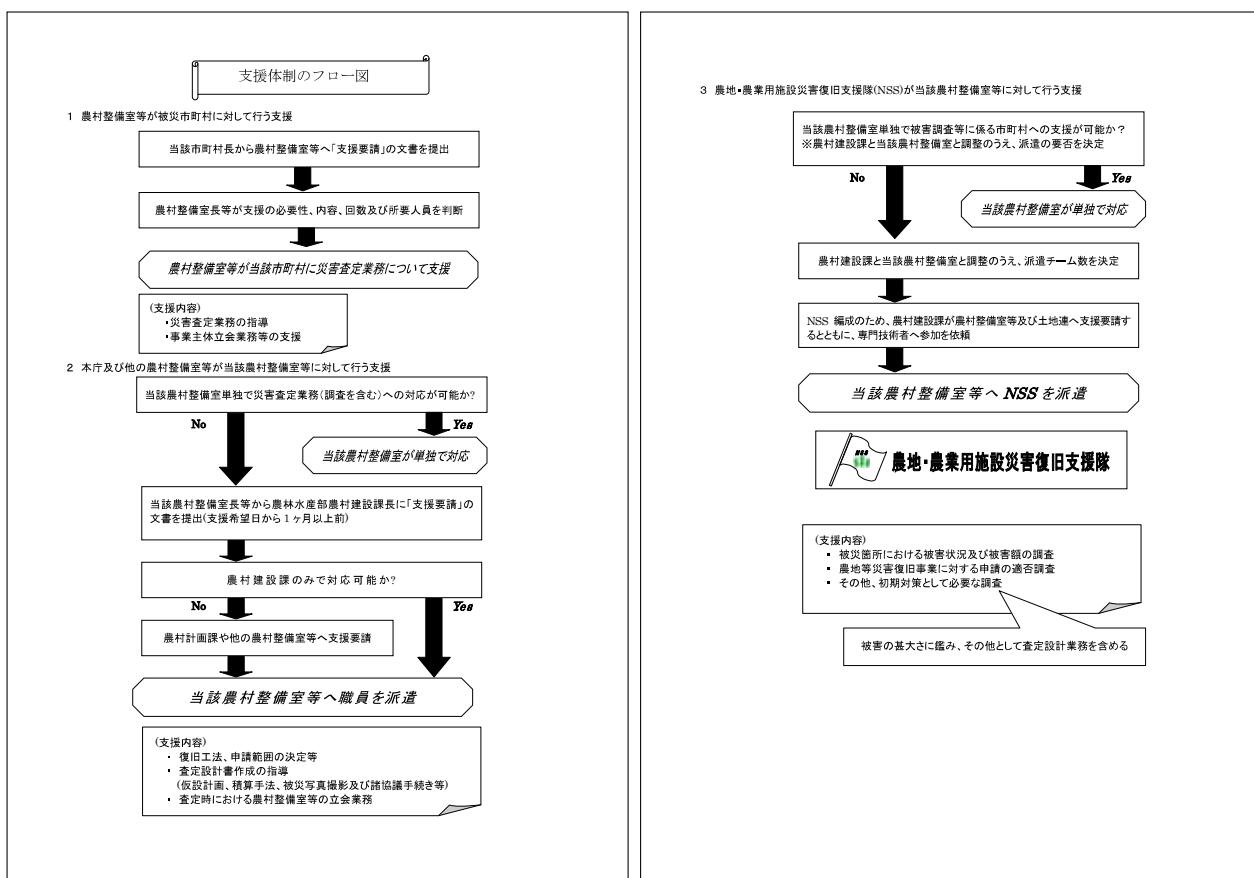
第1節 被害状況調査（第3章関連）

1 岩手県農村防災・災害対応支援連絡会規約

<p>岩手県農村防災・災害対応支援連絡会規約</p> <p>(名称) 第1条 この会議は、岩手県農村防災・災害対応支援連絡会（以下「連絡会」という。）とします。</p> <p>(目的) 第2条 連絡会は、市町村、土地改良区等が行う農業用施設等の防災・減災に向けた維持管理活動、並びに農地及び農業用施設等の迅速かつ的確な災害復旧事業等の推進を、民間の技術者や地域住民等の参画を促進しつつ、効果的に支援することを目的とする。</p> <p>(所掌事項) 第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。 (1) 農村灾害復旧専門技術者及び農村灾害ボランティア（以下「技術者等」という。）の募集、登録、名簿管理に関すること。 (2) 技術者等の支援要請、紹介に関すること。 (3) 次の協定等に基づき実施される、農地・農業用施設災害の早期復旧に向けた活動の支援に関すること。 ア 農地及び農業用施設災害対策要領（岩手県） イ 北東北連携による大規模災害発生時の農地・農業用施設に係る早期復旧対策支援に関する協定（岩手県） ウ 災害査定業務等に関する協定（岩手県） (4) 農村災害復旧専門技術者の育成及び技術者等の技術力向上のための講習会等の実施に関すること。 (5) 農地・農業用施設等の防災・減災、災害復旧活動の普及・啓発・広報に関すること。 (6) 東北ブロック農村防災・災害対応連絡会およびその構成員との連絡・調整に関すること。 (7) その他、前条の目的達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(構成) 第4条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 岩手県 (2) 岩手県土地改良事業団体連合会 (3) 岩手県土地改良設計協会</p> <p>(役員) 第5条 連絡会に会長及び副会長を置く。 1 会長は、会務を総括し連絡会を代表するものとし、岩手県農林水産部農村建設課総括課長が当たる。 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理するものとし、岩手県</p>	<p>土地改良事業団体連合会専務理事及び岩手県土地改良設計協会会长が当たる。</p> <p>(事務局) 第6条 連絡会の円滑な運営を図るため、連絡会に事務局を置く。 2 事務局は、次の各号に掲げる者で構成し、会務に必要な業務を担当する。 (1) 岩手県農林水産部農村建設課 (2) 岩手県土地改良事業団体連合会農村振興部 (3) 岩手県土地改良設計協会事務局 3 事務局に事務局長を置くものとし、事務局長は岩手県農林水産部農村建設課担当課長が当たる。</p> <p>(会議) 第7条 連絡会は、年1回開催するほか、必要に応じて会長が召集する。 2 連絡会には、市町村、土地改良区等がオブザーバーとして出席できるものとする。</p> <p>(研究会) 第8条 連絡会に、円滑な農村防災・災害対応の推進に向けた調査・研究を行うため、研究会を開く。 2 研究会は、構成員から推薦された者で組織し、運営は岩手県農林水産部農村建設課の災害復旧事業担当者が当たる。 3 研究会は、年度当初において研究テーマを定めるものとし、その研究結果を連絡会に報告するとともに、必要に応じて市町村、土地改良区等へ提供するものとする。</p> <p>(細則) 第9条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は別に定める。</p> <p>附則 この規約は、平成20年1月24日から施行する。 この規約は、平成21年4月13日から施行する。</p>
---	---

2 農地・農業用施設災害に係る緊急支援要領

<p>農地・農業用施設災害に係る緊急支援要領</p> <p style="text-align: center;">岩手県農村防災・災害対応支援連絡会</p> <p>(趣旨) 第1 地震や豪雨等により大規模な災害が発生した場合における、農地・農業用施設の被害調査や農地等災害復旧事業への申請箇所の判断等の初期対策について、被災市町村を管轄する広域振興局農村整備室等（以下、「被災整備室等」という。）のみでは、市町村への支援が困難なことが予想される。</p> <p>そこで本要領は、大規模災害時ににおいて、岩手県農村防災・災害対応支援連絡会（以下、「連絡会」という。）が行なう被災整備室等の初期対策への支援に際し必要な事項を定め、迅速かつ円滑な災害復旧に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2 この要領において「広域振興局農村整備室等」とは、農地等災害復旧事業を所掌する現地機関をいう。</p> <p>2 この要領において「農村災害復旧専門技術者」（以下「専門技術者」という。）とは、農地・農業用施設等の災害復旧に係る一定の知識と経験を有し、全国土地改良事業団体連合会の認定を受けた者をいう。</p> <p>(支援の対象となる災害) 第3 この要領の対象となる災害は、大雨、洪水、地震、津波その他自然現象により発生した灾害とする。</p> <p>(支援の内容) 第4 連絡会は、構成機関・団体の所属職員等で構成する農村災害緊急支援チーム（以下「緊急支援チーム」という。）を被災整備室等に派遣し、初期対策の支援を行なう。</p> <p>2 緊急支援チームが行なう初期対策支援の内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災箇所における被害状況及び被害額の調査 (2) 農地等災害復旧事業に対する申請の適否調査 (3) その他、初期対策として必要な調査 <p>(事前準備) 第5 連絡会の構成機関・団体は、第4第2項に規定する支援活動が円滑に行なわれるよう、毎年度、以下のとおり準備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 構成機関・団体の長は、所属する専門技術者が、連絡会の開催する研修会等へ優先して参加できるよう努める。 (2) 岩手県土地改良事業団体連合会会長は、所属職員の中から緊急支援チーム員を指名し、事務分担表に明記する。 (3) 広域振興局農村整備室等の長は、所属職員の中から3割程度の職員を緊急支援チ 	<p>ム員に指名し、事務分担表に明記する。</p> <p>(4) 農村建設課総括課長は、専門技術者の支援活動への参加希望を取りまとめる。</p> <p>(緊急支援チームの構成) 第6 被災整備室等へ派遣する緊急支援チーム1チーム当たりの人数は4名を基本とし、広域振興局農村整備室等及び岩手県土地改良事業団体連合会の長が指名する職員並びに専門技術者で構成する。</p> <p>(派遣の手続き) 第7 緊急支援チーム派遣の要否及び派遣する際のチーム数については、農林水産部農村建設課が被災整備室等と調整のうえ決定する。</p> <p>2 農村建設課総括課長は、チーム数に応じた緊急支援チーム員の派遣を広域振興局農村整備室等及び岩手県土地改良事業団体連合会の長に要請するとともに、専門技術者に参加を依頼する。</p> <p>(費用の負担) 第8 被災整備室等の支援に要する費用の負担は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急支援チーム員の派遣に要する旅費、日当及び宿泊費については、チーム員の所属機関・団体が負担する。 (2) 緊急支援チームに参加する専門技術者のうち、機関・団体に所属しない技術者の傷害保険の保険料は、岩手県土地改良事業団体連合会が負担する。 (3) 支援活動に必要な機材（車両、測量機材等）は、緊急支援チームに職員を派遣する広域振興局農村整備室等が準備する。 <p>(その他) 第8 この要領に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、別に定めるものとする。</p> <p>附則 この要領は、平成21年12月28日から適用する。</p>
---	--



3 東日本大震災津波に係る沿岸部市町村の農地・農業用施設の被害調査マニュアル

H23.4.1

東日本大震災津波に係る沿岸部市町村の農地・農業用施設の被害調査マニュアル

がんばろう！岩手

～農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)は沿岸の復興を支援します～

岩手県農林水産部農村建設課
平成23年4月1日

1

2 調査時の注意事項

(1) 地震・津波への注意事項

- 車での移動時
 - ・ラジオを常時流し、地震・津波に関する情報に注意すること。
 - ・揺れを感じたり、ラジオから津波に関する情報が出され、避難が必要となった場合、慌てず速やかに高台に避難すること。
- 現地での調査時
 - ・調査を始める前に、避難場所である高台などをチーム全員で確認すること。
 - ・チーム員は、ラジオを携帯の上、常時津波に関する情報に注意するとともに、揺れを感じたり、ラジオから津波に関する注意報が出され、避難が必要となった場合は、チーム員全員に大声で知らせるとともに、慌てず速やかに事前に確認した避難場所に退避すること。
- その他
 - ・地震による地盤の緩みが考えられることから、降雨等の気象情報にも十分注意すること。

(2) ガレキに近寄る際の注意事項

- ・農地に漂流したガレキには、一般家庭等から流出した高圧ガス容器や燃料容器が紛れている可能性があるので、ガレキに近寄る際は十分注意すること。
- ・発火の危険性が考えられることから、火気厳禁とすること。
- ・ガレキ付近での調査を行う際は、マスク着用のこと。(粉塵、アスペスト対策等)

3 市町村（班）ごとの調査内容
(表中の番号は、調査の順番を示す)

【宮古農林振興センター管内】

(1) 地震災害については、管内の市町村等に聞き取り、現在のところ被災箇所が無いことを確認しているので被害調査は不要	
(2) 津波災害については、振興センターと調査箇所・調査順番を打合せのうえ調査を実施する。	

第2班・・・山田町

地震災害	調査不要(被害なし)	宮古農林振興センターが市町村等に確認済み
津波災害	①調査する	宮古農林振興センターの指示によること

第3班・・・山田町

地震災害	調査不要(被害なし)	宮古農林振興センターが市町村等に確認済み
津波災害	①調査する	宮古農林振興センターの指示によること

【大船渡農林振興センター管内】

(1) 地震災害については、振興センターと調査箇所・調査順番を打合せのうえ調査を実施する。	
・釜石市で、地震による被災箇所が4箇所あることを確認済み	
・陸前高田市での被害調査は、かんがい排水事業気仙川地区から被害調査を始める。	
【注意】隧道は、出入口から中の様子を確認する程度とし中には入らない	
(2) 津波災害については、振興センターと調査箇所・調査順番を打合せのうえ調査を実施する。	

第4班・・・大船町

地震災害	①調査する(確認中)	大船渡農林振興センターが市町村等に確認中
津波災害	②調査する	大船渡農林振興センターの指示によること

第5班・・・釜石市

地震災害	①調査する(被害あり)	大船渡農林振興センターの指示によること
津波災害	②調査する	大船渡農林振興センターの指示によること

第6班・・・大船渡市

地震災害	①調査する(確認中)	大船渡農林振興センターが市町村等に確認中
津波災害	②調査する	大船渡農林振興センターの指示によること

2

3

— 173 —

第8章 資料編

第7班・・・陸前高田市	
地震灾害	調査する ①気仙川かん排施設 ②その他の農地・施設
津波災害	③調査する 大船渡農林振興センターの指示によること

【久慈農村整備室管内】

- (1) 地震災害については、水利組合長(10名)に被害の有無確認を依頼(H23.3.23)済みであり、組合長宅を訪問し、その結果を確認の上調査する。(野田村は電話不通)
- (2) 津波災害については、久慈農村整備室と調査箇所・調査順番を打合せのうえ調査を実施する。

第1班・・・野田村 ※後半は岩泉町を予定

地震灾害	①調査する 水利組合長(10名)に被害の有無を確認し、被害がある場合は調査を実施する
津波災害	②調査する 久慈農村整備室の指示によること

第8班・・・野田村

地震灾害	①調査する 水利組合長(10名)に被害の有無を確認し、被害がある場合は調査を実施する
津波災害	②調査する 久慈農村整備室の指示によること

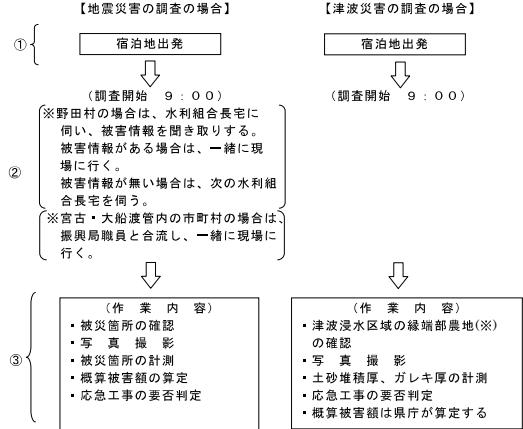
【その他】

- (1) 被害調査の進捗状況を毎日農村建設課に報告すること。
- (2) 進捗状況によって、調査する市町村を変更する場合があること。

4

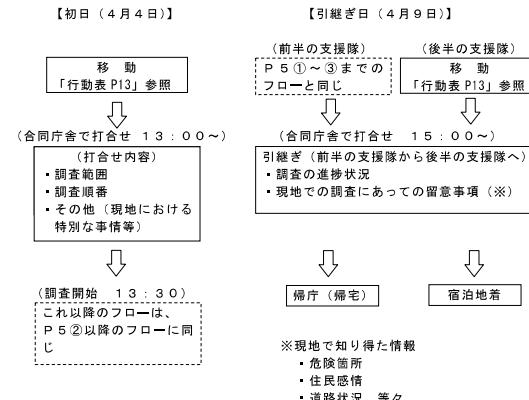
4 調査行程

(1) 一日の調査行程



5

(2) 初日(4月4日)、引継ぎ日(4月9日)の行程



5 調査資料等の説明

名 称	使用方法
(1)調査図面	
①地形図(1/25,000)	被害調査範囲を確認するもの
②水土里情報図(1/2,500) (航空写真に公団を重ねた図面)	・現地の被災箇所を記載するもの ・津波浸水範囲を記載するもの
③水土里情報図(1/10,000) (航空写真に津波浸水範囲を重ねた図面)	・各市町村における津波による被害調査の範囲を確認するもの
④ブロック図	・土砂堆積厚さ、ガレキ厚さの計測、写真撮影のブロックを示すもの
(2)住宅地図	水利組合長宅を特定するもの(野田村の場合) 調査図面を補足するもの
(3)農地・農業用施設被害状況調査票 (地震被害用)	被害調査結果を記載するもの
(4)農地・農業用施設被害状況調査票 (津波被害用)	同 上
(5)木杭・リボンテープ	被災箇所の起終点を示すもの (地震災害の調査のみ)

6

7

6 被害調査方法

(1) 地震被害の調査

被害調査を行う際の役割分担は、調査票記入者、写真撮影者、計測者（2名）とする。

被災箇所を確認したら、下記手順により調査を行う。

- ① 調査日時の確認
調査日時を調査票に記入
- ② 被災施設の確認
被災施設の種類（田、水路等）を調査票に記入
- ③ 被災箇所の記入
水土里情報図（1/2,500）に被災箇所の調査番号を記入（図1参照）
- ④ 図面番号確認
情報図右上の図面番号を確認し調査票に記入
- ⑤ 地番確認（農地被害の場合）
情報図で被災農地地番を確認し調査票に記入
- ⑥ 木杭の設置
被災箇所の起終点に木杭を設置
- ⑦ 被災箇所の計測
被災延長、代表断面の横断（幅・高さ）を計測し、結果を調査票に記入
- ⑧ 概算被害額の算定
計測結果と組合単価を使用し、10万円単位で算定し、調査票に記入
- ⑨ 被害概略図作成
調査票に被害概略図を記入
- ⑩ 応急工事の要否判定
応急工事の必要性を判定し調査票に記入
- ⑪ 被災状況の写真撮影
調査票（図3参照）→全景→起点側→終点側の順に撮影

【被害箇所確認の都度、以上の手順を繰り返す】

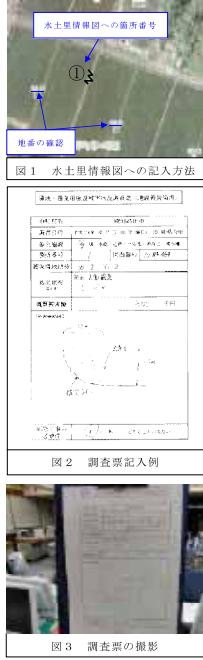


図1 水土里情報図への記入方法



図2 調査票記入例



図3 調査票の撮影

8

(2) 津波被害の調査

津波浸水エリアの調査及び土砂堆積厚等の計測を下記手順により行う。

① 調査日時の確認

調査日時を調査票に記入

② ブロック番号の確認

ブロック図（図5参照）でブロック番号を確認し、調査票に記入（図7参照）

③ 調査票の撮影（P8の図3参照）

④ 浸水農地の確認と記入

想定浸水範囲外周歩き、堆積土砂やごみ等の漂着物の痕跡により、浸水した農地を確認し、情報図に記入（図6参照）

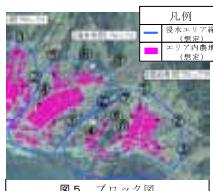


図5 ブロック図



図6 水土里情報図(1/2,500)へ記入

⑤ 状況写真の撮影

ブロック図の写真撮影箇所を参考に浸水線端の段目がわかるよう、海側を向いて撮影（図5参照）

⑥ 土砂堆積厚の計測

ブロック内で、土砂堆積の代表的な箇所で厚さを計測し、調査票に記入、併せて写真撮影（図8参照）



図8 土砂堆積厚の計測



図9 ガレキ厚の計測

9

7 調査結果の報告

●調査結果の報告は、毎日行うこととし、支援隊は一日分の被害状況調査票と撮影した写真データを現地の農村整備職員に手渡す。

●支援隊は、調査の進捗状況を農村建設課（縁田・三上）へ報告する。（9-24-5687, 5688）

●現地の農村整備職員は、被害状況調査票を以下の公開フォルダにある被害報告様式15（それぞれの現地機関名）にデータ入力する。

●現地の農村整備職員は、被害状況調査票は番号順にファーリングの上保管し、後日農村建設課に提出する。

[\[YVK000008YF 農村建設公Y★★東北地方太平洋沖地震被害状況Y被害報告Y支援隊調査報告\]](#)

●また、現地の農村整備職員は、支援隊から受け取った写真データは、以下の公開フォルダに保存する。

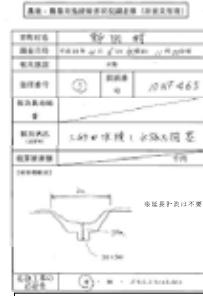
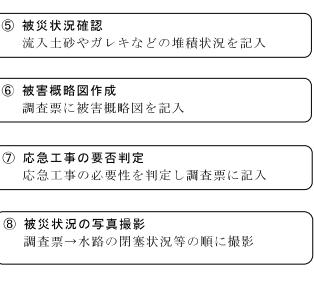
[\[YVK000008YF 農村建設公Y★★東北地方太平洋沖地震被害状況Y被害報告Y支援隊資料データ\]](#)

●現地の農村整備職員は、上記作業を了したら、農村建設課（縁田・三上）へ電話連絡すること（9-24-5687, 5688）

(3) 津波被害区域における水路の調査

水路に流入した土砂やガレキの堆積状況等を現地確認し、水土里情報図及び調査票に確認した内容を記入する。併せて現地状況を写真撮影する。（下記手順を参照）

- ① 調査日時の確認
調査日時を調査票に記入
- ② 被災施設の確認
用水、排水の区分を分かれば調査票に記入
- ③ 被災箇所の記入
水土里情報図（1/2,500）に被災箇所の調査番号と閉塞等の状況を記入（図1参照）
- ④ 図面番号確認
情報図右上の図面番号を確認し調査票に記入
- ⑤ 被災状況確認
流入土砂やガレキなどの堆積状況を記入
- ⑥ 被害概略図作成
調査票に被害概略図を記入
- ⑦ 応急工事の要否判定
応急工事の必要性を判定し調査票に記入
- ⑧ 被災状況の写真撮影
調査票→水路の閉塞状況等の順に撮影



9-1

10

第8章 資料編

8 調査に必要な資料・器具

(1) 調査資料等

名 称	備 考
①調査図面	
1)地形図(1/25,000)	
2)水土里情報図(1/2,500)	県庁準備
3)水土里情報図(津波浸水範囲)	
4)ブロック図	
②作地図	県庁準備
③農地・農業用施設被害状況調査票(地震被害用)	県庁準備
④農地・農業用施設被害状況調査票(津波被害用)	県庁準備
⑤被害報告様式1.5	公開フォルダー上に準備
⑥総合単価	県庁準備

(2) 調査器具

名 称	備 考
①コンベクタス	各自準備
②ポール(4本/班)	車両を提供する所属で準備
③巻尺(50m)(2巻/班)	車両を提供する所属で準備
④スタッフ(1本/班)	車両を提供する所属で準備
⑤側面スコップ(1挺/班)	車両を提供する所属で準備
⑥カナヅチ(1挺/班)	車両を提供する所属で準備
⑦木杭(口2cm×90cm)×125本/班×8班	土地連準備
⑧リボンテープ(1巻/班×8班)	土地連準備
⑨デジタルカメラ(2台/班×8班)	県庁準備
⑩筆記用具(鉛筆2本、消しゴム1個、マジック1本)/班×8班	県庁準備
⑪野帳(2冊/班×8班)	県庁準備
⑫クリップファイル(1個/班×8班)	県庁準備
⑬記録用紙雨よけビニール袋	県庁準備

(3) 調査員用具

名 称	備 考
①腕章(4本/班×8班)	県庁準備
②軍手(8双/班×8班×2)	県庁準備
③マスク(1箱/班×8班)	県庁準備
④ヘルメット×1個/人	各自準備(NSS隊員用は県職員が準備)
⑤着替え	各自準備
⑥作業着	各自準備
⑦防寒着	各自準備
⑧雨具	各自準備
⑨長靴	各自準備
⑩保険証(コピー)	各自準備
⑪運転免許証	各自準備
⑫携帯ラジオ	可能な限り各自準備

11

9 参考資料

- (1) 被害調査支援隊 行動表・宿泊施設
- (2) 農地・農業用施設被害状況調査票(地震被害用)
- (3) 農地・農業用施設被害状況調査票(津波被害用)

12

農地・農業用施設被害状況調査票(地震災害用)

農地・農業用施設 災害復旧支援隊 行動表

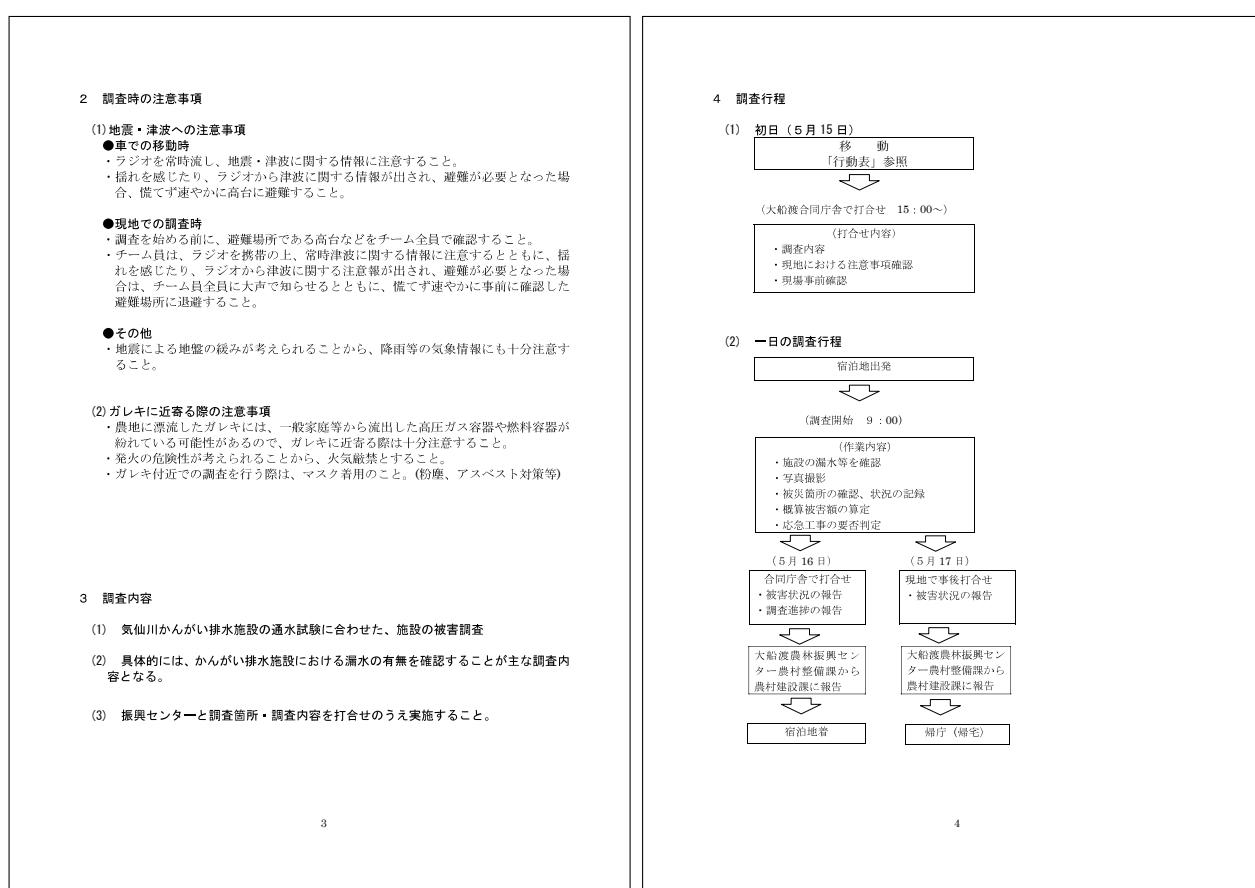
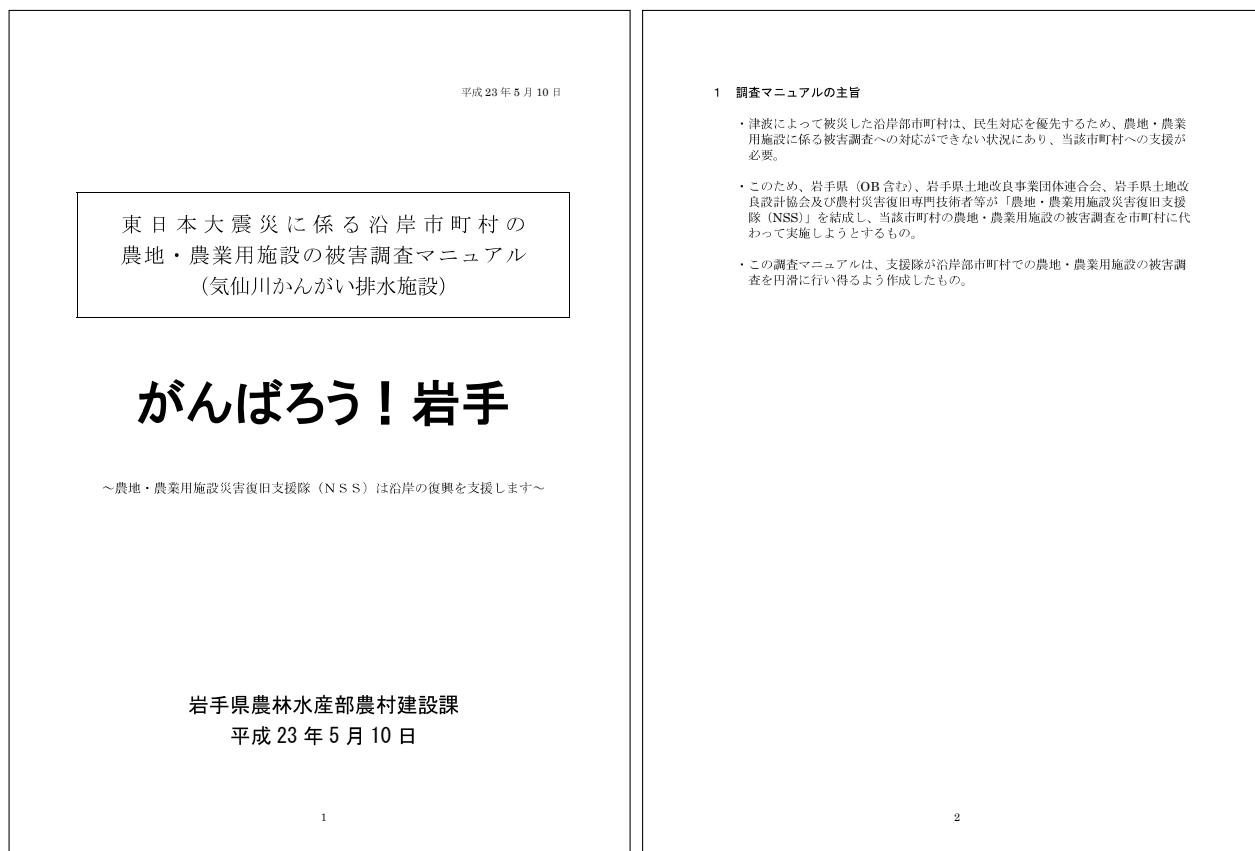
第1回	●被災地内に現地踏査を行った。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。
第2回	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。
第3回	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。
第4回	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。
第5回	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。
第6回	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。
第7回	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。
第8回	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。	●現地踏査結果をもとに、被災地の現状を把握した。

市町村名			
調査日時	平成23年 月 日(曜日) 時 分頃		
被災施設	田・畑・水路・道路・ため池・頭首工・揚水機		
箇所番号		図面番号	
被災農地地番			
被災状況(延長等)			
概算被害額	千円		
【被害概略図】			
応急工事の必要性			

農地・農業用施設被害状況調査票（津波災害用）

市町村名	
調査日時	平成23年 月 日(曜日) 時 分頃
ブロック番号	
土砂堆積厚	
ガレキ厚	
被災状況	

4 東日本大震災津波に係る沿岸部市町村の農地・農業用施設の被害調査マニュアル（気仙川かんがい排水施設）

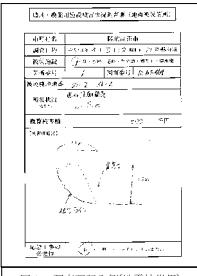


5 被害調査方法

(1) 地震被害の調査

被災箇所を確認したら、下記手順により調査を行う。

- ① 調査日時の確認
- ② 被災箇所の記入
水土里情報図(A4判)に被災箇所の調査番号を記入
- ③ 被災箇所の状況確認
被災状況、被災規模(延長等)を確認(必要に応じ計測)し、結果を調査票に記入
- ④ 概算被害額の算定
被災状況から、被害額を推定し調査票に記入
- ⑤ 応急工事の要否判定
- ⑥ 被害概略図記入
- ⑦ 被災状況の写真撮影
調査票(図2参照)→全景→近景の順に撮影



■被害箇所確認の都度、以上の手順を繰り返す



5

6 気仙川かんがい排水施設の通水試験に係る通知(参考)

気仙川かんがい雨水露過水試験(第2回)の実施要項

1. 時 間 平成23年5月18日(月) 午前3時～午後3時

2. 金城保水露過水時間 9:00～13:00

3. 基地露過水予定期間(実施時間)

10:00 10:20 10:40 11:20
竹原町1丁目 分水1号～分水2号 分水3号～分水4号 露過水実施時間～

12:10 12:30 13:00 13:00
大崎町1A 大沢～川口1号～川口2号 川口3号～川口4号 露過水実施時間～

4. 過水露過水地区

(1) 本部水路の露過水路
竹原町の露過水路は各露過水場所から東部河川内側、即ち河川近くでは直進なし。

●[地] ① (露過水場所) (露過水予定期間) 12:10

●[地] ② (露過水場所) 13:00

※ 10 分露過水路に全員通過。その際は10分の間を主筋より左端へ、右端へ露過水場所を通り得る。ならびに露過水場所へ脚民する。

●[地] ③ (露過水場所) 13:00

●[地] ④ (露過水場所) 13:00

※ 10 分露過水路に全員通過。その際は10分の間を主筋より左端へ、右端へ露過水場所を通り得る。

●[地] ⑤ (露過水場所) 13:00

●[地] ⑥ (露過水場所) 13:00

※ 10 分露過水路に全員通過。その際は10分の間を主筋より左端へ、右端へ露過水場所を通り得る。

(2) 露過水場所のバイオブレイン露過水路

柱区・他の実施時間

①竹原地区 11:20 ②喜多方地区 11:30

③小堀地区 11:40 ④藤木泽地区 13:00

⑤赤井田地区 11:40 ⑥(分水1号～3号) 13:40

5. 人員不配置

目 標

6

7 調査結果の報告

- 調査結果の報告は、毎日行うこととし、支援隊は一日分の被害状況調査票と撮影した写真データを現地の農村整備職員に手渡す。
- 支援隊は、調査の進捗状況を農村建設課(鎌田・三上)へ報告する。

(9-24-5687, 5688)

- 現地の農村整備職員は、被害状況調査票を以下の公開フォルダにある被害報告様式15(それぞれの現地機関名)にデータ入力する。
- 現地の農村整備職員は、被害状況調査票は番号順にファイリングの上保管し、後日農村建設課に提出する。

[\[YKK0000008YF 農村建設公Y★★東北地方太平洋沖地震被害状況Y被害報告Y支援隊調査報告\]](#)

- また、現地の農村整備職員は、支援隊から受け取った写真データは、以下の公開フォルダに保存する。

[\[YKK0000008YF 農村建設公Y★★東北地方太平洋沖地震被害状況Y被害報告Y支援隊資料データ\]](#)

- 現地の農村整備職員は、上記作業をしたら、農村建設課(鎌田・三上)へ電話連絡すること(9-24-5687, 5688)



7

8

8 調査に必要な資料・器具

(1) 調査資料等

名 称	備 考
①調査図面 1) 水上里情報図(A0判) (気仙川かんがい排水施設が記載された図面)	土地準備
②農地・農業用施設被害状況調査票（気仙川地区）	県庁準備
③被害報告様式 1-5	公開フォルダー上に準備
④総合単価	県庁準備

(2) 調査器具

名 称	備 考
①デジタルカメラ (2台/班×2班)	県庁準備
②筆記用具(鉛筆 2本、消しゴム 1個、マジック 1本)/班×2班	県庁準備
③野帳 (1冊/人×6人)	県庁準備
④クリップファイル(1個/班×2班)	県庁準備
⑤証跡用紙(雨よけビニール袋)	県庁準備

(3) 調査員用具

名 称	備 考
①腕章 (3枚/班×2班)	県庁準備
②軍手 (2双/人×6人)	県庁準備
③マスク	大船渡農林振興センター準備
④ヘルメット×1個/人	各自準備 (NSS隊員用は県職員が準備)
⑤着替え	各自準備
⑥作業着	各自準備
⑦防寒着	各自準備
⑧雨具	各自準備
⑨長靴	各自準備
⑩安全靴	土地準備
⑪皮手袋	土地準備
⑫ゴーグル	大船渡農林振興センター準備
⑬保険証(コピー)	各自準備
⑭運転免許証	各自準備
⑮携帯ラジオ	可能な限り各自準備
⑯トランシーバー (5台+充電器 1台)	県庁準備

9 参考資料

- (1) 農地・農業用施設被害状況調査票（気仙川地区）
- (2) 被害調査支援隊 行動表・宿泊施設

9

農地・農業用施設被害状況調査票（気仙川地区）

市町村名	陸前高田市
調査日時	平成 23 年 月 日(曜日) 時 分頃
被災施設	水路、隧道、サイフォン、暗渠、その他()
被災場所	
被災状況 (延長等)	
概算被害額	千円

【被害概略図】

応急工事の必要性	有 • 無 • どちらともいえない
----------	-------------------

10

5 農業水利施設の緊急的な点検取水に際しての対応について

<p>農計 第 1053 号 平成 23 年 3 月 24 日</p> <p>盛岡広域振興局農政部農村整備室長 県南広域振興局農政部農村整備室長 ○ 遠野農林振興センター所長 ○ 北上農村整備センター所長 ○ 一関農村整備センター所長</p> <p>農村計画課総括課長</p> <p>農業水利施設の緊急的な点検取水に際しての対応について 今般の東北地方太平洋沖地震に伴う取水施設や用排水路など農業水利施設の機能点検については、平成 23 年 3 月 16 日付農計第 1027 号にて既にお願いしているところですが、その際に必要な取水木については、河川管理者から以下の条件付で了解を得たところです。 そこで、緊急的な点検取水に際しては下記のとおり対応することとしたので、関係市町村及び土地改良区へ連絡願います。</p> <p>記</p> <p>1 河川管理者からの条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急取水は農水取水であること 関係河川水利使用者（他の利水者）に支障がないようにすること 取水量を測定し、後日報告すること <p>2 対応手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 農水取水の確認について 当課において毎日の河川流量を確認し、基準の流量を下回り取水できないと判断された場合には関係する現地機関へ連絡する。 河川管理者からは、北上川の岩手寺水位観測点（一関市）において、河川流量が基準流量（ である標約 58 m³/s を越える場合に取水できることとされています。よって、当面が、岩手河川国事務所のホームページ（http://www.thc.mlit.go.jp/iseitei/）で随時河川流量を確認する。） 関係河川水利使用者との調整について 水道用水、工業用水及び発電用水の河川水利使用者からは、「豊水取水であれば支障ない」旨の事前了解を得ている。 点検取水量の測定報告 <ul style="list-style-type: none"> ア 取水量の測定 施設管理者は、取水量を毎日測定し、別紙（点検取水量様式）に記入する。 イ 取水量の報告 施設管理者は、点検取水を終了した日から 1 ヶ月以内に、広域振興局を経由して別紙（点検取水量様式）を当課へ報告すること。 <p>調査担当：村居、佐々木（仲） 電話：019-629-5666</p>	<p>平成 23 年 3 月 16 日 農計 第 1027 号</p> <p>広域振興局の農政担当の部長及び センター所長並びに農村整備室長 様</p> <p>農林水産部長</p> <p>農業水利施設の緊急的な点検取水について このことについて、河川のとおり施設管理者に対し通知及び依頼しているので、お知らせします。 なお、点検取水をする場合には、農村計画課から河川管理者へ一括して要請しますので、平成 23 年 3 月 22 日（火）までに貴管内分を取りまとめてのうえ報告願います。 おつて、機能点検の結果で異常があった場合には、その旨農村建設防災担当へ報告願います。</p> <p>記</p> <p>1 報告対象施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 国有水利権を保有する施設 私有水利権を保有する施設 土地改良区又は市町村が水利権を保有する施設 <p>他し、国土交通大臣、東北地方整備局長及び岩手県知事許可の水利権に限る。</p> <p>2 報告様式</p> <p>別添「緊急的な取水点検の要望表」</p> <p>調査担当：村居、佐々木（仲） 019-629-5666</p>
--	--

第2節 災害査定（第4章関連）

1 東日本大震災に係る津波被災市町村における県営災害復旧事業の実施について

<p style="text-align: right;">農建 第 87 号 平成 23 年 5 月 17 日</p> <p style="text-align: center;">沿岸広域振興局農林部官古農林振興センター所長 大船渡農林振興センター所長 県北広域振興局農政部農村整備室長</p> <p style="text-align: center;">農村建設課総括課長</p> <p style="text-align: center;">農村建設課総括課長</p> <p>東日本大震災に係る津波被災市町村における県営災害復旧事業の実施について このことについて、今般「東日本大震災における県営災害復旧事業の実施基準」を定めましたので、ご了知の上、別添文書を関係市町村へ送付願います。 なお、市町村から県営施行の要請があった場合には、下記により貴見を付して提出願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出様式 別紙 3 (様式) のとおり 2 提出期限 平成 23 年 5 月 23 日 (月) 3 留意事項 現地機関の意見を踏まえ、市町村からの県営施行の要請が適当であることを確認するものであること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">【担当】 農村建設課 水利整備・管理担当 小坂 勝義 TEL: 019-629-5686 E-MAIL: katuyoshi@pref.iwate.jp</p>	<p>別紙 1</p> <p>【東日本大震災における県営災害復旧事業の実施基準】</p> <p>東日本大震災において、災害復旧事業を県営事業として実施する基準は、次のいずれにも該当し、関係する市町村から要請があった場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援等を最優先に取り組んでいるなど、農地及び農業用施設の災害復旧事業に着手できない状況にある沿岸市町村(※)であること。 津波被害を受けた農地において、損害対策等技術的対応が必要であること。 津波被災地の農業生産基盤の復旧については、都市計画を含めた地域全体の土地利用計画のひとつと位置付け、関係機関との協議が必要であり、一貫した計画により施行しなければならないこと。 ひとつの市町村において、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業の受益面積が農業基盤整備事業の県営事業の採択基準以上であること(10ha 以上)。 <p>※沿岸市町村は次のとおり 洋野町、久慈市、野田村、吾代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡町、陸前高田市</p>
--	---

<p>別紙 3 (様式)</p> <p style="text-align: center;">○○○第○○○号 平成 年 月 日</p> <p>農村建設課総括課長 様</p> <p>(○○農林振興センター所長)</p> <p>平成 23 年災害復旧事業の県営施行要請について（進達） 平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災に係る災害復旧事業について、別添のとおり、県 営施行要請があり、内容が論理的で認められるので、意見を付して進達します。 記 県営施行要請に係る意見</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">(記載例) ・別紙 1 「東日本大震災における県営災害復旧事業の実施基準」に適合し、市町村からの県営施行要請が適当である旨のコメントを記載するもの</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">○○○課 ○○係 (役職) ○○○○ TEL ○○○○</p>
--

2 東日本大震災 災害復旧 査定設計書作成の手引き

**東日本大震災 災害復旧
査定設計書作成の手引き**



被災した農地海岸保全施設とカレキに埋まる農地（陸前高田市）

平成23年6月
岩手県農林水産部農村建設課

目 次

1 調査設計の内容 · · · · ·	p 2
2 津波被害農地等復旧事業費積算指針	· · · · · p 6
3 査定設計書添付資料の作成 · · ·	p13

1 調査設計

1 調査設計の内容

土地連（協力コンサルを含む）では、以下のような調査設計を実施しております。

(1) 平面図の作成

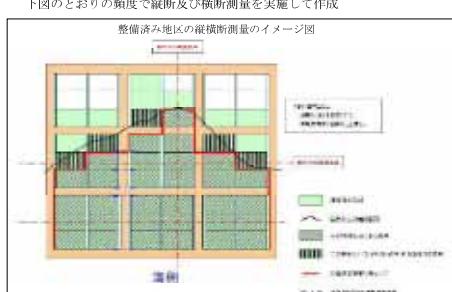
平面図は、水土里情報システムの基盤図を活用して作成
縮尺については、申請箇所毎で検討



平面図のイメージ

(2) 縦横断図の作成

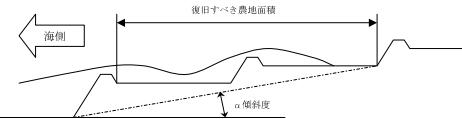
下図のとおりの頻度で縦断及び横断測量を実施して作成



整備済み地区の縦横断測量のイメージ図

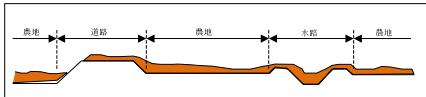
水路及び道路については、起点、中間点、終点の3点を横断測量し作成する。
(延長が長い場合や変化点など必要に応じて測点を増やす。)
また、縦断図については路線ごとに作成する。

(3) 農地の復旧限度額算定図 下図のとおり作成



なお、復旧すべき農地面積とは水張面積であることから、水土里情報システムで算出する農地面積に本地率を乗じて算出する。

※ 農地、水路及び道路の境界が不明な場合は、従前の地形をもとに下記のとおり設定する。



(4) 農地に係る調査

① 堆積土砂の厚さ

津波により農地に堆積した土砂の災害復旧事業の対象とする厚さは、5cm以上。(5cm未満は除塩事業で対応)

厚さの測定は、下記順度で行う

ア 堆積厚5cm以上の農地の壟掘を実施

その際の測定頻度は農地1筆につき1箇所とし、農地の中心を測定

イ 排土量算出に使用する堆積厚は、上流、中流、下流の3点を測定し、

その平均値

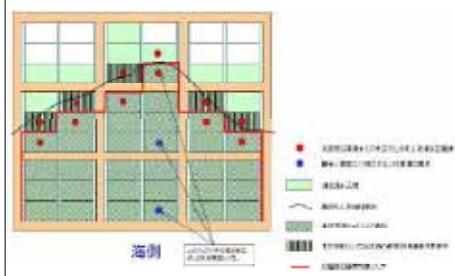
ただし、申請箇所面積が2ha未満の場合は、原則として1筆1箇所

測定

② 排土量の算出は、前項より求めた土砂堆積厚を対象農地全面積に乗じて算出

なお、降雨災害で堆積した土砂の排土量については、災害発生直後の堆積土が浸潤状態にあり、実際の施工の際には脱水し収縮すると想定されることから、調査時の土砂等の状況により排土量が控除されるが、今回の堆積土砂は海の砂が大半であり砂質系であることから、控除は行わない。

土砂堆積厚測定のイメージ図



2 津波被害農地等復旧事業費積算指針

1 総則

査定設計書の作成にあたっては、農地及び農業用施設を合算せず、分割して設計書を作成するものとする。

2 ガレキ撤去

(1) 適用範囲

津波により農地及び農業用施設等に堆積したガレキ撤去作業の積算の参考とする。

なおガレキの撤去は、原則として環境省事業で実施することとしており、災害復旧事業で行う場合は緊急の場合に限る。

(2) 積算手順



(3) 機種選定及び施工歩掛

① 機種の選定は、堆積したガレキの状況等から現地に適合した機種を選定すること。(超ロングバックホー、掘み装備付きバックホー、コンクリート破碎機等)

② 使用する機械機種は、土地改良積算基準及び「東日本大震災に伴うガレキ撤去に係る機械等賃料等単価」を標準とする。(岩手県国土整備部監修)

③ ガレキ撤去の算定は、「土木工事標準積算基準書」(県土整備部監修)の伐木除根工の集積作業(機械処理)歩掛を標準とする。

④ ガレキを運搬するダンプトラックは、工事に使用する道路幅員から定めるものとする(幅員3m以上の場合はダンプトラック 10ton、幅員3m未満の場合はダンプトラック 4ton)。

⑤ ガレキの運搬距離は、集積場所が未定の場合2km以下とする。

(4) ガレキ撤去積算例

① ガレキ撤去積込運搬 (1,000 m³当り)

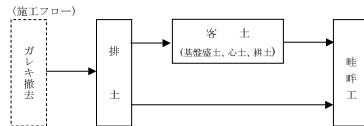
名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役	除根なし	人	0.360	S02115
普通作業員	除根なし	人	0.180	S02115
ハッパ切削型・排糞型1次	標準ハッパ切削量山積0.45 m ³ /回	時間	4.200	S16001
掘み装置単体		日	0.525	
機械小運搬 (土砂類、生コン)	ハッパ型運搬1回	回	0.525	S02046
機械土工 (ハッパ切削)	排糞型1次, 山0.80 (平0.60) m ³	日	0.689	S01005
ダンプトラック運搬 (標準)	積載質量10t 程	日	0.700	S01031

3 農地

(1) 適用範囲

津波により農地に堆積した土砂の撤去及び復旧に係る作業の積算の参考とする。

(2) 施工概要



(3) 機種選定及び施工歩掛

- ① 農地に堆積した土砂の撤去厚さは、5cm以上とする。(5cm未満は災害復旧事業対象外：除塙事業で対応)
- ② 排土及び堆積土砂の土質区分は、砂質土のルーズ状態を標準とする。
- ③ 排土作業は、塙分を有する土砂が流出を免れた排土等に混入する恐れがあることから、ブルドーザによる撤削押土を適用せず、バックホウでの作業を標準とする。
- ④ 堆積土砂の搬削作業に使用するバックホウは、農地の標準区画が概ね30a以上の場合、標準パケット容量山積0.45m³級、30a未満の場合、標準パケット容量山積0.45m³級を標準とする。
- ⑤ 堆積土砂の搬削後、道路近辺の集積場所までの運搬は、クローラ型油圧ダンプ4tonを使用するものとし運搬距離は、圃地ごとに平均距離を算定するものとする。
- ⑥ 集積した土砂の積込に使用するバックホウは、標準パケット容量山積0.45m³級を標準とする。
- ⑦ 土砂を運搬するダンプトラックは、工事に使用する道路幅員から定めるものとする(幅員3m以上の場合はダンプトラック10ton、幅員3m未満の場合はダンプトラック4ton)。なお運搬距離は、捨場が未定の場合2km以下とする。
- ⑧ 農地の地盤沈下及び耕土の泥化がある場合は、客土により復旧するものとする。なお、基盤土及び心土、耕土は粘質土とする。
- ⑨ 耕土及び心土の復旧厚さは、各20cmを標準とする。ただし、現地において耕土及び心土の從前の厚さが確認できる場合は、現況に合せるものとする。
- ⑩ 農地への客土は、ほ場整備(基盤整備・表土扱い)により算定するものとする。
- ⑪ 部分的な次下に対する客土については、敷均・締固工により算定するものとする。なお、必要に応じてクローラ型油圧ダンプ4tonによる客土の小運搬を計上する。
- ⑫ 堆積土砂により畦畔が確認できない工区については、全ての畦畔が被災し、復旧するものとして算定する。

8

⑬ 畦畔の復旧断面は近隣の未被災農地の畦畔断面とする。なお、これによらない場合は、高さ30cm、天端幅30cm、法勾配1:1.0を標準とする。

⑭ 部分的に沈下した農地における畦畔工の復旧は、(ほ場整備工によらない畦畔工)、バッカツによる土の投入と整形工(築立土整形形)による算定を標準とする。

(4) 作業別積算例

① 堆積土砂の排土 (標準区画概ね30a以上の場合)

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工(バッカツ搬削)	排削型1次,山0.80(平0.60)m³	m³	1.000	S01005
機械小運搬(土砂類、生コン)	カーフ型油圧ダンプ 4t	m³	1.000	S02046
機械土工(バッカツ搬削)	排削型1次,山0.80(平0.60)m³	m³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬(標準)	積載量10t 積	m³	1.000	S01031
段土整地工(アリーフォー)	段土整地	m³	1.000	S01081

② 堆積土砂の排土 (標準区画30a未満の場合)

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工(バッカツ搬削)	排削型1次,山0.45(平0.35)m³	m³	1.000	S01005
機械小運搬(土砂類、生コン)	砂、砂利、礫石	m³	1.000	S02046
機械土工(バッカツ搬削)	排削型1次,山0.80(平0.60)m³	m³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬(標準)	積載量10t 積	m³	1.000	S01031
段土整地工(アリーフォー)	段土整地	m³	1.000	S01081

③ 客土 (基礎盛土及び心土) 1ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
ほ場整備工(基盤造成・畦畔築立)	基盤切盛+畦畔築立+基盤整地	ha	1.000	S10003
基盤土、心土(粘質土)	耕入土	m³		
整形工(機械法面整形)	盛土法面、築立(土羽)整形	m³		S01073

④ 客土 (耕土) 1ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
ほ場整備工(表土扱い)	順送り(表土整地)	ha	1.000	S10003
耕土(黒土)	耕入土	m³		

⑤ 部分的な客土 (基礎盛土及び心土) 10m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
敷均・締固工(アリーフォー敷均し)	溝地10ton	m³	10.000	S10051
耕土(黒土)	耕入土	m³		

⑥ 部分的な客土 (耕土) 10m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工(バッカツ搬削)	排削型1次,山0.80(平0.60)m³	m³	0.200	S01005
耕土工(機械法面整形)	盛土法面、築立(土羽)整形	m³	0.850	S01073

(5) その他

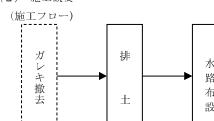
- ① 客土の購入
客土に購入土を使用する場合は、見積微収のうえ単価を定めること。
- ② 地盤沈下した農地の復旧範囲
地盤沈下した農地において基礎盛土を行う範囲を定める場合は、用排水位等を留意し定めるものとする。
- なお基準高については、当面の間電子基準点を使用し求めるものとする。

4 水路

(1) 適用範囲

津波により浸水被害を受けた水路において、排水及び既設水路の撤去・新設を算定する場合に適用する。

(2) 施工概要



(3) 機種選定及び施工歩掛

① 排土

- ア 排水路及び用排水用路の断面内の排土量は、堆積土砂の7割とする。
- イ 土水路、三面張水路及びコンクリート水路の復断面部分の堆積土砂は、バックホウにより撤去する。
- ウ コンクリート水路内の土砂については、人力土工により撤去する。
- エ 必要に応じて、クローラ型油圧ダンプ4tonによる掘削土砂を計上する。
- オ 土砂を運搬するダンプトラックは、工事に使用する道路幅員から定めるものとする(幅員3m以上の場合はダンプトラック10ton、幅員3m未満の場合はダンプトラック4ton)。
- カ 土砂の運搬距離は、捨場が未定の場合は2km以下とする。

② 水路撤去・布設

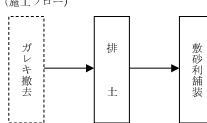
土の堆積によりコンクリート水路の被災状況が確認できない場合は、破壊しているものとして、コンクリート水路の撤去、新設を計上する。

(4) 排土工積算例

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工(バッカツ搬削)	排削型1次,山0.45(平0.35)m³	m³	2.000	S01005
人力土工(手掘)	土砂	m³	1.000	S01001
機械土工(バッカツ搬削)	排削型1次,山0.45(平0.35)m³	m³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬(標準)	積載量10t 積	m³	3.000	S01031
段土整地工(アリーフォー)	段土整地	m³	3.000	S01081

10

9

<p>5 施工道</p> <p>(1) 適用範囲 津波により浸水被害を受けた耕作道（砂利道）の復旧を算定する場合に適用する。</p> <p>(2) 施工概要 (施工フロー)  </p> <p>(3) 機種選定及び施工歩掛 ① 排土作業は、バックホーによる作業を標準とする。 ② 排土作業に使用するバックホー及びダンプトラックは、道路幅員から定めるものとし、幅員が3m以上の場合は、バックホー標準パケット容積山積0.80 m³級、ダンプトラック10tonとし、幅員が3m未満の場合は、バックホー標準パケット容積山積0.45 m³級、ダンプトラック4 tonとする。 ③ 排土の運搬距離は、捨場が未定の場合は2km以下とする。 ④ 敷砂利舗装は、再生クラッシュラン（RC-40）厚さ10 cmを標準とする。ただし、現地において路盤厚等を確認調査できる場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 機種選定及び施工歩掛 ① 堆積土砂の排土 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械土工 (m³/台・時間)</td> <td>堆積型1次山0.80 (平0.60) m³</td> <td>m³</td> <td>1.000</td> <td>S01005</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック運搬 (標準)</td> <td>積載質量10t 箱</td> <td>m³</td> <td>1.000</td> <td>S01031</td> </tr> <tr> <td>残土整地 (m³/m³)</td> <td>残土整地</td> <td>m³</td> <td>1.000</td> <td>S01081</td> </tr> </tbody> </table> ② 敷砂利舗装 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷砂利舗装工 (機械)</td> <td>RC-40, 10 cm</td> <td>m²</td> <td>10.000</td> <td>S08042</td> </tr> </tbody> </table> </p>	名称	規格	単位	数量	摘要	機械土工 (m³/台・時間)	堆積型1次山0.80 (平0.60) m³	m³	1.000	S01005	ダンプトラック運搬 (標準)	積載質量10t 箱	m³	1.000	S01031	残土整地 (m³/m³)	残土整地	m³	1.000	S01081	名称	規格	単位	数量	摘要	敷砂利舗装工 (機械)	RC-40, 10 cm	m²	10.000	S08042	<p>3 査定設計書添付資料の作成</p>
名称	規格	単位	数量	摘要																											
機械土工 (m³/台・時間)	堆積型1次山0.80 (平0.60) m³	m³	1.000	S01005																											
ダンプトラック運搬 (標準)	積載質量10t 箱	m³	1.000	S01031																											
残土整地 (m³/m³)	残土整地	m³	1.000	S01081																											
名称	規格	単位	数量	摘要																											
敷砂利舗装工 (機械)	RC-40, 10 cm	m²	10.000	S08042																											

12

13

<p>査定設計書添付書類の作成</p> <p>作成資料一覧 ① 査定票 ② 申請書由索 ③ 復旧事業補助計画（概要）書 ④ 復旧事業（補助）計画概要書 ⑤ 事業者登録 ⑥ 査定設計書表紙 ⑦ 地区別 施工方コード</p> <p>実際の入力作業は、一連の調書を1つのエクセルで作成できるようになっています。 以下の方法で作成してください。</p> <p>その①印刷シートに必要項目を入力 その②入力シートの青色セルに必要項目を入力 その③それぞれの作成資料に必要事項（黄色色部）が記載されているか確認 その④概要を出力し、査定設計書に添付する。</p>	<p>査定票</p> <p>地区及び番号 21 - 401 地点名 檜原里 査定年月日 平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">査定資料</th> </tr> <tr> <th colspan="4">○○○川尾根側斜面 構成品 施工監視</th> </tr> <tr> <th>立合</th> <th>照査</th> <th>検査</th> <th>回査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工種</th> <th>緊急程度</th> <th>事業量</th> <th>事業費</th> <th>今も未完成額</th> <th>差引額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請</td> <td>B1</td> <td>A</td> <td>0.18 m³ 0.08 m³</td> <td>224 千円</td> <td>-</td> <td>524</td> <td>21(1)-004川尾根斜面(2)工事用</td> </tr> <tr> <td>査定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>田代郡 4,988 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次回査定</p> <p>※該区域の査定表については、 ①地盤、②水路、③道路の順にそれぞれで 作成する</p> <p>調査官 長林水道技術 立会官 財務事務官</p>	査定資料				○○○川尾根側斜面 構成品 施工監視				立合	照査	検査	回査					区分	工種	緊急程度	事業量	事業費	今も未完成額	差引額	備考	申請	B1	A	0.18 m ³ 0.08 m ³	224 千円	-	524	21(1)-004川尾根斜面(2)工事用	査定							田代郡 4,988 千円
査定資料																																									
○○○川尾根側斜面 構成品 施工監視																																									
立合	照査	検査	回査																																						
区分	工種	緊急程度	事業量	事業費	今も未完成額	差引額	備考																																		
申請	B1	A	0.18 m ³ 0.08 m ³	224 千円	-	524	21(1)-004川尾根斜面(2)工事用																																		
査定							田代郡 4,988 千円																																		

2

3

第4節 契定票及び箇所別調書の記入要領

4-1工種〔(要綱第1の2)〕

(1) 農地にあっては、田、畑、わさび田に区分

果樹園、飼料畠、苗圃、桑畠、石垣いちご畠等の特殊畠及びくわい田、はず田等、特殊田については、備考欄に特記する。

(2) 農業用施設については、ため池、頭首工、水路、排水機、堤防、道路、橋梁、農地保全施設に区分

①水路については、備考欄に用水、用排、排水と記入する。

②様門、頭工の工作物については、その工作物が属する工種、例えば堤防に付帯するものは堤防とし、水路に付帯するものは水路とする。

③ため池放水路の範囲は、堤体に影響を及ぼさない地点までのクッション、減勢工、止水壁等で下流側取付までとする。

(3) 工種区分

①温室は畠とする。ただし、田畠転作田は田とする。(温室とは、基礎固定、ガラス張をいう。)

②田に一時栽培の花木は田扱い、継続するものは畠とする。

③頭首工と水路の区分

通常一休と考へられる範囲までを頭首工(沈砂池、余水吐まで、これがない場合は取水施設まで)とする。ただし、取付水路のみ被災の場合(沈砂池、取付水路、余水吐のみの灾害)は水路として扱う。

4-2緊急順位〔(要領第8)〕

原則として施工令第7条の2緊要な災害復旧事業に示された規定に基づいてA、Bに区分して記入する。

緊急な災害復旧事業とは、農林水産業の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼす災害に係るもので、農地、農業用施設災害の場合はほとんどがAである。

4-3事業量

(1) 農地については合計面積を記入するほか、畦畔がある場合はその延長を上段()書で併記する。

また畦畔のみの場合も、その支配面積を記入するほか、その延長を上段()書で併記する。

農地面積表示は、ha単位で原則として少数以下2位止め3位四捨五入とする。(但し面積表示が0.00haとなる場合は、少数第3位を切上げとする。)

畦畔延長は少数以下1位上げどしmm単位とする。

農地扱いとなる牧草地で、一回地内の被災が数箇所に及び場合は、最初の箇所に面積を記入し、他の箇所は()書で記入する。

反当限額の算定において、傾斜度は度単位(度未満は切捨て)とし、復旧すべき農地面積はアール単位(小数点以下第4位切捨て)とし、算定される金額は千円単位(千

円未満は切捨て)とする。

(2) 犀牛施設については次のとおり、記入する。

①ため池、頭首工、揚水機、橋梁、農地保全については箇所数のほか、主要工事の延長を少数以下1位止め、2位切上げて上段()書で併記する。

ため池・・・堰体は上部(天端)延長(余水吐を含む。)

頭首工・・・堰体延長は(可動部を含む。)

揚水機・・・導水管設管等主要となる施設延長

橋 染・・・全幅旧延長

農地保全・・・主要工事延長

上記以外の場合はその主たる復旧施設の延長を記入する。

②水路、道路、堤防については、復旧延長を記入する。(小数点以下1位切上げm単位止める。)

なお、関連事業がある場合は、特に数量を区分することが困難なものについては本災と関連と併せた延長を記入する。

③ブロック工の小口止工は申請延長に含むものとする。

4-4事業費

(1) 本災と関連に区分し開通事業費は、本事業費の上に(外敷)書とする。

(2) うち未成(内敷)、うち転属(内敷)のある箇所については備考欄に前災の年版、箇所番号を記入する。

(3) 農地復旧限度額の対象となる場合の申請事業費は全体額を記入する。

(4) 保留箇所については仮決定額を記入する。

4-5査定内容欄の記入方法

査定の時指示した事項又は、失格となった場合の事業費、外格となった場合の理由のほか査定の際の条件について記入する。(朱書き)

(1) 申請どおりの場合、「申請は適正と認める。」と記入する。

(2) 査定の際、設計内容等を訂正した場合は、訂正内容を簡明に箇条書きとする。

(3) 条件付査定とする場合は、必ずその条件を記入しなければならない。

①ため池、排水路等が土砂埋没した場合、「事業着手前に排水量を調査すること」を記入する。

②内陸的被災で常識的には被災と判定できても十分な証拠のない場合は条件付査定とすることも必要である。即ち、表面の状態から判定した被災に対して復旧工法を決定しておくことは差支えないが、その後の調査で被災実に誤認があれば工法を訂正する旨の条件をつけておく必要がある。

③構造物の基礎地盤が不明な場合等で実施までには必ず調査する必要があるような場合は、指示事項を記入しておく。

④排水路が埋そくし、護岸の被災の有無が不明な場合は、被災が無いものとして処理し「埋そく土砂を排除した後、護岸が被災していた場合には、計画変更で処理する。」を記入する。

16

17

作成資料②

申請理由書

本地区は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する

- ※ 法律及同施行令第7条の2の(1) 及農地、農業用施設災害
農地の場合は(1)
農業用施設の場合は(2)
- 害復旧事業査定要領 第12 の理由により計画し申

請するものである。

作成資料③
地区番号 21
箇所番号 401
平成23年東北地方太平洋沖地震災害
復旧事業補助計画(概要)書

事業主体 勝利市
地 区 名 勝利郡井沢(1)

事業主体								
区分	氏 名	印	区分	氏 名	印	区分	氏 名	印
						審査	菊地 盛吉	
						設計	堀 貴宏	
						製図	堀 貴次	
						検算	伊藤 賢司	
						添書	伊藤 賢司	

第8章 資料編

暫定法 工程別探査条項一覧表（頭首工 1/2） (手引P96~97、復旧工法P179~180)							
工種	被災又は復旧の形態	査定要領	事象区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要	
頭首工 頭首工	原形復旧	第12(2) (赤本P196)	洪水	頭首工が被害	原形復旧		
	効用回復	第13(2) (赤本P199)	洪水	自然吸水工(頭首工)の根元底下にあり取水不能	取入口の位置変更、接続用水路延長増加、井戸揚水機の新設		
		第13(3) (赤本P200)	洪水	頭首工に被災はないが河川の変動により取水不能	井戸の延長増加、上止壁の新設または改修、グラウト工、揚水機等の耐震施設の新設等		
		原形復旧 不可能	第14(1)ア(イ) (赤本P205)	洪水	井堰が流出し、河床等が陥没	護岸、井堰の根入れの増加及びこれに伴う上面の低張	
		第14(1)ア(ア) (赤本P206)	洪水	頭首工の上下流の河床の沈下	頭首工、水工制工、床止工等の新設		
	第14(1)ア(エ) (赤本P206)	洪水	井堰等の取付部の洗掘又は崩壊	延長の増加			
	第14(1)ア(カ) (赤本P206)	洪水	杭打ち基礎を掘した井堰が被災し、河床の変化等により杭打ち不能	杭打ちに代わる基礎工			
	第14(2) (赤本P209)	洪水	頭首工が全面的に被災し、その原形が判定できない	從前の効用回復を限度とした必要な工事(代替施設を含む)			

暫定法 工程別探査条項一覧表（頭首工 2/2） (手引P210~211、復旧工法P219~221)							
工種	被災又は復旧の形態	査定要領	事象区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要	
頭首工 頭首工	原形復旧困難	第15(1) (赤本P210)	洪水	河床の変動、地盤等の変動のため、又はその被災施設の除去困難	從前の効用回復を限度として、位置、工法の変更は頭首工、揚水機、水工制工、床止工等の新設、杭打ち工、洗削工等		
	頭形復旧不適当	第15(2)イ (ア) (赤本P218)	洪水	(1)局所的被災 井堰等の局部的(延長の2/3未満)に被災	寸法、材質等を変更する工事、井堰等の根入れが既存工用を大きく超える場合、井堰等の構造部分の部分被災	井堰等の根入れを小さくして部への取付工事	河床、地盤等、地形の変更は基準と被災箇所に合わせて複数の方法で実施
			第15(2)イ (イ) (赤本P223)	洪水	井堰の全部又は全体部分の延長の2/3以上が被災	井堰の全部についての位置、形状、寸法等又は材質等を変更する工事	位置、寸法、形狀等を変更する工事
			第15(2)イ (ア) (赤本P225)	洪水	井堰の構造改訂に伴い堤体に付帯する施設(土止め、洪水吐、排水路等)の洗削を必要とする場合	施設が男丁いていい効用が構造の変更により失廃することが明確な場合にのみ土砂吐、洪水吐、道道、洗削路等を新設することができる	位置、寸法、形状、寸法、材質等の変更、水工制工の新設、根入れ、土止め等の施工
統合		第19・2 (赤本P252)	洪水	河川に連続して設置された井堰が被災し、複合して復旧することが妥当な場合	総合後の用水能力は複合前の個々の用水能力を合計したものの範囲内	被災箇所を新たに河川の水害衝突にならうこと	

暫定法 工程別探査条項一覧表（橋道 1/3） (手引P129~130、復旧工法P273~274)							
工種	被災又は復旧の形態	査定要領	事象区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要	
橋道	原形復旧	第12(2) (赤本P196)	洪水、降雨	路道が被災	原形復旧		
	橋道復旧不可能	第14(1)ア(エ) (赤本P206)	洪水	構造の取付部が洗削又は埋没	延長を増加して復旧		
			第14(1)ア(オ) (赤本P206)	地震	せんかねいの陥没(陥落等)をきたし、その部分の安定が保たれないので被災	卷立工及びグラウト工	位置、寸法、形状、寸法、材質等の変更、水工制工の新設、根入れ、土止め等の施工
			第14(1)ア(カ) (赤本P206)	洪水	杭打ち基礎を掘した河床の変化等により杭打ち不能となった場合	杭打ちに代わる基礎工の施行	位置、寸法、形状、寸法、材質等の変更、杭打ちによる基礎工
橋形復旧困難		第15(1) (赤本P210)	洪水	河床の変動、地盤等の変動のため、その被災施設の除去困難	從前の効用回復を限度として、位置、工法の変更は頭首工、揚水機、水工制工、床止工等の新設、杭打ち工、洗削工等	被災箇所に合わせて複数の方法で実施	
		第15(2)オ(ア) (赤本P258)	洪水	流出、埋没等の他の地形、地盤等の変動	路線、位置、形状、寸法、材料等の変更又は揚水工等の新設若しくは揚水工路を横梁に変更する工事	位置、寸法、形状、寸法、材質等の変更、水工制工の新設、根入れ、土止め等の施工	
		第15(2)オ(イ) (赤本P259)	洪水	排水路と効用を兼ねる農業用水が被災	工法基準は排水路護岸に準じて復旧	被災箇所の位置、規格、構造等に合わせて施工する工事	
		第15(2)オ(ウ) (赤本P259)	洪水	構造の下部構造の木造部分が被災	当該被災部分をコンクリート等の永久構造として復旧	被災箇所の位置を更にして堤防、護岸等を新設する工事	

暫定法 工程別探査条項一覧表（農道 2/3） (手引P275~276、復旧工法P303~304)							
工種	被災又は復旧の形態	査定要領	事象区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要	
農道	原形復旧	第12(2) (赤本P196)	洪水、降雨	路道が被災	原形復旧		
	橋道復旧不可能	第14(1)ア(エ) (赤本P206)	洪水	構造の取付部が洗削又は埋没	延長を増加して復旧		
			第14(1)ア(オ) (赤本P206)	地震	せんかねいの陥没(陥落等)をきたし、その部分の安定が保たれないので被災	卷立工及びグラウト工	位置、寸法、形状、寸法、材質等の変更、水工制工の新設、根入れ、土止め等の施工
			第14(1)ア(カ) (赤本P206)	洪水	杭打ち基礎を掘した河床の変化等により杭打ち不能となった場合	杭打ちに代わる基礎工の施行	位置、寸法、形状、寸法、材質等の変更、杭打ちによる基礎工
		橋形復旧困難	第15(1) (赤本P210)	洪水	河床の変動、地盤等の変動のため、その被災施設の除去困難	從前の効用回復を限度として、位置、工法の変更は頭首工、揚水機、水工制工、床止工等の新設、杭打ち工、洗削工等	被災箇所に合わせて複数の方法で実施
		第15(2)オ(ア) (赤本P258)	洪水	流出、埋没等の他の地形、地盤等の変動	路線、位置、形状、寸法、材料等の変更又は揚水工等の新設若しくは揚水工路を横梁に変更する工事	位置、寸法、形状、寸法、材質等の変更、水工制工の新設、根入れ、土止め等の施工	
	第15(2)オ(イ) (赤本P259)	洪水	排水路と効用を兼ねる農業用水が被災	工法基準は排水路護岸に準じて復旧	被災箇所の位置、規格、構造等に合わせて施工する工事		
	第15(2)オ(ウ) (赤本P259)	洪水	構造の下部構造の木造部分が被災	当該被災部分をコンクリート等の永久構造として復旧	被災箇所の位置を更にして堤防、護岸等を新設する工事		

暫定法 工程別探査条項一覧表（農道 3/3） (手引P275~276、復旧工法P303~304)							
工種	被災又は復旧の形態	査定要領	事象区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要	
農道	原形復旧困難	第15(2)オ(オ) (赤本P242)	洪水	構造の全部又は一部が木造である橋の当該木造部分の延長の3分の2以上が被災し、かつ、前記(i)から(v)のうちいずれかに該当する場合	残存部分との取り付けが不適当な場合において当該被災箇所の部分を永久構造として復旧する工事、又はそれに代わって下高を上げて復旧する工事	位置、寸法に応じて複数の方法で実施	
		第15(2)オ(ア) (赤本P242)	洪水	構造の全部又は一部が被災し、基礎が完全にわたって被災し、その程度が激甚の場合は該当箇所を含む区間で工事を停止する事	当該被災箇所を含む区間で工事を停止する	位置、寸法に応じて複数の方法で実施	
		第15(2)オ(イ) (赤本P242)	洪水	構造の全部又は一部が被災し、基礎が完全にわたって被災し、その程度が激甚の場合は該当箇所を含む区間で工事を停止する	当該被災箇所を含む区間で工事を停止する	位置、寸法に応じて複数の方法で実施	
		第15(2)オ(ウ) (赤本P242)	洪水	被災した橋の被災箇所が新たに河川の水害衝突にならなかった場合	被災箇所を含む区間で工事を停止する	位置、寸法に応じて複数の方法で実施	
農道	原形復旧不適当	第15(2)オ(オ) (赤本P242)	洪水	橋の全部分が被災し、その他の地形、地盤等の変動	被災箇所の位置、規格、構造等に合わせて施工する工事	位置、寸法に応じて複数の方法で実施	
		第15(2)オ(ア) (赤本P242)	洪水	路線、位置、形状、寸法、材料等の変更又は揚水工等の新設若しくは揚水工路を横梁に変更する工事	被災箇所の位置、規格、構造等に合わせて施工する工事	位置、寸法に応じて複数の方法で実施	
		第15(2)オ(イ) (赤本P242)	洪水	工法基準は排水路護岸に準じて復旧	被災箇所の位置、規格、構造等に合わせて施工する工事	被災箇所の位置を更にして堤防、護岸等を新設する工事	
		第15(2)オ(ウ) (赤本P242)	洪水	構造が全延長にわたって被災し、その他の被災箇所を除く場合は該当する工事の代りに他の方法で被災箇所を含む区間に被災した場合	当該被災箇所を含む区間に被災した場合	位置、寸法に応じて複数の方法で実施	

暫定法 工程別探査条項一覧表（橋道 2/3） (手引P128、復旧工法P307)							
工種	被災又は復旧の形態	査定要領	事象区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要	
橋道	原形復旧	第12(2) (赤本P196)	洪水	排水機が被災	原形復旧		
	橋道復旧不可能	第13(4) (赤本P201)	洪水	雨水管が被災はないが、河床が変動した場合	水制工又は導水施設を新設する工事	位置、形状、寸法、工法を変更する工事	
			第13(5) (赤本P201)	地盤等	雨水管が被災はないが、地盤等により地盤が埋められると見受けられる場合	水制工又は導水施設を新設する工事	位置、形状、寸法、工法を変更する工事
			第15(1) (赤本P210)	洪水	雨水管が被災	雨水管を繋ぎて雨水を排除する工事	位置、形状、寸法、工法を変更する工事
			第15(2)オ(ア) (赤本P244)	地盤等	雨水管が被災し、流出、埋没等の他の地形、地盤等の変動	雨水管を繋ぎて雨水を排除する工事	位置、形状、寸法、工法を変更する工事
橋道被災		第19、2 (赤本P252)	洪水	雨水管が被災して排水された雨水が被災して結合して復旧するが妥当な場合	河川に連続して設置された雨水管が被災して結合して復旧するが妥当な場合	位置、形状、寸法、工法を変更する工事	
		雨水管を繋いで復旧する場合	雨水管が被災して排水された雨水が被災して結合して復旧するが妥当な場合	雨水管を繋いで雨水を排除する工事	位置、形状、寸法、工法を変更する工事		

第8章 資料編

暫定法 工程別探査条項一覧表 (農地保全施設 1/1)

手引P138、復旧工法P317

工種	被災又は復旧の形態	査定要領	事業区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要
農地保全施設	原形復旧	第12(3)イ (赤本P196)	洪水等	奥地保全施設が被害	原形復旧	
	原形復旧	第14(1)ア (キ) (赤本P206)	地すべり、 洪水、地 震等	農地保全施設が被災し、河床 の変動、その他地形、地盤の変 動により原形復旧することが不 可能	地表排水工、地下 排水工、抑止工等 の根入れ及び延長の 增加、断面の拡張、勾 配の緩和	
		第14(1)イ (赤本P207)	地すべり、 洪水、地 震等	農地、農業用施設が被災し、流 出、崩落、埋没等地形、地盤が変 化したため当該施設を原形 復旧することが不可能	土工又は承水路若 しくは排水工等の農地 保全施設の新設	
	原形復旧 不適当	第15(2)ア (赤本P244)	地すべり、 洪水、地 震等	農地保全施設が被災し、流出、 崩落、埋没等地形、地盤が変 化したため、当該施設を原形 復旧することが不適当	従前の効用回復を限 度として、位置、形状、 寸法、材質を更にする 工事	
	第15(2)イ (赤本P245)	火山噴火の噴出物	火山噴火の噴出物	火山噴火により農地 が被災し、かつ流域の状況が 変化したため原形復旧するこ とが不適当	土工又は承水路、 若しくは排水工等の 農地保全施設の新設	

暫定法 工程別探査条項一覧表 (海岸 2/2)

工種	被災又は復 旧の形態	査定要領	事業区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要
海岸	原形復旧	第15(2)エ (イ)(赤本 P234)	高潮、波 浪等	海岸が被災し、その被災箇所が「直 接的に海岸の波浪吸収能」と なったため	当該災害を与えた高潮、波浪 等を対象として「構造を強化し て復旧」施行する工事	12(3) イ(イ)
		第15(2)エ (ウ)(赤本 P235)	高潮、波 浪等	海岸が被災し、当該被災箇所が「直 接的に海岸の波浪吸収能」と なったため	必要最小限度の工事	12(3) イ(エ)
		第15(2)エ (オ)(赤本 P235)	高潮、波 浪等	海岸が被災し、その被災箇所の「背後 地」に直接被災箇所が「直接 吸収能」でないが、「直接吸 収能」となるおそれがないため	当該災害を与えた高潮、波浪等を 対象として「堤防、護岸の嵩上げ、 構造、工事の変更」を行なう工事	12(3) イ(オ)
		第15(2)エ (カ)(赤本 P236)	高潮、波 浪等	海岸が広範囲にわたりて被災し、 その被災箇所が「基 本的度」であるため	当該災害を与えた高潮、波浪等を 対象として「被災後の状況に応じ る被災箇所を含む全てにおける 設計計画」のもとに実行する工事	12(3) イ(カ)
		第15(2)エ (カ)(赤本 P236)	高潮、波 浪等	海岸が被災し、その被災箇所の「背後 地」に直接被災箇所が「直接 吸収能」でないが、「直接吸 収能」となるおそれがないため	当該災害を与えた高潮、波浪等を 対象として「工事だけ」「被 置工事を含む新設する工事」	12(3) イ(カ)
		第15(2)エ (ク)(赤本 P237)	高潮、波 浪等	海岸が被災し、当該被災箇所が「直接 吸収能」として、防波、堤防の相 互の連絡、構造、精度等の状況を勘 案して、防波、堤防、工事の変更 を行う工事	当該接続施設の位置、規 模、構造等に併せて施行する工事	12(3) イ(ク)
		第15(2)エ (ク)(赤本 P237)	高潮、波 浪等	海岸が被災し、その被災箇所の「背後 地」に直接被災箇所が「直接 吸収能」でないが、「直接吸 収能」となるおそれがないため	天然の海岸が決壊し、海岸汀線の移 動その他の相手、堆積や災害のため 原形に復旧することが不適当	位置、法線を変更して堤防、 護岸又は防砂堤等を新設 する工事

貴相法 工程別探査条項一覧表 (海岸及び地すべり防止施設 1/2)

手引P139～140、復旧工法P323～324

工種	被災又は復 旧の形態	査定要領	事業区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要
海岸	原形復旧	第12(1) 高瀬、地 すべり等	高潮(保全性段)	海岸(保全性段)が被害	原形復旧	12(1)
	原形復旧不可 (原形の判定 が可能な場合)	第14(1)ア (キ) (赤本P244)	高潮、地 すべり等	農業用施設が被災し、河床の変動、 海岸汀線の移動、その他の地形、地 盤の変動により原形復旧することが不 可能な場合	従前の効用回復を限度と して、防波、堤防、工事、材質を 変更して施行する工事	12(2) ア(ア)
		第14(1) (イ) (赤本 P245)	高潮等	天然の海岸が決壊したため、背後 地の農地等に被害を及ぼした場合 又はそのおそれがある大いき場合	堤防、護岸又は砂防砂堤 等の新設	12(2) ア(イ)
	原形復旧不可 (原形の判定 が不可能な 場合)	第14 (2) (赤本 P249)	高潮等	海岸ははじめて天然の海岸等を對 象に考られた基準であつて、例え ば「天然海岸等が全面的に被災した 場合」	堤防の効用回復を限度と して、被災後の状況に適 応した工法により復旧	12(2) イ
	原形復旧困難	第15(1) (イ) (赤本 P246)	高潮、地 すべり等	農業用施設が被災し、河床の変動、 海岸汀線の移動、その他の地形、地 盤の変動のために原形復旧が困 難な場合	従前の効用回復を復すた ための防波、工法、形状、 寸法、材質等の変更する 工事、根固工、排水工、法 線工、消波工等を新設	12(3) ア
	原形復旧不適 当	第15 (2) (ア) (赤本 P244)	高潮、 波浪等	海岸が被災し、海岸汀線の移動そ の他の地形、地盤等の変動のため、 その被災施設を原形に復旧するこ とが不適当な場合	従前の効用を回復するた めの位置、工法、形状、 寸法、材質等の変更する 工事、根固工、排水工、法 線工、消波工等を新設	12(3) ア(ア)
		第15 (2) (ク) (赤本 P244)	高潮、 波浪等	海岸又は地べり 防止施設が被災し、被災 箇所の海岸地帯に構造地帯等があつたため	海岸又は地べり 防止施設が被災し、被 災箇所の海岸地帯に構 造地帯、地盤の変動の ため、その被災地帯の除 去が困難なため	位置、法線、形状、寸法及 び材質を変更して 行なう工事又は根固工、安 定堤工、排水工、掩 壁工、法面保護工事を新設する工 事

28

貴相法 工程別探査条項一覧表 (海岸及び地すべり防止施設 2/2)

工種	査定要領	事業区分	被災状況	復旧工法の範囲	摘要	
海岸 及び 地 すべ り 防止 施設	原形復旧	第12(3)イ (エ) (赤本P673)	高潮、 波浪等	海岸又は地べり 防止施設が被災し、その被 災箇所が海岸の波浪吸 收能又は潮流 の水質保護能でなくなり、かつ 再び海岸の水質 が悪化しなおそれがある場合	当該災害を与えた高潮、波浪、 水質等を対象として施行する工事	
		第12(3)イ (エ) (赤本P673)	高潮、 地 すべ り等	海岸又は地べり 防止施設が被災し、その被 災箇所が海岸の波浪吸 收能又は潮流 の水質保護能でなくなり、かつ 再び海岸の水質 が悪化しなおそれがある場合	必要な小限度の工事	
		第12(3)イ (エ) (赤本P673)	高潮、 地 すべ り等	海岸又は地べり 防止施設が被災し、被災 箇所の海岸地帯に構造地 帯等があつたため	当該災害を与えた高潮、 地すべり等を对象として施行する工事	
		第12(3)イ (エ) (赤本P673)	高潮、 地 すべ り等	海岸又は地べり 防止施設が被災し、その被 災箇所が海岸地帯に構造地 帯等があつたため	必要な小限度の工事	
		第12(3)イ (エ) (赤本P674)	高潮、 波浪等	海岸が越水又は越波のため被災	当該災害を与えた高潮、 波浪等を対象として施行する工事	
		第12(3)イ (エ) (赤本P674)	高潮、 地 すべ り等	海岸又は地べり 防止施設が被災し、その被 災箇所が海岸地帯に構造地 帯等があつたため	当該地盤の位置、規 模、構造等を勘案して、当該被災施 設の障害を解消する工事	
	第12(3)イ (エ) (赤本P674)	高潮、 地 すべ り等	その他(ア)から(ク)までに掲げるも のに対する工事	その他(ア)から(ク)までに掲げるも のに対する工事		

29

事業費総括

(第2表)

費目	金額	摘要
工事費	221 千円	
工工事費	218	
付帶工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
營繕費		
工事雜費	218 × 0.015	
応急工事費	221	
事務雜費	221 × 0.015	
合計	224	

30

第8章 資料編

<p style="text-align: center;">実施設計書</p> <p style="text-align: center;">地区番号 21 箇所番号 401 地区名 鹿児井町</p>	<p style="text-align: right;">作成資料⑥</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">平成 23 年度</td> <td colspan="2">農地災害復旧事業</td> <td colspan="2">農地の被災状況 平野部農業、良質な 施設の場合は整備用 施設災害復旧事業と 併用</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">作成資料⑦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">23 年災</td> <td colspan="2">災害名 平成23年東北地方太平洋沖地震災害 鹿児井町 低気圧 風浪(海) 台風 落雷 災</td> <td colspan="2">発生日 3月 11日 終了日 3月 11日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地区番号 21 畿所番号 401 在地 鹿児井町</td> <td colspan="2">事業 主体 共同 地方公共團體</td> <td colspan="2">農協 土地改良組合 共同施行</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受面積 0.28 ha</td> <td colspan="2">査定官 井門一信 消防立会人 須山英輔</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">戸数 1 戸</td> <td colspan="2">機上立会官 佐々木啓二</td> <td colspan="2">査定年月日 年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工種 申請工種</td> <td colspan="2">事業費 うち未収額 差引額</td> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請工種 ため池 頭首工 排水機 水路 道路 橋梁</td> <td colspan="2">m² 0.18 ha 224</td> <td colspan="2">224 雨水用林 花壇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他 ()</td> <td colspan="2">千円 千円</td> <td colspan="2">千円 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">査定工種 ため池 頭首工 排水機 水路 道路 橋梁</td> <td colspan="2">m² ha (a)</td> <td colspan="2">千円 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定工種 ()</td> <td colspan="2">千円 千円</td> <td colspan="2">千円 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">申請は適正と認めます 査定は適正と認めます 内 容</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">採択条件 本済査定要領 第12回適用 現況確認 () 石積 (空) ブロック (空) その他 () 復旧工法 () リート (空) 新築 リートA大型 U型 B/F 排水 フリコ他 () 仮設設備 () 仮設道路 一般道路 木造 小道橋 その他 () 略図又はメモ(定規使用の必要はない)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">工事概要がわかる図面(標準断面図や平面図)を添付する</td> </tr> </table>	平成 23 年度		農地災害復旧事業		農地の被災状況 平野部農業、良質な 施設の場合は整備用 施設災害復旧事業と 併用		23 年災		災害名 平成23年東北地方太平洋沖地震災害 鹿児井町 低気圧 風浪(海) 台風 落雷 災		発生日 3月 11日 終了日 3月 11日		地区番号 21 畿所番号 401 在地 鹿児井町		事業 主体 共同 地方公共團體		農協 土地改良組合 共同施行		受面積 0.28 ha		査定官 井門一信 消防立会人 須山英輔				戸数 1 戸		機上立会官 佐々木啓二		査定年月日 年月日		工種 申請工種		事業費 うち未収額 差引額		備考		申請工種 ため池 頭首工 排水機 水路 道路 橋梁		m ² 0.18 ha 224		224 雨水用林 花壇		その他 ()		千円 千円		千円 千円		査定工種 ため池 頭首工 排水機 水路 道路 橋梁		m ² ha (a)		千円 千円		定工種 ()		千円 千円		千円 千円		申請は適正と認めます 査定は適正と認めます 内 容						採択条件 本済査定要領 第12回適用 現況確認 () 石積 (空) ブロック (空) その他 () 復旧工法 () リート (空) 新築 リートA大型 U型 B/F 排水 フリコ他 () 仮設設備 () 仮設道路 一般道路 木造 小道橋 その他 () 略図又はメモ(定規使用の必要はない)						工事概要がわかる図面(標準断面図や平面図)を添付する					
平成 23 年度		農地災害復旧事業		農地の被災状況 平野部農業、良質な 施設の場合は整備用 施設災害復旧事業と 併用																																																																											
23 年災		災害名 平成23年東北地方太平洋沖地震災害 鹿児井町 低気圧 風浪(海) 台風 落雷 災		発生日 3月 11日 終了日 3月 11日																																																																											
地区番号 21 畿所番号 401 在地 鹿児井町		事業 主体 共同 地方公共團體		農協 土地改良組合 共同施行																																																																											
受面積 0.28 ha		査定官 井門一信 消防立会人 須山英輔																																																																													
戸数 1 戸		機上立会官 佐々木啓二		査定年月日 年月日																																																																											
工種 申請工種		事業費 うち未収額 差引額		備考																																																																											
申請工種 ため池 頭首工 排水機 水路 道路 橋梁		m ² 0.18 ha 224		224 雨水用林 花壇																																																																											
その他 ()		千円 千円		千円 千円																																																																											
査定工種 ため池 頭首工 排水機 水路 道路 橋梁		m ² ha (a)		千円 千円																																																																											
定工種 ()		千円 千円		千円 千円																																																																											
申請は適正と認めます 査定は適正と認めます 内 容																																																																															
採択条件 本済査定要領 第12回適用 現況確認 () 石積 (空) ブロック (空) その他 () 復旧工法 () リート (空) 新築 リートA大型 U型 B/F 排水 フリコ他 () 仮設設備 () 仮設道路 一般道路 木造 小道橋 その他 () 略図又はメモ(定規使用の必要はない)																																																																															
工事概要がわかる図面(標準断面図や平面図)を添付する																																																																															

(例-1) 地区別 整理カード					
県名 ○ 県					
○ 甲災		災害名		○ 月 発生日 ○ 月 ○ 日	
				年月日至 ○ 月 ○ 日	
○ 県市町村農協 土地改良組合 共同施行					
○ 市町村					
○ 事業主					
○ 畿所番号					
○ 在地					
○ 事業種					
○ 事業費					
○ 内未収額					
○ 差引額					
○ 備考					
○ 地区番号					
○ 受面積					
○ 五実地					
○ 売定官					
○ 立会官					
○ 売定期日					
○ 年月日					
○ 工種					
○ 申請工種					
○ 事業費					
○ 内未収額					
○ 差引額					
○ 備考					
○ 申請は適正と認めます ○ 査定は適正と認めます ○ 内容					
○ 採択条件 本済査定要領 第○回 開准 ○					
○ 規況確認					
○ 施工工法					
○ 仮設設備					
○ 申請はメモ(定規使用の必要はない)					
※工事概要を記入する。					
○の箇所は申請者記入					
□査定官記入					

3 東日本大震災 災害復旧 査定設計書作成参考資料



平成23年7月
岩手県農林水産部農村建設課

目 次

- 1 査定設計書積算の統一事項 ··· p 2
- 2 査定設計書添付資料の作成 ··· p10
- 3 調査設計の内容（参考）··· p32

東日本大震災 災害復旧 査定設計書作成参考資料

1 査定設計書積算の統一事項

1 総則

査定設計書の積算にあたっては、農地及び農業用施設を合算せず、分割して設計書を作成するものとする。

2 ガレキ撤去

(1) 適用範囲

津波により、農地及び農業用施設等に堆積したガレキ撤去作業の積算の参考とする。

(2) 積算手順



(3) ガレキ撤去の積算例及び積算の考え方

① 機械によるガレキ撤去 (1,000 m²当り)

名稱	規格	単位	数量	摘要
土木一般搬送役	詰扱なし	人	0.360	S02115
普通作業員	詰扱なし	人	0.180	S02115
ノンバケット型・排糞型1次※	標準バケット容量車積0.45 m ³ 級	時間	4.200	S16001
類似汎用車体※		日	0.525	
機械小運搬 (土砂類、生ゴミ)	ノンバケット4t	日	0.525	S02046
機械土工 (ノンバケット)	排糞型1次, 山0.80 (平0.60) m ³	日	0.689	S01005
ダンプトラック運搬 (標準) ※	堆積質量10 t 程	日	0.700	S01031

ア 使用する機械の選定は、堆積したガレキの状況等から現地に適合したものを選定すること。（超ロング・バッカ、掘み取器付きバッカ、ショート・ブーム機等）

イ 使用する機械の単価は、「土地改良積算基準」及び「東日本大震災に伴うガレキ撤去に係る機械等賃料等単価」（岩手県農土整備部制定）とする。

ウ 機械によるガレキ撤去の積算は、「土木工事標準積算基準書」（国土整備部監修）の伐木除根工の「集積作業（機械処理）」歩掛を適用する。

エ ガレキを運搬するダンプトラックは、工事に使用する道路の幅員から定めるものとする（幅員3m以上の場合は「ダンプ・トラック10ton」、幅員3m未満の場合は「ダンプ・トラック4ton」）。

オ ガレキ運搬の積算において、集積場所が未定の場合は、ダンプトラックによる運搬距離「2km以下」を選択する。

② 人力によるガレキ撤去 (1,000 m² 当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
人力石礫除去工	0~4 m ² /10m	ha	0.100	S11015
機械土工 (バッカ) 駆削	掛斗型 1 次, 山 0.80 (平 0.60) m ³	m ³	0.200	S01005
ダンプトラック運搬 (標準) ※	積載質量 10 t 程	m ³	0.200	S01031

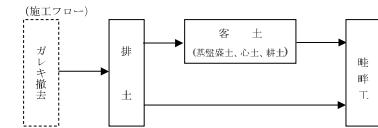
- ア 人力によるガレキ撤去は、堆積土砂の耕土後に残った細かいガレキの撤去作業とする。
 イ 人力によるガレキ撤去は、「土地改良工事積算基準」の「人力石礫除去工 (0~4 m²/10a)」を適用する。
 ウ ガレキを運搬するダンプトラックは、工事に使用する道路の幅員から定めるものとする (幅員 3 m 以上の場合「ダンプトラック 10ton」、幅員 3 m 未満の場合「ダンプトラック 4 ton」)。
 エ ガレキ運搬の積算において、集積場所が未定の場合は、ダンプトラックによる運搬距離「2 km以下」を選択する。

3 農地

(1) 適用範囲

津波により農地に堆積した土砂の撤去及び耕土等の復旧に係る作業の積算の参考とする。

(2) 施工概要



(3) 排土工の積算例及び積算の考え方

① 堆積土砂の排土工 (標準区画面積 30a 以上の場合) 1 m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工 (バッカ) 駆削	掛斗型 1 次, 山 0.80 (平 0.60) m ³	m ³	1.000	S01005
機械小運搬 (土砂類、生コン)	カーボン法面ダンプ 4t	m ³	1.000	S02046
機械土工 (バッカ) 駆削	掛斗型 1 次, 山 0.80 (平 0.60) m ³	m ³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬 (標準) ※	積載質量 10 t 程	m ³	1.000	S01031
残土整地工 (ブルドーザー)	残土整地	m ³	1.000	S01081

② 堆積土砂の排土工 (標準区画面積 30a 未満の場合) 1 m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工 (バッカ) 駆削	掛斗型 1 次, 山 0.45 (平 0.35) m ³	m ³	1.000	S01005
機械小運搬 (土砂類、生コン)	砂、砂利、砾石	m ³	1.000	S02046
機械土工 (バッカ) 駆削	掛斗型 1 次, 山 0.80 (平 0.60) m ³	m ³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬 (標準) ※	積載質量 10 t 程	m ³	1.000	S01031
残土整地工 (ブルドーザー)	残土整地	m ³	1.000	S01081

- ア 排土工の積算において、堆積土砂の土質区分は、「砂質土」、「ルーズ状態」を選択する。
 イ 排土工は、塩分を有する土砂が流出を免れた耕土等に混入する恐れがあることから、使用機械を「バッカ」とする。

ウ 排土工に使用するバッカ時は、農地の標準区画が概ね 30a 以上の場合、「標準パケット容量 山積 0.80 m³級」、30a 未満の場合、「標準パケット容量 山積 0.45 m³級」を選択とする。

エ 堆積土砂を道路近辺の集積場所までの運搬する作業は、「機械小運搬 (土砂類、生コン)」を使用機械を「カーボン法面ダンプ 4 ton」とする。

オ 集積した土砂の積込に使用するダンプ時は、「標準パケット容量 山積 0.80 m³級」を選択する。

カ 土砂を運搬するダンプトラックは、工事に使用する道路幅員から定めるものとする (幅員 3 m 以上の場合「ダンプトラック 10ton」、幅員 3 m 未満の場合「ダンプトラック 4 ton」)。なお運搬距離は、捨てが未定の場合は、ダンプトラックによる運搬距離「2 km以下」を選択する。

(4) 客土工の積算例及び積算の考え方

① 客土工 (基礎盛土及び心土) 1 ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
ほ場整備工 (基礎盛造・畦畔築立)	基盤切盛+畦畔築立+基盤整地	ha	1.000	S10003
基盤土、心土 (粘質土)	耕入土	m ³		
整形工 (機械法面整形)	盛土法面、削り取り整形	m ³		S01073

② 客土工 (耕土) 1 ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
ほ場整備工 (表土扱い)	削除 (表土整地)	ha	1.000	S10003
耕土 (粘質土)	耕入土	m ³		

ア 客土材の土質は、粘質土とする。

イ 客土材を購入土とする場合は、見積り値のうえ単価を定めること。

ウ 耕土及び心土の復旧厚さは、各 20 cm を標準とする。ただし、調査において耕土及び心土の復旧の厚さが確認されている場合は、この限りでない。

エ 客土工の積算は、「土地改良工事積算基準」の「は場整備工 (基礎整備・表土扱い)」により算定するものとする。

オ 畦畔の復旧工に係る積算は、「土地改良工事積算基準」の「整形工 (機械法面整形) 盛土法面、削り取り整形」により算定するものとする。

カ 畦畔の復旧断面が不明な場合は、高さ 30 cm、天端幅 30 cm、法勾配 1:1.0 を標準として積算する。

(5) 農地の部分的な沈下に対する客土工の積算例及び積算の考え方

① 部分的な客土工 (基礎盛土及び心土) 10 m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
敷均・締固工 (1t) 一括 敷均し締固め	溝地 16ton	m ²	10.000	S10051
耕土 (粘質土)	耕入土	m ²		

② 部分的な客土工 (耕土) 10 m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
敷均・締固工 (1t) 一括 敷均し締固め	溝地 16ton	m ²	10.000	S10051
耕土 (粘質土)	耕入土	m ²		

ア 農地の部分的な沈下に対する客土工については、「土地改良工事積算基準」の「敷均・締固工 (1t) 一括 敷均し締固め」により算定するものとする。なお、必要に応じてカーボン法面ダンプ 4 ton による客土材の小運搬を計上する。

(6) 部分的に被災した畦畔の復旧工の積算例及び積算の考え方

① 部分的に被災した畦畔の復旧工 (ほ場整備工によらない場合) 1 m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工 (バッカ) 駆削	掛斗型 1 次, 山 0.80 (平 0.60) m ³	m ³	0.200	S01005
整形工 (機械法面整形)	盛土法面、築立(土羽)整形	m ²	0.850	S01073

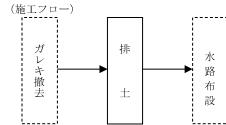
ア 部分的に被災した畦畔の復旧工は (ほ場整備工によらない畦畔工)、バッカによる土の投入と「土地改良工事積算基準」の「整形工 (機械法面整形) 盛土法面、築立(土羽)整形」により算定する。

4 水路

(1) 適用範囲

津波により浸水被害を受けた水路において、排土、既設水路の撤去及び新設に係る作業の積算の参考とする。

(2) 施工概要



(3) 水路における排土工積算例及び積算の考え方

① 土水路、三面張水路及びコックト水路複断面部分の排土工 1m³当り

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工(バッカス掘削)	掘削型1次,山0.45(平0.35) m ³	m ³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬(標準) ※	積載質量 10t 種	m ³	1.000	S01031
残土整地(アートドローバー)	残土整地	m ³	1.000	S01081

ア 土水路、三面張水路及びコックト水路複断面部分の堆積土砂の排土工は、「土地改良工事積算基準」の「機械土工(バッカス掘削)」により算定する。

イ 必要に応じて、クーラ型油圧ダンプ 4ton による掘削土砂の小運搬を計上する。

ウ 土砂を運搬するダンプトラックは、工事に使用する道路幅員から定めるものとする(幅員 3m 以上の場合「ダンプトラック 10ton」、幅員 3m 未満の場合「ダンプトラック 4ton」)。

エ 土砂の運搬距離は、捨場が未定の場合は、ダンプトラックによる運搬距離「2km以下」を選択する。

② コックト水路内の排土工 1m³当り

名称	規格	単位	数量	摘要
人力土工(床刷)	ナシ	m ³	1.000	S01001
機械土工(バッカス掘削)	掘削型1次,山0.45(平0.35) m ³	m ³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬(標準) ※	積載質量 10t 種	m ³	1.000	S01031
残土整地(アートドローバー)	残土整地	m ³	1.000	S01081

ア コックト水路内の土砂については、人力土工により撤去する。

イ 排水路及び用排兼用水路の断面内の排土量は、堆積土砂の 7割とする。

ウ 上記① イ～エを参照する。

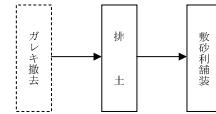
5 耕作道

(1) 適用範囲

津波により浸水被害を受けた耕作道(砂利道)の復旧を算定する場合に適用する。

(2) 施工概要

(施工フロー)



(3) 耕作道における排土工、敷砂利舗装積算例及び積算の考え方

① 堆積土砂の排土工 1m³当り

名称	規格	単位	数量	摘要
機械土工(バッカス掘削)	排削型1次,山 0.80(平 0.60) m ³	m ³	1.000	S01005
ダンプトラック運搬(標準)	積載質量 10t 種	m ³	1.000	S01031

ア 耕作道における排土工は、「土地改良工事積算基準」の「機械土工(バッカス掘削)」により算定する。

イ 排土工に使用する機械(バッカス及びダンプトラック)は、道路幅員から定めるものとし、幅員が 3m 以上の場合は、「バッカス標準パケット容量山積 0.80 m³級」、「ダンプトラック 10ton」とし、幅員が 3m 未満の場合は、「バッカス標準パケット容量山積 0.45 m³級」、「ダンプトラック 4ton」とする。

ウ 土砂の運搬距離は、捨場が未定の場合は、ダンプトラックによる運搬距離「2km以下」を選択する。

② 敷砂利舗装 10m²当り

名称	規格	単位	数量	摘要
敷砂利舗装工(機械)	RC=40,10 cm	m ²	10.000	S08042

ア 敷砂利舗装は、材料を「再生クラッシャラン (RC=40)」とする。

イ 敷砂利舗装の厚さは、10 cm とする。ただし、現地において路盤厚等を確認調査できている場合はこの限りではない。

2 査定設計書添付資料の作成

査定設計書作成の手引きと同様のため省略

4 平成23年東日本大震災に係る災害復旧事業の査定等の簡素化について

事務連絡
平成23年4月27日

広域振興局の農政担当の部長及び
センター所長並びに農村整備室長 様

農村建設課総括課長

平成23年東日本大震災に係る災害復旧事業の査定等の簡素化について
このことについて、別添のとおり平成23年4月21日付け事務連絡で東北農政局整備部長から通知がありましたので、お知らせします。
なお、貴管内市町村及び土地改良区にも周知願います。

記
1 申請額が5,000万円未満の災害箇所については、計画概要書の作成における総合単価の使用を認めるものとする。
2 申請額が3,000万円未満の災害箇所については、机上査定によることができるものとする。
3 農地・農業用施設（水路、道路に限る。）について、津波により被災を受けた地域など被災状況の確認が困難である場合は、水土里情報システム等のGISや航空写真の活用により、計画概要書添付図面（平面図及び縱横断面図）を簡素化し、標準断面図による積算をするものとする。

担当
水利整備・管理担当
三上 勉助
TEL 019-629-5688
FAX 019-629-5694

東日本大震災にかかる災害査定の大幅な簡素化

農村振興局では、農地・農業用施設の復旧に向けた支援として、災害査定の大幅な簡素化を図ります。

○総合単価使用限度額の大幅な拡大
★工種別の積算作業を簡略化

○机上査定限度額の大幅な拡大
★書類審査による査定の効率化

○設計図書の大幅な簡素化
★水土里情報システム等のGISや航空写真の活用、標準断面方式の導入

※水土里情報システムとは……農村地域における地理情報システムで、農地の位置や面積等の情報を有しています。

簡素化項目	通常	東日本大震災 (H23)	新潟県中越地震 (H16)	阪神・淡路大震災 (H7)
		岩手・宮城・福島 茨城・栃木・千葉	新潟県	兵庫県
総合単価 使用限度額	500万円未満	5千万円未満	2千万円未満	1千万円未満
机上査定額	200万円未満	3千万円未満	8百万円未満	2百万円未満
設計図書 の簡素化	—	実施	実施	—

設計図書の大幅な簡素化 (GISを活用した計画概要書作成のイメージ)

農地・農業用施設の復旧に向けた支援として、水土里情報システム等のGISや航空写真の活用、標準断面方式の導入により設計図書の大幅な簡素化を図ります。

①水土里情報システム等による平面図作成
農地復旧平面図 S=1:100

②代表地点の実測による標準断面図の作成
復旧標準断面図

③標準断面図に基づいた積算
災害復旧事業計画概要書

從來の現地測量(平板・縦横断)による詳細な復旧計画図の作成やポール・リボンテープを使った被災状況写真等が不用となり、大幅に事務作業を削減できます。

第3節 復旧工事（第5章関連）

1 「海岸における津波対策検討委員会」開催要領、委員名簿、設立趣旨

<p>「海岸における津波対策検討委員会」開催要領</p> <p>(名称) 第1条 本委員会は「海岸における津波対策検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本委員会は、「平成23年東北地方太平洋沖地震」により被災した海岸保全施設の早期復旧による沿岸部の安全度向上を図り、被災地の復旧・復興に資するため、被災状況調査や既存の海岸保全施設の検証をふまえ、今次津波により甚大な被害を受けた地域における海岸保全施設の復旧の基本的な考え方を示すことを目的とする。</p> <p>(検討事項) 第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討を行う。 (1) 海岸保全施設の検証 (2) 海岸保全施設の復旧の基本的な考え方 (3) その他委員会が必要と認めた事項</p> <p>(組織構成) 第4条 委員会は座長を置き、座長は、会務を総括し、委員会を代表する。 2 座長が職務を遂行できない場合は、座長があらかじめ指名した者がその職務を行う。</p> <p>(会議の招集等) 第5条 委員会は、座長が招集し、その議長となる。</p> <p>(会議の公開) 第6条 委員会は原則公開とするが、議事の内容により、座長が他の委員に諮った上で、非公開とする。 2 委員会資料は速やかに公開するものとする。 3 議事要旨は、座長の了解を得て公開するものとする。</p> <p>(事務局) 第7条 委員会を運営するため、事務局を以下の機関に置く。 ・農林水産省農村振興局整備部防災課 ・水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 ・国土交通省河川局砂防部保全課海岸室 ・国土交通省港湾局海岸・防災課</p> <p>(その他) 第8条 この開催要領に定めるもののはか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮る。</p>	<p>海岸における津波対策検討委員会 委員名簿</p> <p>(敬称略)</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>(委員)</td> <td>磯部 雅彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授</td> </tr> <tr> <td>今村 文彦 東北大学大学院工学研究科付属災害制御研究センター 教授</td> </tr> <tr> <td>佐藤 憲司 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授</td> </tr> <tr> <td>高橋 智幸 関西大学社会安全学部 教授</td> </tr> <tr> <td>中野 晋 徳島大学工学部建設工学科 教授</td> </tr> <tr> <td>平石 哲也 京都大学防災研究所 教授</td> </tr> <tr> <td>藤間 功司 防衛大学校システム工学群建設環境工学科 教授</td> </tr> <tr> <td>(行政関係者)</td> <td>東大野 潤一 岩手県農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>若林 治男 岩手県土整備部長</td> </tr> <tr> <td>千葉 宇京 宮城県農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>橋本 潔 宮城県土木部長</td> </tr> <tr> <td>鈴木 義仁 福島県農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>原 利弘 福島県土木部長</td> </tr> <tr> <td>堀畠 正純 農林水産省東北農政局整備部長</td> </tr> <tr> <td>田上 澄雄 國土交通省東北地方整備局河川部長</td> </tr> <tr> <td>津田 修一 國土交通省東北地方整備局港湾空港部長</td> </tr> <tr> <td>丹治 肇 (独)農研機構農村工学研究所水利工学研究領域上席研究員</td> </tr> <tr> <td>中山 哲嚴 (独)水産総合研究センター水産工学研究所水産土木工学部長</td> </tr> <tr> <td>諫訪 義雄 國土交通省國土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室長</td> </tr> <tr> <td>高橋 重雄 (独)港湾空港技術研究所 研究主監</td> </tr> <tr> <td>(事務局)</td> <td>小林 浩史 農林水産省農村振興局整備部防災課長</td> </tr> <tr> <td>本田 直久 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長</td> </tr> <tr> <td>五十嵐 崇博 國土交通省河川局海岸室長</td> </tr> <tr> <td>樋原 康之 國土交通省港湾局海岸・防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	(委員)	磯部 雅彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	今村 文彦 東北大学大学院工学研究科付属災害制御研究センター 教授	佐藤 憲司 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授	高橋 智幸 関西大学社会安全学部 教授	中野 晋 徳島大学工学部建設工学科 教授	平石 哲也 京都大学防災研究所 教授	藤間 功司 防衛大学校システム工学群建設環境工学科 教授	(行政関係者)	東大野 潤一 岩手県農林水産部長	若林 治男 岩手県土整備部長	千葉 宇京 宮城県農林水産部長	橋本 潔 宮城県土木部長	鈴木 義仁 福島県農林水産部長	原 利弘 福島県土木部長	堀畠 正純 農林水産省東北農政局整備部長	田上 澄雄 國土交通省東北地方整備局河川部長	津田 修一 國土交通省東北地方整備局港湾空港部長	丹治 肇 (独)農研機構農村工学研究所水利工学研究領域上席研究員	中山 哲嚴 (独)水産総合研究センター水産工学研究所水産土木工学部長	諫訪 義雄 國土交通省國土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室長	高橋 重雄 (独)港湾空港技術研究所 研究主監	(事務局)	小林 浩史 農林水産省農村振興局整備部防災課長	本田 直久 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長	五十嵐 崇博 國土交通省河川局海岸室長	樋原 康之 國土交通省港湾局海岸・防災課長
(委員)	磯部 雅彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授																											
今村 文彦 東北大学大学院工学研究科付属災害制御研究センター 教授																												
佐藤 憲司 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授																												
高橋 智幸 関西大学社会安全学部 教授																												
中野 晋 徳島大学工学部建設工学科 教授																												
平石 哲也 京都大学防災研究所 教授																												
藤間 功司 防衛大学校システム工学群建設環境工学科 教授																												
(行政関係者)	東大野 潤一 岩手県農林水産部長																											
若林 治男 岩手県土整備部長																												
千葉 宇京 宮城県農林水産部長																												
橋本 潔 宮城県土木部長																												
鈴木 義仁 福島県農林水産部長																												
原 利弘 福島県土木部長																												
堀畠 正純 農林水産省東北農政局整備部長																												
田上 澄雄 國土交通省東北地方整備局河川部長																												
津田 修一 國土交通省東北地方整備局港湾空港部長																												
丹治 肇 (独)農研機構農村工学研究所水利工学研究領域上席研究員																												
中山 哲嚴 (独)水産総合研究センター水産工学研究所水産土木工学部長																												
諫訪 義雄 國土交通省國土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室長																												
高橋 重雄 (独)港湾空港技術研究所 研究主監																												
(事務局)	小林 浩史 農林水産省農村振興局整備部防災課長																											
本田 直久 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長																												
五十嵐 崇博 國土交通省河川局海岸室長																												
樋原 康之 國土交通省港湾局海岸・防災課長																												

資料-1	
海岸における津波対策検討委員会 設立趣旨	
<u>1. 設立趣旨</u>	
東日本大震災においては、地震の揺れに加え、堤防の高さを大きく上回る津波が広範囲にわたりて発生したことにより、東北から関東地方にかけての太平洋沿岸地域に甚大な被害を及ぼすとともに、堤防をはじめとする多くの海岸保全施設にも甚しい被害が生じた。	
今後、被災地の復旧・復興を進めていくにあたっては、まず地域の安全・安心を取り戻す必要があり、それには高潮や津波などから背後地を守る海岸保全施設の早期復旧が不可欠である。そのため、今般の地震・津波の特徴やそれによる被害状況を的確に捉えた上で、今般の震災のような甚大な被害を再び発生させないために、海岸保全施設の復旧の基本的な考え方を早急にとりまとめめる必要がある。	
そこで、学識者委員に加え、海岸省庁(農林水産省、国土交通省)、都道府県等の行政関係者の参加による「海岸における津波対策検討委員会」を設立するものである。	
<u>2. 検討事項</u>	
・今次津波の経緯 ・既存海岸保全施設の検証 ・海岸保全施設の復旧に関する基本的な考え方	
<u>3. 検討委員会の開催予定(案)</u>	
○第1回(平成23年4月28日) ・今次津波の外力について ・沿岸部及び海岸保全施設の被災状況について	
○第2回(平成23年5月) ・海岸の防護に関する基本的な考え方について	
○第3回(平成23年6月) ・海岸保全施設の復旧に関する基本的な考え方(中間とりまとめ)	
○第4回(平成23年9月) ・海岸保全施設の復旧に関する基本的な考え方(最終報告)	
※今後の検討状況によって変更が有りうる。	
1-1	

2 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した

海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方

平成23年11月16日

海岸における津波対策検討委員会

1.はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸を中心とする甚大な被害が発生した。海岸堤防等の海岸保全施設も多くが被災しており、津波・高潮による二次災害の防止や、被災地の復興のためにも、海岸堤防等の復旧を速やかに進めることができて重要な状況である。

一方、震災を受けて開催された中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震・津波対策に関する専門調査会」（以下、「専門調査会」という。）より、平成23年6月26日に中間とりまとめ及びそれに伴う提言が公表され、また、9月28日には報告が公表されている。これらの中では、今後は、比較的頻度の高い一定程度の津波に対して海岸保全施設等の整備を進めていくこと及び設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く發揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが示された。そのため、海岸堤防等の復旧においては、この考え方に基づいて進めていく必要がある。

海岸堤防等の復旧においては、まず、設計対象の海岸保全施設に則適するおそれが大きい津波として定められた設計津波の高さ（以下、「設計津波の水位」という。）を踏まえて海岸管理者が海岸堤防等の天端高を定めることとなる。さらに、海岸堤防等の構造を決めていくこととなる。

この際、設計津波の水位については、専門調査会の提言に基づく考え方を導入する必要がある。また、海岸堤防等の構造を決める際には、津波の越流に対して施設の効果が粘り強く發揮できる構造を具体的に検討し、可能な限りについては採用していく必要がある。併せて、耐震対策においても、従来からの耐震対策を引き継ぎ進めることとともに、比較的頻度の高い一定程度の津波を生じさせる地震を想定した照査及び必要な対策を実施していく必要がある。

本委員会では、これらの内容について検討を重ねてきた。本提言は、委員会における検討を踏まえ、大震災からの復興を目指す被災地における海岸堤防等の復旧が速やかに進むよう、必要な内容をとりまとめるものである。

2.設計津波の水位の設定方法

2.1. 設計津波の水位の設定方法

専門調査会の提言では、海岸堤防等の設計に用いる設計津波の水位は、比較的頻度の高い一定程度の津波高を用いることとされており、今次津波による広域的で甚大な被害を踏まえると、海岸堤防の高さを決定するにあたっての統一的な考え方を国において示すことが求められる。すなわち、個別の海岸ごとではなく、同一の津波外力を設定し、判断される一連の海岸線において、一定の安全水準を確保するための統一的な考え方を国において示す必要がある。これを受けて、海岸管理者において堤防等の天端高については適切に定める必要がある。

1

設計津波の水位は、沿岸域を「湾の形状や山付け等の自然条件」等から勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割したものである地域海岸ごとに、以下の手順に従って設定するとよい。

2.1.1. 過去に発生した津波の実績津波高さの整理

過去に発生した津波の実績津波高さは、各機関により実施された痕跡高調査並びに歴史記録及び文献等に津波による痕跡高の記録が残されているものを用い、以下の方法で整理することが望ましい。なお、過去の痕跡高の記録を整理する際には、できるだけ海岸線付近における記録を用いるべきである。また、津波が海岸堤防等の前面で反射するなどして重複波の形態を示すものについては、重複波として区別しておくべきである。

- ① 痕跡高調査については、土木学会沿岸工学委員会における現地調査マニュアル等に基づき行われたものや、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループによる現地調査結果として登録してあるデータ等、信頼性を踏まえた津波高さを用いるべきである。
- ② 歴史記録及び文献等の資料を使用する際は、中央防災会議等において過去に整理した津波高さや、「日本被災津波総覧」（渡辺健夫、東京大学出版会、1985）等の公表資料、地方整備局、都道府県及び気象庁等の調査結果等公的な調査資料を用るべきである。
- ③ 歴史記録及び文献等に地震発生の記録はあるが、津波による痕跡高の記録がない場合は、津波堆積物等の調査結果から浸水範囲等を明らかにしたうえで、可能な範囲でシミュレーション等により津波高さを推定すべきである。

2.1.2. シミュレーションによる津波高さの算定

過去に発生した津波の実績津波高さについて、海岸線付近における痕跡高など、設計津波の水位を設定するための十分なデータが得られないときは、過去に発生した地震による津波高さのシミュレーションを行ってデータを補完すべきである。その際、中央防災会議等におけるシミュレーション結果が公表されているものについては、当該結果を活用するといよい。

なお、中央防災会議や地震調査研究推進本部等において、発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合には、当該地震による津波高さのシミュレーションを用いて設計津波の水位を設定するためのデータとすることができる。

今後、中央防災会議等において検討が進み、過去に発生した地震の地震動推定における規模や対象範囲の見直し等が行われた場合（マグニチュードや運動型震源等の大きな地震）は、そのシミュレーションによる津波高さも必要に応じて検討に加え、適宜見直すべきである。

2.1.3. 設計津波の水位の設定

地域海岸ごとに、2.1.1及び2.1.2により収集、整理した津波高さから、施設整備の費用、構造物の耐用年数などを考慮して、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合を選定し、これを対象に、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を設定すべきである。その際、重複波以外の津波高

さについては海岸堤防等によるせり上がりが含まれていないため、最新の計算手法等を用い、海岸堤防等の位置において、十分な高さの海岸堤防が設置されていると仮定し、津波が海岸堤防を乗り越えて島内地側へ侵入しないことを計算条件として、海岸堤防によるせり上がりを考慮した津波高さをシミュレーションにより算定する必要がある。

2.2. 海岸堤防等の天端高

海岸堤防等の天端高は、設計津波の水位または高潮による水位を前提として定める必要がある。なお、その際には、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性・維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等についても総合的に考慮すべきである。また、設計津波の水位の設定に当たっては、当該地域海岸に流入する河川についても整合的な津波対策が必要であるため、河川管理者と連携し、調整を図る必要があるほか、港湾及び漁港の利用者への配慮にも努めることが必要である。

3. 海岸堤防等の粘り強い構造

3.1. 「粘り強い構造」の考え方

専門調査会の報告で示された「設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く發揮できるような構造物」の考え方を受け、本提言においては、海岸堤防等の復旧等において選択肢となり得る構造上の工夫や弱点の補強方法を具体化する。

「粘り強い構造」の基本的な考え方は、設計対象の津波高を超える海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間は少しでも長くなる、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すことである。なお、越流した場合においても破壊、倒壊しないことや、最大クラスの津波にも耐えることを目指した技術開発は着実に進めるべきである。

海岸堤防等の「粘り強い構造」により施設の効果が粘り強く發揮された場合には、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすること等の効果、浸水量が減ることにより浸水面積や浸水深を低減し、浸水被害を軽減する効果、第2波以降の被害を軽減する効果等が期待される。さらに、施設が全壊に至らず、一部残存した場合には、迅速な復旧が可能となり二次災害のリスクが減る効果や、復旧費用を低減する効果が期待される。また、今次津波においては、堤防が残存した箇所では浸食が殆ど見られなかった事例も確認されており、海岸地形を保全する効果も期待される。

ここでは、今次津波の流れ等による海岸堤防等の被災状況の分析等を踏まえた被災メカニズムの想定とこれによって弱点となることが明らかになった箇所をもとに、設計津波の水位を超える海岸堤防等の天端を越流した場合に施設の効果を粘り強く發揮する上で有効と考えられる構造上の工夫等を整理する。これをもとに、海岸堤防等の復旧等において、用地や資機材の制約等の条件を勘案しつつ、復旧に要する費用、海岸の環境や景観、利用

2

3

に及ぼす影響を考慮して可能なものについて活用するといい。
なお、既存の海岸堤防等については、これまでも一定の機能を発揮してきたものである。被災地以外においては、今後のお更新の時期に合わせて、以下の整理を踏まえた改良等を検討するとよい。

なお、引き続き検討が必要な項目は、今後の課題として示す。

3.2. 津波越流による堤防破壊メカニズムの推定と構造上の工夫の方向性

以下に、天端保護工、表法被覆工、裏法被覆工、裏法尻部、波返工等の施設の部位ごとに津波による被災メカニズムと構造上の工夫を整理する。

なお、津波による被災過程においては、複数の被災形態が複合的に発生することも多いと考えられることから、特定の対策工法のみに限定せずに、複数工法を組み合わせた強化を図るべきである。

3.2.1. 裏法尻部、裏法勾配

未襲した津波の水流が海岸堤防を越流した後、裏法を流下し流速が速くなった状態で裏法尻部の地面等に衝突することにより洗掘が起こり、これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流失を引き起こす被災形態が考えられる。（参考資料・図1参照）

このような被災形態に対しては、まず、裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆し、洗掘を防止することが有効であると考えられる。さらに、裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化することにより、水流を減勢させ、裏法尻部における衝撃を抑えるとともに洗掘防止効果を高めることが期待される。

なお、今次津波を受けた海岸堤防において、裏法尻部が被覆されており、裏法の勾配が緩い堤防においては、施設が完全に流失する全幅まで至りにくいという傾向が見られた。（参考資料・図4参照）

3.2.2. 天端保護工、裏法被覆工、表法被覆工

津波の水流が海岸堤防等を越流する際、天端部、裏法部で高流速になることにより、天端保護工、裏法被覆工が流失する被災形態や、堤体土が被覆工の隙間から吸い出される被災形態が想定される。（参考資料・図2参照）

引き波の越流においても天端部、表法部で高流速が発生することにより同様の被災形態が想定される。また、天端部に波返工がある場合には、波返工を乗り越え落下する水流が天端保護工に衝突し、損壊を引き起こすことも考えられる。

このような被災形態に対しては、天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工を厚くする工法、部材間を連結し剥離しにくくする工法等を採用することにより、重量や強度を確保することが有効と考えられる。

3.2.3. 波返工

波返工は、波やしぶきが堤内側に入り込むのを防ぐことを主目的として設置されていることから、設計津波の水位を超える津波の波圧が作用することにより、波返工の陸側へ

4

の倒壊等を引き起こす被災形態が想定される（参考資料・図3参照）。また、引き波の波作用による波返工の海側への倒壊も想定される。

このような被災形態に対し、海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合は、波返工が倒壊しやすい構造であることを考慮して、天端まで盛土構造とすることも検討すべきである。波返工を採用する場合には、強い波圧への耐力を向上するために、配筋による補強を施すことが有効であると考えられる。

なお、今次津波を受けた海岸堤防等において、波返工に配筋されていた施設では、配筋のなかった施設に比べ、押し波による波返工の倒壊等が発生しにくいという傾向が見られた。（参考資料・図5参照）

4. 耐震対策に関する留意事項

4.1. 従来の耐震対策

阪神淡路大震災を受け、地震動に対する新たな耐震対策として、地震動レベルの考え方で導入された。海岸保全施設の耐震設計では、施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動（レベル1地震動）に対し構造の安全及び天端高の維持が必要とされている。また、背後地の重複度等に基づきより高い耐震性能が必要とされる海岸保全施設については、現在から将来にわたって当該地盤で考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな機能の回復が可能なものとされている。

なお、液状化の影響を考慮し、必要な液状化対策又は構造断面の対応を実施するものと緩い堤防においては、施設が完全に流失する全幅まで至りにくいという傾向が見られた。（参考資料・図4参照）

4.2. 海岸堤防等の防護対象となる規格の津波を生じさせる地震に対する耐震対策

今回、設計津波に関する新たな考え方の導入に伴い、海岸堤防等の防護対象となる規格の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施する必要がある。当該地震が、レベル1地震動以下の場合には、技術上の基準に従い、構造の安全及び天端高の維持が必要である。当該地震がレベル1地震動を超える強度の場合においても、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後に来襲する津波に対して構造の安全及び天端高を維持することが必要である。

海岸堤防等の天端高は、地震発生の際、主に、地盤変動に伴う地盤沈下と、地盤の液状化による堤体の沈下の影響を受ける。このため、これらに対する耐震対策を実施することにより、地盤後においても天端高を維持しなければならない。

4.2.1. 地殻変動に伴う地盤沈下への対策

海岸堤防等の防護対象となる規格の津波を生じさせる地震の発生に伴う断層運動により、広域にわたって地殻変動に伴う地盤沈下が予測される場合には、当該地震の発生後に堤高

5

が不足しないように、海岸堤防等の天端高に、地盤沈下の予測量をあらかじめ加えておく必要がある。地盤の断層運動による地盤の沈下量は、当該地震を再現する断層モデルにより算定される量を用いて設定するといい。

4.2.2. 液状化による堤体の沈下への対策

海岸堤防等の防護対象となる規格の津波を生じさせる地震に伴い地盤の液状化が予測される場合には、必要な液状化対策を実施する必要がある。なお、液状化が生じる場合においても、設計津波に対する施設の構造の安全が確保される場合には、液状化による沈下の予測量をあらかじめ天端高に加えておく対策も考えられる。

4.3. 東北地方太平洋沖地震による地盤の沈下

東北地方太平洋沖地震においては、断層運動による地殻変動等により広域にわたる地盤沈下が生じた。地盤沈下が生じた地域においては、津波や高潮に対する安全度が低下していることから、関係機関と排水対策の調整を進めるとともに、海岸堤防等の被災の有無にかかわらず、最低限、従前の高さまでの復旧を速やかに実施すべきである。

5. さらなる検討に向けて

本提言は、海岸堤防等の復旧が速やかに進むために必要な内容をとりまとめたものである。しかしながら、「3. 海岸堤防等の粘り強い構造」に述べた海岸堤防等の構造や被災のメカニズムの他にも、模型実験の実施等、今後検討を行うことによりさらなる知見が期待できるものもあるため、これらについて以下に示す。

5.1. 海岸堤防等に関する工法

以下の各項目は、「粘り強い構造」の方向性として可能性があると考えられるが、引き続き検討を行うことが期待されるものである。

5.1.1. 堤防断面の拡大

一部の区間であったとしても、堤防断面を拡大することにより、堤防を越流した場合でも残存する部分が多くなる、あるいは一定程度の時間は耐えるといった効果が期待できる。海岸保全施設単独で実施することだけでなく、盛土を伴う道路や海岸防災林など他の事業と連携することにより断面の拡大を図ることも検討するとよい。

海岸堤防の天端幅を拡大する場合の効果の程度については、さらなる検討が期待される。また、この場合には、十分な締固め等、堤体盛土自体の耐力強化を併せて実施すべきである。

6

5.1.2. 陸側への盛土による比高の縮小

一部の区間にあっては、海岸堤防の陸側へ盛土を行うことにより、比高を縮小することができる。これにより、越流水の水流を減勢することが考えられる。なお、裏法の緩勾配化や裏法尻部工の設置等、同様に用地を必要とする工法と比較した場合の効果等について今後さらなる検討が必要である。

5.1.3. 表法尻部、表法勾配

津波が冲合から陸域方面へと進行する押し波により裏法尻部が被災する場合と同様、津波の水流が陸域から冲合方面へ戻っていく引き波が海岸堤防等を越流する場合においても表法尻部が洗掘されることをきっかけに表法被覆工等の損壊、流失を引き起こす被災形態が考えられる。

このような被災形態に対しては、まず、裏法尻部に消波工を設置すること等により保護し、洗掘を防止することが考えられる。また、表法を緩勾配化することにより、水流を減勢させ、表法尻部における衝撃を抑えることも洗掘防止効果を高めることが期待される。

ただし、引き波は地形等の条件により、水流が集中しやすい限られた箇所や、押し波により既に施設が被災している箇所等から抜けていくことが多いと考えられるため、引き波の特性と合わせた対策工法の検討が期待される。

5.1.4. 天端保護工、裏法被覆工、表法被覆工の揚圧力対策

堤体が津波の越流水の沖合側が水没状態となつた際に、堤体内部の残空気等により作用する天端被覆工等への揚圧力等による被災も考えられる。これに対しては、堤体内に空気が残留していくこと、天端被覆工等の厚さを増し一分の質量とすること等にも留意し、構造を決定するよといえられるが、詳細なメカニズムや具体的な工法については、さらなる検討が待たれる。

5.1.5. 護岸背後の地盤

「3.2.1. 裏法尻部、裏法勾配」においては、海岸堤防の裏法尻部への保護工の設置等について述べた。一方、護岸についても、津波の水流による背後地盤の洗掘をきっかけとした被災が考えられる。このため、護岸の背後地盤の洗掘防止対策についても検討する必要がある。

5.2. 胸壁及び陸閘

ここまで、海岸堤防及び護岸に絞って議論を進めてきたが、その他に、胸壁、陸閘にに関する今後の検討課題についても以下に述べる。

なお、胸壁や陸閘について「粘り強い構造」とするための補強ポイントを示すには至っていないが、灾害復旧等を実施するにあたっては、以下の点について考慮するとよい。

5.2.1. 胸壁

胸壁は、海岸線に漁港や港湾等の施設が存在し、利用の面から海岸線付近に堤防、護岸

7

等を設置することが困難な場合において設置される海岸保全施設であり、一般的に本際線から控えて内陸部に設置されることが多い。そもそも漁港や港湾等は前面水域が防波堤で防護されている箇所が多く、航路や泊地を確保するため前面の水深が比較的深いため、今回の東日本大震災においても、海岸堤防や護岸と比較して、胸壁本体が倒壊に至った事例が極めて少ない。その原因も、単純に押し波や引き波による津波の衝撃による倒壊ではなく、胸壁前後の洗掘が見られていることから押し波や引き波で発生した胸壁前後の激しい流れによる基礎の洗掘が主要因と考えられる。

よって、胸壁に関する対策としては、胸壁を越流することにより胸壁背後に流れ落ちた速い流れによる洗掘及び吸い出しから基礎を保護することが重要である。

また、胸壁前後が舗装されていないかかった箇所については、胸壁前後を舗装して、基礎盤を地表に晒さない対策をとることが考えられるが、舗装された箇所の被害も少からず見られることからさらなる対策が必要である。

これらは基礎の洗掘防止対策として、用地や資材にかかる費用等を勘案しつつ、実施されることが望ましい対策である。

上記のほか、胸壁においてフーチング形式を採用し、基礎が洗掘されても倒れにくく構造とすることや、胸壁背後の腹付として盛土を施すことなども考えられるが、これらについては、今後も模型実験等で引き続き新たな検証が必要となるものである。

一方、平面配置上、津波の集中しやすい角部となっている箇所で倒壊している事例もみられた。津波によって越流した海水等は、引き波により海に戻されるが、胸壁の構造が弱い箇所や、地盤の低い箇所、防護ラインが途切れている箇所から集中的に排水されるため、排水対策が重要である。胸壁等の强度を保持しつつ、海水の排水をスムーズに行なうことができるような技術開発については、引き続き検討を行うことが必要である。

5.2.2. 陸側

陸側は基礎が頑丈でありその枠組み部分の被災は少ないが、扉体が壊れることが多い。また、扉体は堤体の海側に設置される構造となるため、押し波に対しては強いものの、引き波により被災することが多かったと見られる。陸側の被災は、やすさは、胸壁と同様に津波を受ける向きにより影響を受けるが、一方で利便性を優先した場合は津波を正面から受けれる位置になることも多いと考えられる。設置に際しては、防災面と利用面の双方を考慮し、配置を決定すると良い。

なお、引き波による被災は、次の押し波が到来した場合に、津波による浸水から背後地を防護できなくなる一方、排水の役割を果たすものでもあるため、双方の影響や効果を検討する必要がある。

6. おわりに

本提言は、被災地における海岸堤防等の復旧を速やかに進める上で必要な内容をとりまとめたものである。従って、被災地の海岸管理者においては、本提言を参考とし、周辺環境

等を設置することが困難な場合において設置される海岸保全施設であり、一般的に本際線から控えて内陸部に設置されることが多い。そもそも漁港や港湾等は前面水域が防波堤で防護されている箇所が多く、航路や泊地を確保するため前面の水深が比較的深いため、今回の東日本大震災においても、海岸堤防や護岸と比較して、胸壁本体が倒壊に至った事例が極めて少ない。その原因も、単純に押し波や引き波による津波の衝撃による倒壊ではなく、胸壁前後の洗掘が見られていることから押し波や引き波で発生した胸壁前後の激しい流れによる基礎の洗掘が主要因と考えられる。

よって、胸壁に関する対策としては、胸壁を越流することにより胸壁背後に流れ落ちた速い流れによる洗掘及び吸い出しから基礎を保護することが重要である。

また、被災メカニズムや構造に関する新たな知見が得られるよう実験等を含む検討を引き続き進め、さらなる海岸堤防等の改善に努めていくべきであり、今後、海岸保全基本方針や海岸保全施設の技術上の基準等の改訂も視野に入れつつ検討する必要がある。

今回の提言では、海岸保全の第一線となる海岸堤防を重点的に議論したが、さらに、最大クラスの津波に対する減災対策、水門や陸閘などの自動化・遠隔操作化、ハザードマップの整備など、総合的な津波対策について、今回の津波被害を踏まえて多方面にわたる検討が必要である。

今回の東日本大震災は、従来の海岸事業に様々な課題を与えることとなった。今後、幅広い観点から大震災の検証を進めることにより、海岸事業における技術開発が進められていくことを期待する。

* 東日本大震災により被災した海岸堤防等の復旧における景観への配慮に関する参考資料として、国土交通省水管理・国土保全局から平成23年1月1日付で公表された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」がある。

(参考資料)

図1. 裏法尻部の洗掘をきっかけとする被災（イメージ）

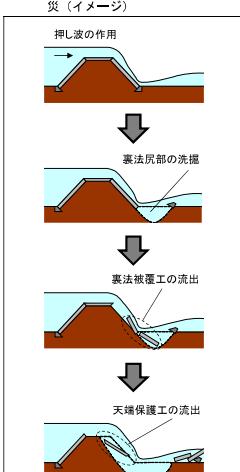


図2. 天端保護工、裏法被覆工等の流失をきっかけとする被災（イメージ）

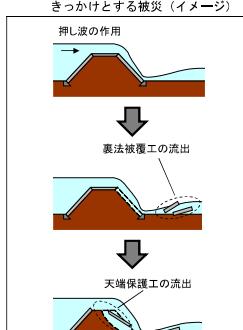


図3. 波返工の倒壊（イメージ）

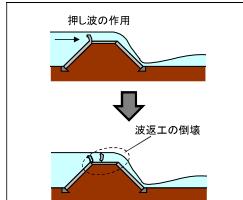
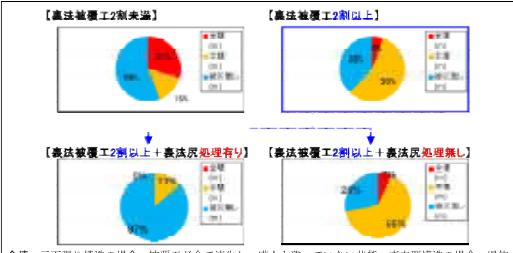


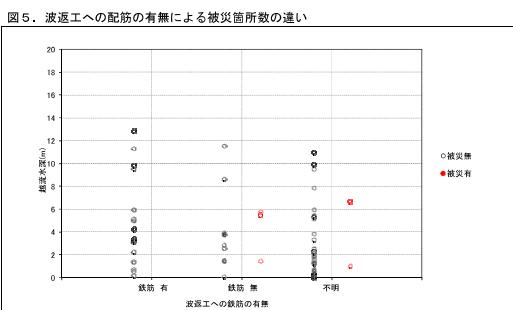
図4. 裏法勾配及び裏法尻部被覆の有無による全壊に至った海岸堤防の延長の違い



【出典】平成23年9月、農林水産省・国土交通省調べ

【青森県から千葉県の太平洋沿岸地域における今次津波による海岸保全施設の被災状況を、海岸管理者の協力のもと調査】

図5. 波返工への配筋の有無による被災箇所数の違い



【出典】平成23年9月、農林水産省・国土交通省調べ（図4と同様）

3 岩手県津波防災技術専門委員会規約

<p>岩手県津波防災技術専門委員会 規約</p> <p>(名稱) 第1条 本会は、「岩手県津波防災技術専門委員会」(以下「委員会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、東日本大震災津波からの復興に向けた「復興ビジョン」及び「復興計画」を策定するにあたり、被害状況等の調査結果や技術的根拠等専門的な知見に基づき、地域の歴史や文化、産業等の地域特性を考慮し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりについて検討、提言を行い、まちづくりに資することを目的とする。</p> <p>(所掌事務) 第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。 (1) 津波対策、防災型の都市・地域づくりの現状と課題の分析に関する事項。 (2) 津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりに係る提言に関する事項。 (3) その他津波対策、防災型の都市・地域づくりの推進にあたって必要な事項に関する事項。</p> <p>(組織) 第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。 2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。</p> <p>(委員長) 第5条 委員会に委員長を置く。 2 委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、会務を総務し、懇談会の議長となる。 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。</p> <p>(オブザーバー) 第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(会議) 第7条 委員会は、知事が招集する。 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。</p> <p>(規約の改正) 第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年4月15日から施行する。</p>
--	--

<p>別表 岩手県津波防災技術専門委員会 委員名簿</p> <p>(敬称略・五十音順)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th><th style="text-align: center;">職 業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今村 茂彦</td><td>東北大学大学院 教授</td></tr> <tr> <td>塙 俊樹</td><td>岩手大学 工学部長</td></tr> <tr> <td>首藤 伸夫</td><td>東北大学 名誉教授</td></tr> <tr> <td>内藤 康</td><td>東京大学 名誉教授</td></tr> <tr> <td>羽藤 美一</td><td>東京大学大学院 准教授</td></tr> <tr> <td>早山 健一</td><td>独立行政法人 科学技術振興機構 JST イノベーションサテライトいわて 鮫長</td></tr> <tr> <td>鶴 亮昭</td><td>岩手大学工学部 教授</td></tr> <tr> <td>山本 英和</td><td>岩手大学工学部 准教授</td></tr> </tbody> </table>	氏 名	職 業	今村 茂彦	東北大学大学院 教授	塙 俊樹	岩手大学 工学部長	首藤 伸夫	東北大学 名誉教授	内藤 康	東京大学 名誉教授	羽藤 美一	東京大学大学院 准教授	早山 健一	独立行政法人 科学技術振興機構 JST イノベーションサテライトいわて 鮫長	鶴 亮昭	岩手大学工学部 教授	山本 英和	岩手大学工学部 准教授
氏 名	職 業																	
今村 茂彦	東北大学大学院 教授																	
塙 俊樹	岩手大学 工学部長																	
首藤 伸夫	東北大学 名誉教授																	
内藤 康	東京大学 名誉教授																	
羽藤 美一	東京大学大学院 准教授																	
早山 健一	独立行政法人 科学技術振興機構 JST イノベーションサテライトいわて 鮫長																	
鶴 亮昭	岩手大学工学部 教授																	
山本 英和	岩手大学工学部 准教授																	

4 農地等災害復旧事業査定前着工（応急工事）マニュアル

農地等災害復旧事業査定前着工（応急工事）マニュアル

平成 23 年 3 月

岩手県農林水産部農村建設課

査定前着工とは、災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大する恐れがある場合に、必要に応じて事業主体の判断で実施できるもの。

査定前着工は、応急仮工事と応急本工事に分けられる。

1 応急仮工事

災害復旧工事を待っていたのでは、被災施設が壊滅したり、農作物の被害拡大するような場合に応急的に工事を実施して被害の拡大を防止するもので、災害復旧事業の一環として補助される。

災害復旧事業の対象となるのは、1箇所の応急仮工事の費用が 20 万円以上のもので、かつ応急仮工事の費用を除く復旧工事の費用が 40 万円以上のもの

2 応急本工事

応急本工事は、下記のような箇所で実施することができる。

- ① 被災施設又は被災施設に隣接する施設の壊滅防止、若しくは作物被害を防止するために緊急に着工する箇所
- ② 緊急に復旧すれば作付け時期に間に合う農地等の復旧箇所

災害復旧事業の対象となるのは、通常の災害復旧事業と同様に1箇所の復旧工事の費用が 40 万円以上のもの

3 実施手続き



1

4 具体的な実施方法（団体営事業の場合）

(1) 査定前着工申請の手順

① 査定前着工が必要と判断した事業主体は、農村整備室等に査定前着工を実施したい旨報告し、図 1 の査定前打合せ書（別添様式第 2 号の 2）の朱書き部分以外を作成し、被災箇所位置図、被災状況写真及び復旧断面図（簡単な手書きでも可）を添付して、電子データ（Word もしくは Excel ファイル）で提出

② 農村整備室等は、農村建設課に電子データを提出

③ 農村建設課は、東北農政局に電子データを提出

④ 東北農政局は、査定前打合せ書と被災箇所位置図、被災状況写真及び復旧断面図で東北財務局と協議
協議終了後、査定前打合せ書に朱入れ

⑤ 東北農政局は協議を了したことを農村建設課へ通告し、朱入れした査定前打合せ書の電子データを返信（朱入れ済の原本は、後日郵便で農村建設課へ送付され、農村整備室等を経由して事業主体へ交付）

査定前打合せ書の朱入れをもって、事業主体は応急工事に着手可能
事業主体は速やかに、査定前着工同意申請書（別添様式第 2 号）を県知事あて提出

図 1 査定前打合せ書の例

※県営事業で実施する場合は、「事業主体」を「農村整備室等」に、「農村整備室等」を「農村建設課」に読み替える。

2

(2) 災害査定までの手順

① 事業主体は、復旧工事に要する経費を積算。なお、特に緊急を要する場合は、工事請負者からの見積りで可。ただし見積もりの場合、査定設計書の工事費と差が生じる場合があることに注意

② 事業主体は、工事請負者と工事契約を締結

③ 事業主体は、工事着手後速やかに査定前着工地区報告書（別添様式第 3 号）を県知事あて提出

④ 工事請負者は、着工前の被災状況写真を撮影

査定前着工では、被災の範囲・規模を写真のみで説明しなければならないことから、下記項目に留意して撮影すること。
・被災箇所と未被災箇所の端は石灰等で明確にして撮影すること
・被災範囲及び断面の測定写真は、計測目盛がはっきりと見えるよう撮影すること

⑤ 工事請負者は、施工中の写真を撮影

パイプライン等地下埋設物の施工写真は、出来形が確認できるよう計測目盛ははっきりと撮影すること

⑥ 工事請負者は、工事完了後の出来形計測写真を撮影するとともに、出来形管理図等の完成図を作成

⑦ 事業主体は、工事請負者に対して、請負代金の支払い

⑧ 事業主体は、災害査定に要する下記資料を整理

査定設計書の他に
①請負契約関係書類（契約書または請書）
②工事にかかる出来形管理図
③工事費支払額が確認できる関係書類（請求書、支出票）

⑨ 災害査定

⑩ 補助金申請及び交付決定

⑪ 完了確認検査

⑫ 補助金申請実績報告

3

参考様式集

4

様式第2号（第4関係）

第 年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏名 印
[名 称 代 表 者 氏 名 印]

査定前着工（応急本工事）同意申請書
年 月 日発生の 災害に係る下記地区について、査定前に応急本工事を実施したいので、農地等災害復旧事業取扱要領第4第2項の規定により同意を申請します。

所在地	事業主体	地区名	番号	工種	数量	被害額	申請額	着工理由
						千円	千円	

注 応急仮工事の場合は、応急本工事を応急仮工事に変更のこと。

5

様式第2号の2（第4関係）

査定前打合せ書

月 日～	自家生台風 号灾害	工 種	
地区・箇所番号	所 在 地		
申 請 込 額	千円	左 の 内 応 急 額	千円 (仮・本)
打合せ年月日	平成 年 月 日		
打合せ者氏名			

1 被害状況 (別紙写真・図面)

2 復旧計画 (別紙図面・設計計算書)

3 打合せ事項

4 打合せ処理方針

5 略図

6

7

様式第3号(第5関係) 岩手県知事 年月日 市町村長 氏名 印 [名称 代表者 氏名 印]	査定前着工地区報告書 災害に係る査定前着工地区について、農地等災害復旧事業取扱要領第5の規定により下記のとおり報告します。	参考事例集 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・査定額は、工事請負契約金額と査定設計書の工事費（国から同意を得た単価・歩掛で積算した額）を比較し、安価な額が採用されることから、実支出額と査定額との間に差が生じることがある ・復旧工法の考え方は、通常の災害復旧事業に準ずるものであることから、災害復旧事業制度に関する図書を参照しながら、復旧工事を進めるこ </div>
--	--	---

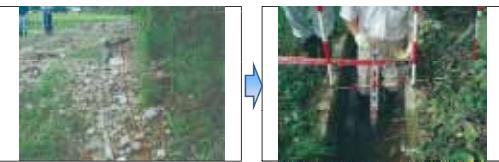
8

9



応急工事の実施例(3)

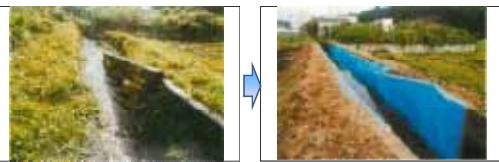
○営農用水確保のための応急工事



○被災状況の説明
H20.8.14～15発生豪雨灾害により山地斜面が数箇所にわたり崩落し、土砂により用排水路が埋そく、通水不能となった。
○応急工事の説明
水稻のかんがい期間であり営農に支障が生じることから埋そくした土砂等の撤去工事を行う。

応急工事の実施例(4)

○営農用水確保のための応急工事



○被災状況の説明
豪雨によりコンクリート水路の側壁が崩壊し、農業用水の送水が困難となった。
○応急工事の説明
大型土のう及び止水シートにより水路からの漏水を止め、営農用水の確保を行った。

応急工事の実施例(5)

○営農用水確保のための応急工事



○被災状況の説明
豪雨により水路が埋没し、農業用水の送水が不能となった。
○応急工事の説明
水路内の土砂を撤去し、農業用水の通水が可能となった。

応急工事の実施例(6)

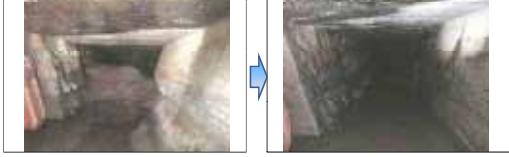
○営農用水確保のための応急工事



○被災状況の説明
豪雨により水路が埋没し、農業用水の送水が不能となった。
○応急工事の説明
水路内の土砂を撤去し、農業用水の通水が可能となった。

応急工事の実施例(7)

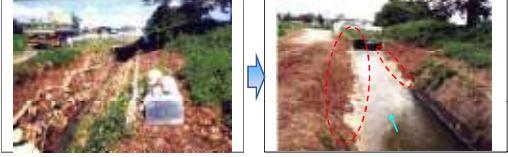
○営農用水確保のための応急工事



○被災状況の説明
豪雨により暗渠に土砂が堆積、農業用水の送水が不能となった。
○応急工事の説明
暗渠内の土砂を撤去し、農業用水の通水が可能となった。

応急工事の実施例(8)

○営農用水確保のための応急工事



○被災状況の説明
中越沖地震の影響により、用水路ブロック積み護岸が崩壊。水路埋塞。
○応急工事の説明
崩落したブロックを撤去後し、営農用水の確保を行った。

応急工事の実施例(9)

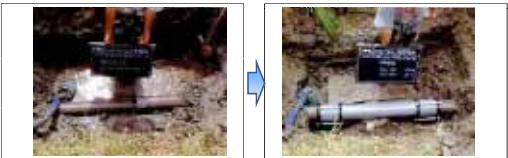
○営農用水確保のための応急工事



○排水路が土石の流入により閉塞し通水不能となった。今後の降雨により越水した水は再び農地に浸水する恐れがある。
○通水を確保するため水路内の土砂撤去を行った。

応急工事の実施例(10)

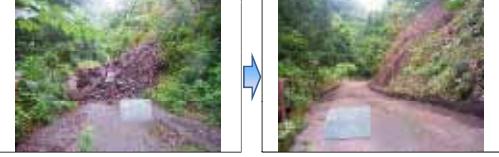
○営農用水確保のための応急工事



○被災状況の説明
中越沖地震の影響により、用水パイプラインが各所で破損。
○応急工事の説明
応急工事により、通水試験を実施しながら破損箇所を特定し、随時復旧。

応急工事の実施例(11)

○耕作道確保のための応急工事



被災状況の説明
豪雨により農道脇の斜面が崩落し、農耕車等の通行が不可能となった。
応急工事の説明
農道上に堆積した土砂を撤去し、農耕者等の通行が可能となった。

応急工事の実施例(12)

○耕作道確保のための応急工事



被災状況の説明
農業用ため池からの連絡道路が崩土により閉塞される。
応急工事の説明
閉塞された道路の土砂を排除。

応急工事の実施例(13)

○耕作道確保のための応急工事



被災状況の説明
大雨(豪雨)災害により河川が氾濫し、農道が流失した。
応急工事の説明
上部の農地(3.5ha)への連絡は、当該道路のみであるため、緊急に大型土のう及び敷き砂利で、仮設道路を設置した。

応急工事の実施例(14)

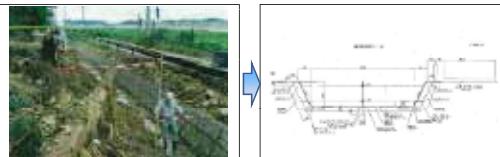
○耕作道確保のための応急工事



被災状況の説明
豪雨災害により、農道の土留法面が崩壊し、通行不能となった。
応急工事の説明
当該道路はみかん園から集出荷場への連絡路であり、みかんの集出荷最盛期に支障をきたした。
土砂撤去・大型土養設置により、通行を確保した。

応急工事の実施例(15-1)

○2次災害防止のための応急(本)工事



○被災状況の説明
豪雨災害により幹線用水路に隣接する山地斜面が十数箇所にわたり崩落し、水路を閉塞した。これにより水路に流れ込んだ山腹排水が隣接するJR線と集落へ流れ出した。

○応急工事の説明
埋そくした土砂等を撤去し、次期出水期における二次灾害を防止した。

応急工事の実施例(15-2)

○2次災害防止のための応急(本)工事



○被災状況の説明
豪雨災害により幹線用水路に隣接する山地斜面が十数箇所にわたり崩落し、水路を閉塞した。これにより水路に流れ込んだ山腹排水が隣接するJR線と集落へ流れ出した。

○応急工事の説明
埋そくした土砂等を撤去し、次期出水期における二次灾害を防止した。

応急工事の実施例(16-1)

○2次災害防止のための応急(仮)工事



○被災状況の説明
平成21年7月26日発生梅雨前線豪雨により、県管理施設である嶺南牧場の排水路、斜面、沈砂池が被害を受けた。

○応急工事の説明
牧場内の幹線排水路が被災を受けたことにより、場内の排水不良を生じ、再度灾害の危険性があるため、仮排水路を設置し排水処理を行った。

応急工事の実施例(16-2)

○2次災害防止のための応急(本)工事



○被災状況の説明
平成21年7月26日発生梅雨前線豪雨により、県管理施設である嶺南牧場の排水路、斜面、沈砂池が被害を受けた。

○応急工事の説明
沈砂池に堆積土砂が堆積し閉塞状態にあることから、新たな土砂の流出により、一級河川北川水系安賀里川に対する2次災害発生の恐れがあるため、沈砂池の土砂撤去を行った。

応急工事の実施例(17)

○2次災害防止のための応急(仮)工事



近 緒

○被災状況の説明
豪雨によるため池水位の急激な上昇等に伴い裏法にパイピングが発生し、法面が崩壊した。
○応急工事の説明
堤体断面の不足が著しいことから、破堤による二次災害を防止するため、大型土のう等により仮応急工事を実施。

応急工事の実施例(18)

○2次災害防止のための応急(本)工事



遠 緒

○被災状況の説明
排水路が土石の流入により閉塞し通水不能となった。今後の降雨により越水した水は再び農地に浸水する恐れがある。
○応急工事の説明
通水を確保するため水路内の土砂撤去を行った。

5 除塩事業の実施に当たっての留意事項

[除塩事業の実施に係る留意事項]

除塩事業の実施に当たっての留意事項

H23. 6. 15 岩手県農林水産部農村計画課・農村建設課

1 管理の主旨

今般の東日本大震災に対処するため創設された「農用地の除塩に係る特定灾害復旧事業（以下、「除塩事業」という。）」の進め方と留意すべき事項を定めたもの。

なお、ここでは除塩について、①ほ場内に十分な量の水を湛水させ、浸透作用により排除する方法と、②湛水中に土壌中の塩分を拡散溶出させてほ場の水尻から排水する方法の2つを基本としている。

2 対象調査の実施

除塩事業の対象となるものとする。

① 塩分（塩素）濃度の調査

② 調査対象土壌は、ほ場の堆積土砂を除いた表土部分とする。

③ 測定に必要な土壌は農村整備等が採取し、濃度測定は普及センター又は農業研究センター等（以下、「普及センター等」という。）へ依頼する。その際は除塩に用いる石灰資材の選定の判断となるpHも併せて測定するよう依頼する。

【測定値の取りまとめ方法】

- どまどめ式は、「東日本大震災対処するための農用地の除塩に係る特定灾害復旧事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」に定める塩分（塩素）濃度調査結果報告書（様式1号、10ページ参照）によること。
- その際、塩素濃度は、EC換算値ではなく%で記載する。

④ 除塩事業の対象となる塩素濃度は、水田0.1%以上、畑で0.05%以上とし、電気伝導度（ECメーター）計測値から換算によることができる。（EC換算では、水田で0.6ds/m、畑で0.3ds/mとなる。）

【除塩事業の実施の可否は「塩素濃度」の測定により判断する。】

【換算式は県の農業研究センター等が示すものとする。】

[除塩事業の実施に係る留意事項]

土壌の採取方法

【土壌の採取方法（1点当たり）】

- 調査する地点のほ場の1区画当たり5箇所（図1）から土壌を採取
- ほ場を斜めに掘り、その斜面の浅い所から深い所までまんべんなく採取（図2）
- 5箇所分の土を全部混ぜ、必要量（200g程度）を試料として確保
- 土壌の正確な測定結果が得られるよう肥料等、他の雑物を混入させないよう留意

【図1 土壌の採取場所】

【図2 土壌の採取方法】

2 土壌区分の判定

石井等の散布量や除塩溝⁽⁹⁾の施工の要否を判断するため、土壌採取の際に除塩事業箇所毎の土壌区分（砂土、砂礫土、壤土、粗壤土、埴土）を目視等で確認する。

土壌区分の判定の目安	
土壌名（記号）	判 定 方 法
砂 土 (S)	ほとんど砂ばかりで、ねばり気を全く感じない
砂礫土 (SL)	砂の感じが強く、ねばり気はわずかしか感じない
壤 土 (L)	ある粒度を感じ、ねばり気もある。砂と粘土が同じくらいに感じられる
粗壤 土 (-)	粗砂の比率が高い壤土
埴 土 (C)	ほとんど砂を感じないで、よくねばる

【除塩溝とは】

除塩を促進させるために設置する明渠（右図）。ほ場の表土部の排水促進に有効

- 1 -

- 2 -

(除塩事業の実施に係る留意事項)

3 除塩事業の工法及び工程

除塩事業の工法及び工程は、以下を参考とする。

(1) 水田の場合は (EC 0.6ds/m未満)

【事業着手前】

査定設計に向けた測量・設計（県農村整備担当）

塩素濃度(EC測定)(1箇所/10ha)（県農村整備、普及センター）

除塩事業実施計画書の作成（県農村整備担当）

除塩事業実施計画書の提出（県⇒農政局）

国の査定（県農村整備担当）

事業費の決定

塩素濃度(EC測定)(1箇所/10ha) (EC0.6ds/m)以上

※事業着手前の工程は、想定される作業を記載。
実際の工程は、「除塩事業実施計画書」(様式2.10ページを参照)に盛り込まれるもの。

【事業着手後】

YES(事業着手の場合は)
土砂堆積有り
NO
用水・排水の確保可能
NO
排土・整地
畠畔・水路の面法整形
YES
水路、ポンプ設置
石灰質資材の散布(堆土等の場合)
耕耘・碎土
湛水(3日)⇒排水
塩素(EC測定)濃度
※代表箇所(EC0.6ds/cm)以上
YES(合計3箇所で除塩作業を実施)
塩素(EC測定)濃度
※ほ場毎に確認(EC0.6ds/cm)以上
※ほ場毎に確認(EC0.6ds/cm)以上
YES
NO
完了

(2) 畑の場合は (EC 0.3ds/m未満)

① 周辺で用水の確保が可能な場合は、かん水による除塩作業とし、かん水方法については、現地の状況に応じて普及センターと協議のうえ決定する。

② 用水が確保できない場合は畦土による計画とし、EC 0.3ds/mを超える表土を耕土したうえで、その分を補充する。

塩素(EC測定)濃度
(EC0.3ds/cm)以上
YES
用水有り
かん水
塩素(EC測定)濃度
(EC0.3ds/cm)以下
NO
畦土
(耕土+畦土)
※ 畦の剥取り厚は、深さ10cm毎に塩素濃度
を確認して決定すること。

(除塩事業の実施に係る留意事項)

4 除塩事業の対象工種及び留意事項

除塩事業の事業要件や対象となる工事等の内容は以下によるものとする。
なお、工事費の算定については、別添【除塩事業に係る作業項目及び歩掛】(表-3)を参考とする。

基本事項

(1) 1箇所の取扱

事業申請に当たり、塩害の対象となる箇所が150m以内の間隔で連続している農地については1箇所とみなす。

(2) 事業の要件

① 海水が浸入したことにより表土の塩素濃度が0.1%以上（耕作地にあっては0.05%以上）である農用地とする。（EC換算：水田で0.6ds/m、畑で0.3ds/m）

② 1箇所の工事費が40万円以上とする。
(工事費は工本費+付帯工事費+測量及び試験費+機械器具費+工事雜費+事務雜費)

対象工種と留意事項

(1) かんがい排水施設の設置又は変更

① 除塩に必要な用水を確保するための取水施設及び用水路の新設又は改修

② 除塩のために設置する揚排水機（ポンプ等）の賃料、運搬、据付け、撤去及び送り出し施設、その運搬に必要な労務費

③ 排水を促進させるための丸丸暗渠（サブソイラー）及び除塩溝等の施工

④ 田越しがい等のほ場で排水を分離するための施設の新設又は改修

留意事項

① 施設の新設又は改修は必要最小限とし、水路は土水路を原則とする。
ただし、土留壁等の施工が必要な場合はこの限りでない。

② 扬排水機を設置する場合は、規模の決定根拠等を整理するほか、賃料については次の算定の範囲内とする。

賃料の市場価格×使用日数
市場価格：施工業者、機械賃借業者との取引市場において形成されている取引単位当たり賃料価格
使用日数：機械が工事現場で使用される日数
【建設物価】などを参照】

③ 1つの揚排水機により作付と除塩と一緒に実施する場合において、除塩に係る費用は按分して計算できる。（対象費用：燃料、電力料、賃借料及び労務費）
（※按分については面積や日数を考慮して行うこと）

- 3 -

- 4 -

— 209 —

〔除塩事業の実施に係る留意事項〕

- ④ 排水が悪いは場では、機械施工を容易にしたり、排水を促進するため除塩溝の設置を検討する。除塩溝は、深さ20cm、底幅40cm未溝、設置間隔5mで10a当たり総延長198mを標準とする。
- ⑤ 弹丸暗渠は、は場の排水や下層の土質状況を勘案の上、実施の要否を決定する。弾丸暗渠は、深さ20~30cm、設置間隔5m、10a当たり総延長198mを標準とする。

〔例: 20m×50m区画の場合 490×45m/列+15m = 195m/10a〕

(2) 排 土

〔補助対象となる工事〕

排土は、農地等災害復旧事業の対象となる堆積土砂厚（平均厚が粒径1mm以下の場合は2cm未溝、粒径0.25mm以下の場合は5cm未溝）を対象

なお、ガレキの除去は、除塩事業の対象外であり、環境省事業又は農地等災害復旧事業で実施（堆積物撤去の考え方は表-1を参照）

〔留意事項〕

- ① 堆積土砂は原則、全量撤去とする。
- ② 表土にガレキ撤去後の細いパラス片・金属片が混じり、當農に支障がある場合には、混入部分の表土剥ぎ取りを検討する。
- ③ なお、その際には、混入深さやそれがわかる写真等、資料を整理する。
- ④ 原形の表土厚が確認できるは場については、施工前に厚さを確認し、施工厚の妥当性を確保する。

〔表-1〕津波被害地における堆積物撤去の考え方 〔出典: 東北農政局整備部防災課資料〕

堆積物の種類	農地等災害復旧事業			考 え 方
	津波等災害復旧事業	除塩事業	堆積物の内容	
1 ガレキ	○	×	・農地等災害復旧事業では、暫定法施行令第7条の2第1項第1号の「堆積土砂に該当するものとして適用」 ・除塩事業の内容に「引き抜き撤去」は含まれていない	
2 ヘドロ	△	△	・農地等災害復旧事業では、暫定法第5条第1項第6号の規定で対象（平均厚が底面1mm以下で2cm、粒径0.25mm以下で5cm） ・上記に該当しないものは、除塩事業により対応	
3 油	△	△	・がれき又はヘドロと一緒に処理する時は、「1」「2」とおり ・油のみ処理するケースは存在しないと考えられる	
4 ガラス・塵	○	△	・「1」とおり農地等災害復旧事業により処理 ・除塩事業においては、ヘドロと一緒に処理	
5 重金属	△	△	・ヘドロと一緒に処理する重金属は、「2」とおり （重金属のみ処理するケースは存在しないと考えられる）	
6 石 織	○	×	・「1」とおり農地等災害復旧事業で対応	
7 塵 分	×	○	・塚表面の塩分は除塩事業で除去	

(3) 客 土

〔補助対象となる工事〕

- ① 除塩事業の対象となるのは、上記(2)の排土工事に伴って生じた不足表土の補充、又は畑地における除塩のための用水確保が困難な場合の客土を対象
- ② 土壌流出等に伴う客土については、農地等災害復旧事業により実施

- 5 -

〔除塩事業の実施に係る留意事項〕

〔留意事項〕

- ① 表土を排土する計画の場合、客土厚はその補充分を計上する。
- ② 畑地の客土厚は、排土に伴って生じた不足分を補充する。

(4) 石 灰 資 材 の 施 用

〔補助対象となる工事〕

土壤に吸着したNaイオンを効率的に除去するために行う石灰資材の散布を対象

〔留意事項〕

- ① 石灰資材の施用は、土壤区分が埴土・埴壤土で、排水が不良な場合とする。
- ② 資材の選定は、土壤が酸性の場合には消石灰を、アルカリ性の場合には石膏とし、その選定は表-2（表-2）を標準とする。

〔表-2〕石灰資材の標準施用量 (kg/10a当たり)

土壤区分	砂土・粗砂・砾土	砂壤土	埴土・粗埴土	壤土
消石灰	101	168	218	269
石 灰	170	273	375	477

(※東北農政局「除塩事業補足資料」)

(5) 耕 起 ・ 破 土

〔補助対象となる工事〕

石灰資材等の混和及び塩分の溶出を促進するために行う耕起・破土を対象

〔留意事項〕

- ① 耕起・破土はロータリーを標準とする。(沿岸部の薄い表土厚を考慮)
- ② 排水が悪いは場では、塩分の溶出を促進させるため、湛水後の代かきについても検討する。

(6) 除塩中の塩素濃度の確認

〔補助対象となる工事〕

① 「湛水～（代かき）～排水」の除塩工程を了する都度に行う、塩素濃度の低下状況を確認する調査を対象

② 調査回数は、目標塩素濃度を下回るまでに要した回数を計上

(本県では目標塩素濃度を、水田で0.1%、畑で0.05%に設定。(E C換算では、水田で0.6dS/m、畑で0.3dS/m))

〔留意事項〕

- ① 除塩事業計画における塩素濃度の計測回数は、周辺の実証圃や既に実施されている除塩実績を参考に決定する。

② 測定は、概ね10haに1点以上の密度とする。ただし、10haに満たない事業箇所については1点以上とする。

最終確認の際には全てのは場で測定し、目標値を下回ったことを確認する。

③ 土壌採取は、十分に落水した後に実施する。

(水を含んだ状態では正確な濃度測定ができない恐れがあるため)

- 6 -

〔除塩事業の実施に係る留意事項〕

〔2) 被害事実が確認できる資料の整理〕

〔被害事実の確認に必要な資料〕

a 事業説明資料、b 津波浸水区域図、c 塵分(塩素)濃度調査結果報告書(様式1)等

① 津波浸水区域図は、農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)の調査結果を活用するとともに、補足資料として写真のほか、可能であれば津波高さと被災地標の関係がわかる資料を準備する。

② 「塩分(塩素)濃度調査結果報告書」には、所属長名を記名のうえ押印(公印)する。

〔3) 施工実績を証明できる資料の整理(緊急応急工事地区)〕

〔施工実績の証明に必要な資料〕

<請負施工の場合は>

a 契約書、b 資料等の収受、c 出来形図、d 施工写真等、e 塩素濃度測定結果 等

〔直當施工の場合〕

a 契約書、b 作業日報、c 出欠を証する帳簿、d 資料等の収受、e 受払い簿、f 出来形図、

g 施工写真等、h 領収書 等

① 早期の営農開始のために除塩対策を実施した地区にあっても、事業採択を希望する場合には、除塩事業計画書に含めて申請する。

② 施工が完了している場合には、除塩効果がわかる資料を添付する。

(可能であれば、実施した全は場の塩素濃度測定値を添付)

〔作付け拡大に向けた取組〕

来春以降の作付け面積ができるだけ拡大するよう、ガレキ処理と調整を図りながら査定前の除塩事業を積極的に進めるよう農家等を支援する。

5. 図の査定を受けるための準備

査定を受ける際には、以下の「事業計画書」に加え「被害事実が確認できる資料」、また、本年度の作付けのため既に緊急応急工事を実施している場合には、「施工実績を証明できる書類」を準備する。

① 事業計画書の作成

① 事業計画書の内容は、以下のとおり。

【計画内容】
a 除塩事業実施計画書(様式2.10ページ参照)、b 数量計算書、c 平面図、d 被害状況写真、e 上法透光供給資料。

② 除塩事業実施計画書は、別添(様式2号)により作成する。

【計画の記載事項】
a 地区名、b 所在地、c 事業主体、d 被害状況、e 除塩実施計画、f 除塩面積、g 除塩期間、h 事業費経費表、i 工事費明細書。

③ 除塩実施計画には、土質、塩素濃度等を勘案し、石灰資材の散布量、排土、客土、かんがい及び排水方法、かんがい水量(ポンプ等を使用する場合)等を具体的に記載する。

④ 工事費の算出は、農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱(S40.9.10 事務次官通達)に準じるほか、「除塩事業に係る作業項目及び歩掛(表-3)」を参考とする。

⑤ 事業計画書には添付する図面は、位置図(1/10,000)、平面図(1/1,000)、縦横断図とし、平面図には、塩分濃度を測定した箇所と数値を記入するほか、水路、揚排水機場等設置の位置を図示するなど、用排水系統を明確にする。

⑥ 位置図及び平面図は、水土里情報システムの写真図を活用する。

- 7 -

- 8 -

(表一三)【除塩事業に係る作業項目及び歩掛】

作業項目	工事費の算定の考え方		
	下記単価表による算定(現在在省中)	下記単価表による算定(基準点)	下記単価表による算定(地盤の特徴等により対応が必要な場合)
1 土壌のサンプリング(基準点)	・下記単価表による算定(現在在省中)	・下記単価表による算定(基準点)	
2 土壌の塩素濃度、pH測定(基準点)	・普及センター等で実施することから費用の計上は不要		
3 土壌堆積の除去	・5cm 未溝。法面バケット(BH10.6m3)による削取り		
4 田地土の堆保			
5 施工した用排水路の確保が必要な場合	・BH10.3m3の鉄筋バケツ施工を採用		
6 排水ポンプの設置が必要な場合	・ポンプの設置、撤去費を計上		
7 破砕資材の搬出(粘質土等の場合)	・下記単価表による算定		
8 汚水の汲水	・下記単価表による算定		
9 代引き(排水不良は場の場合)	・下記単価表による算定		
10 静置(2~3日)、水田の状態確認	・計上しない		
11 淀	・計上しない		
12 土壌のサンプリング(全土場)	・下記単価表による算定		
13 土壌の塩素濃度、pH測定(全土場)	・普及センター等で実施することから費用の計上は不要		

(除塩事業に係る歩掛(参考))

(1)工事費					
工種名	単位	数量	単価	金額	
耕作業員	0.0458 日	8,700	368	32,352	

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(実験圃・A)

1点当たりの耕取面積=22坪(18.63m²) IB-0599-1-Q0458B/1点

(2)機械運転費

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(実験圃・A)

1点当たりの耕取面積=22坪(18.63m²) IB-0599-1-Q0458B/1点

(3)機械運転費

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(4)機械運転費(土木工事)

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(5)機械運転費(土木工事)

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(6)機械運転費

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(7)機械運転費

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(8)機械運転費(土木工事)

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(9)機械運転費(土木工事)

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(10)機械運転費(土木工事)

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(11)機械運転費

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(12)機械運転費

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

(13)機械運転費

出典:平成22年度農林省 土地改良工事費算定基準(土木工事)

- 9 -

(除塩事業の実施に係る留意事項)

(様式1)

塩分(塩素)濃度調査結果報告書						
測定月日	調査地区名	所在地市町村字	地番	塩分(塩素)濃度(%)	土壤等の調査結果の概要	測定者職氏名

上記のとおり塩分(塩素)濃度の調査結果を報告する。

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 印(※)

※ 所属長の記名・押印をお願いします。

(様式2)

除塩事業実施計画書

1 地区分名

2 所在地

3 事業主体

4 被災状況

5 除塩事業の実施内容

ア 除塩実施計画

イ 除塩面積

ウ 除塩期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

6 事業費総括表

事業費総括表

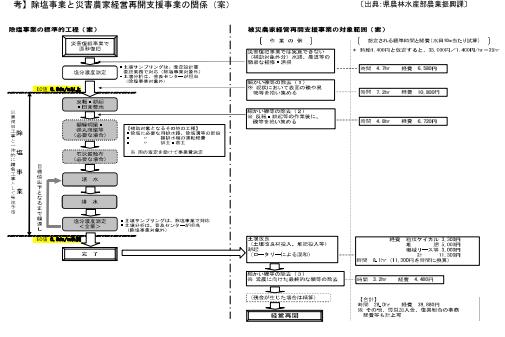
費 用 目	工 種	数 量	金 額 (円)	摘要
事業費				
本工事費				
揚排水機工				
水路工				
さく井工				
排水工				
客土工				
附帯工事費				
測量及び試験費				
船舶及び機械器具費				
用地費及び補償費				
工事・事務費				

〔各工事費の明細書〕

- 10 -

(参考)除塩事業と災害農家経営再開支援事業の関係(※)

(出典:県林水産部農業振興課)



- 11 -

6 津波被災水田において栽培した水稻の事例解析 岩手県農業研究センター試験研究成果書

**表14 IP5 第2回 報告 A4 単行
平成23年度 岩手県農業研究センター試験研究成果書**

区分	指導	題名	津波被災水田において栽培した水稻の事例解析
【要約】津波被災水田で水稻を初めて栽培する場合、移植前に耕起し灌水（1~6日間）後に排水、または代わりに排水を行うことで、水稻作土層のEC（電気伝導度）値を生育に影響しない基準値0.6dS/mまで低下でき、慣行並みの生育と収量を確保することができる。今回の調査事例において除塩対策回数は、作付け前のEC値4dS/m以上の場合は6回、EC値2~3dS/mの場合は2~3回程度である。			
キーワード		津波被害	水稻
		除塩対策	○技術部研究室／プロジェクト推進室・県北農業研究所作物研究室

1 背景とねらい
津波被災水田において、水稻を栽培する場合に行う除塩対策の方法と除塩対策回数などは、十分に明らかになっていない。このため、津波被災水田において、水稻を作りたてほ場の除塩対策を行った事例等（文献1に掲載）を収集・解析し、次世代作に有効な対策技術を整理する。

2 成果の内容

- (1) 津波被災水田において、移植前に耕起し灌水（1~6日間）後に排水、または代かき後に排水を行うことで、作土層（表面から20cm深）のEC値を基の除塩基準値0.6dS/m（文脈1）程度まで低下させることができるもの（図1）。灌水後で排水する方法により稈倒に陥る傾向が見られるが、これは認められないことから、灌水後に排水する方法により稈倒に陥る傾向が見られる（表2）。
- (2) 今回の調査事例において、EC値を基の除塩基準値である0.6dS/mまで低下するのに必要な除塩対策回数は、作付け前のEC値4dS/m以上の場合は6回（灌水後に排水）、EC値2~3dS/mの場合2~3回程度（灌水後に排水または代かき後に排水）である。
- (3) 水稻移植前にEC値0.6dS/m程度まで除塩対策を行った場合は、被災しないほ場と同等の最高分蘖期茎葉数、穗数、精米率、穗粒重、熟成歩合を確保できる（図3）。
- (4) 除塩対策を行なうべき事例では、葉先枯れなどの症状がみられ、初期の生育に影響（6月上旬初歩化率61%までは81%）し、減穀（施行比99%）している（表1）。

3 成果活用上の留意事項

- (1) 平成23年度に作物を付けしていないほ場では、堆積濃度が低下していない場合があることから（図1文脈）、作土層（表面から20cm深）のEC値を測定し、対策マニュアル（文脈1）に従って除塩対策を行なう。通常どおりの肥育管理により適期に堆積濃度を測定する。また、本年度除塩対策を実施して水稻を付けた水田では、次年度の除塩対策は不要であり通常どおりの栽培が可能となる。
- (2) 除塩対策を行なったが生育等に影響を及ぼした事例としては、ほ場内の水の通りが悪く、部分的に開墾地が不十分であったため葉先枯れが見られた事例（図3）、慣行より施用濃度を高めすぎたことによる弊病歩合が多かった（表2）。
- (3) 作物の後藤歩合により除塩を行なう場合は、排水が悪くなる場合があるので、収穫時に支障がないよう水管路を留意する。
- (4) 本年度作物を付けしていないほ場で、ヒエなど雜草が多発した場合は、体系処理を行なうなど雑草防除を徹底する。
- (5) 本年度貢土場において、除塩のため、堆積除去または消石灰投入を行なった事例では、耕起し灌水後排水した場合との除塩効果に差は認められなかった（データ省略）。

4 成果の活用方法等

- (1) **適用地帯又は対象者** 津波の被害を受けた後初めて水稻を作付けを行う地帯。
- (2) **期待する活用効果** 被害を受けた水田作付けが可能となる。

5 略歴に係る試験研究課題 (25-21) 津波被災農地における除塩対策実証 [H23-24, 県単]

6 研究担当者 日影勝幸・白井智彦・吉田宏（震災復旧・復興支援プロジェクトチーム）
(調査協力) 大船渡農業改良普及センター・宮古農業改良普及センター・久慈農業改良普及センター

7 参考資料・文献

- (1) 東北地方太平洋沖地震災害の復旧・復興に係る農業対策技術等対策、H23岩手県
- (2) 平成23年度試験研究成果、「津波被災水田（無作付け）での自然降雨によるEC推移」。

8 試験成績の概要（具体的データ）

図3 塩害症状のみられた水稻（葉先枯れ）

図2 津波被災水田（除塩対策実施田）と周辺の被災なし水田の比較

注1) 被災はひざめはね付けていたました。データは被災 (n=6)、被災なし (n=6)。
注2) 2月の平均値を示す。被災地のデータは2月のデータ範囲、被災なしはデータ範囲、被災なしはデータ範囲を示す。
注3) 被災歩合調査は、品種別別歩合 (付録RQQU10B) による。

表1 除塩対策未実施田での障害事例

注1) 被災はひざめはね付けていたました。データは被災 (n=6)、被災なし (n=6)。
注2) 2月の平均値を示す。被災地のデータは2月のデータ範囲、被災なしはデータ範囲、被災なしはデータ範囲を示す。
注3) 被災歩合調査は、品種別別歩合 (付録RQQU10B) による。

表2 除塩対策実施田での障害事例

注1) 被災はひざめはね付けていたました。データは被災 (n=6)、被災なし (n=6)。
注2) 2月の平均値を示す。被災地のデータは2月のデータ範囲、被災なしはデータ範囲、被災なしはデータ範囲を示す。
注3) 被災歩合調査は、品種別別歩合 (付録RQQU10B) による。

図4 作物の非作付けほ場でのEC推移

(指)-01-1

(指)-02-2

— 212 —

7 ガレキ分別土の農地作土利用における水稻生育への影響 岩手県農業研究センター試験研究成果書

表式4 (附5 条款2 参照) (A) 試験 平成25年度 岩手県農業研究センター試験研究成果書 区分 行程 順位 順位名 ガレキ分別土の農地作土利用における水稻生育への影響										
【要約】東日本大震災での津波被災農地の復旧にあたり、作土不足に対応するため、客土としてガレキ分別土を使用することができます。ガレキ分別土はpHが高いなど一般水田土壤と異なる特性をもつが、水稻の生育に特に異常は認められない。										
キーワード ガレキ分別土 農地作土 水稻 環境部 生産環境研究室										
1 背景とねらい 東日本大震災で被災した階前高田市等の水田では、復旧工事にあたって農地作土として使用できる客土用土壤が不足し、平成26年に作付け予定の地区において、地区内のガレキ分別土（農地主体の津波堆積物からガレキを除いたもの）を客土材として有効利用することが検討されている。しかし、分別土は一般の水田土壤と異なる特性が懸念されることから、ガレキ分別土の農地作土利用における水稻生育への影響を明らかにする。										
2 成果の内容 (1) ガレキ分別土は、一般水田土壤と比べて交換性石灰含量が多く pH が高いが、交換性ナトリウムは同程度である。また、交換性苦土や可溶性リン酸は十分量含んでいる。全炭素や全窒素も山土よりも高い含量である。ただし、交換性カリはやや低い。EC はやや高いものの除塩が必要な水準ではなかった。(2) 級式分別土の中の残存ガレキには、ガラス片、木片、プラスチック片等がみられるがごくわずかであった（図1）。										
(3) 分別土を農地作土に利用しても、水稻生育の異常は特にみられず、生育量・収量ともに对照と同等以上確保することができる（表2）。										
(4) 分別土の高い pH を改善し、かつ十分な窒素量を確保することを目的に、分別土と山土を混合した土壤も分別土と同様に生育量・収量を確保することができる（表2）。										
3 成果活用上の留意事項 (1) 今回供試したガレキ分別土は、階前高田市の土砂分級プラントで処理したものである。(2) 分別土及び混合予定の山土は処理するロットで性質が異なることが懸念され、混合する山土の特性（土性や養分含量等）によって、水稻の生育が抑えられる可能性が示唆されることから、土壤の種類に応じて混合割合や施工後の土壤改良等に留意する必要がある（表1、3）。										
4 成果の活用方法等 (1) 適用栽培又は対象者等 大船渡農林振興センター管内の津波被災農地で平成26年春から作付け予定地区 (2) 対象する活用効果 被災農地復旧における客土不足対応の資料となる										
5 当該事項に係る試験研究課題 (H25-4) 中小区域面土地利用型営農技術の実証研究 【H25~29】 総合等委託 (食料生産地域再生のための先端技術展開事業)】										
6 研究担当者 島耕夫										
7 参考資料・文献 (1) 東日本大震災津波被災の復旧・復興に係る農芸技術等対策マニュアル（第3版）(岩手県農林水産部 H23.4) (2) 岩手県復興資材活用マニュアル（岩手県環境生活部 H25.2）										
(行-05-1)										

8 試験成績の概要 (具体的なデータ) 表1 ガレキ分別土の特徴																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験名</th> <th rowspan="2">pH (0.020: 1cm/10g)</th> <th rowspan="2">EC (mS/cm) (0.020: 1cm/10g)</th> <th colspan="3">交換性陽イオン/mmol</th> <th rowspan="2">可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)</th> <th rowspan="2">腐殖酸 化鉄 (%)</th> <th rowspan="2">全炭素 (%)</th> <th rowspan="2">全窒素 (%)</th> <th rowspan="2">全葉酸 (%)</th> </tr> <tr> <th>Ca²⁺</th> <th>Mg²⁺</th> <th>K⁺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分別土(乾式分別)</td> <td>7.5</td> <td>0.42</td> <td>14.3</td> <td>852</td> <td>35.6</td> <td>11.0</td> <td>3.0</td> <td>320</td> <td>35.5</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>分別土(湿式分別**)</td> <td>8.0</td> <td>0.32</td> <td>9.2</td> <td>853</td> <td>23.6</td> <td>8.6</td> <td>2.6</td> <td>250</td> <td>30.6</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>初期比率(山土:高田土)</td> <td>5.4</td> <td>0.08</td> <td>31.1</td> <td>114</td> <td>27.7</td> <td>10.8</td> <td>1.0</td> <td>1710</td> <td>7.4</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>参考1 山土+土砂(混合用)</td> <td>6.7</td> <td>0.15</td> <td>14.7</td> <td>280</td> <td>58.4</td> <td>5.6</td> <td>1.9</td> <td>529</td> <td>2.1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>参考2 山土+ガレキ(混合用)</td> <td>6.3</td> <td>0.02</td> <td>7.8</td> <td>39</td> <td>51.5</td> <td>2.9</td> <td>1.5</td> <td>160</td> <td>11.6</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>											試験名	pH (0.020: 1cm/10g)	EC (mS/cm) (0.020: 1cm/10g)	交換性陽イオン/mmol			可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)	腐殖酸 化鉄 (%)	全炭素 (%)	全窒素 (%)	全葉酸 (%)	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	分別土(乾式分別)	7.5	0.42	14.3	852	35.6	11.0	3.0	320	35.5	2.6	分別土(湿式分別**)	8.0	0.32	9.2	853	23.6	8.6	2.6	250	30.6	1.5	初期比率(山土:高田土)	5.4	0.08	31.1	114	27.7	10.8	1.0	1710	7.4	3.3	参考1 山土+土砂(混合用)	6.7	0.15	14.7	280	58.4	5.6	1.9	529	2.1	1.4	参考2 山土+ガレキ(混合用)	6.3	0.02	7.8	39	51.5	2.9	1.5	160	11.6	0.7																																																																																														
試験名	pH (0.020: 1cm/10g)	EC (mS/cm) (0.020: 1cm/10g)	交換性陽イオン/mmol			可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)	腐殖酸 化鉄 (%)	全炭素 (%)	全窒素 (%)	全葉酸 (%)																																																																																																																																																																			
			Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺																																																																																																																																																																								
分別土(乾式分別)	7.5	0.42	14.3	852	35.6	11.0	3.0	320	35.5	2.6																																																																																																																																																																			
分別土(湿式分別**)	8.0	0.32	9.2	853	23.6	8.6	2.6	250	30.6	1.5																																																																																																																																																																			
初期比率(山土:高田土)	5.4	0.08	31.1	114	27.7	10.8	1.0	1710	7.4	3.3																																																																																																																																																																			
参考1 山土+土砂(混合用)	6.7	0.15	14.7	280	58.4	5.6	1.9	529	2.1	1.4																																																																																																																																																																			
参考2 山土+ガレキ(混合用)	6.3	0.02	7.8	39	51.5	2.9	1.5	160	11.6	0.7																																																																																																																																																																			
* ガレキを除く他の土と比較して、カクテルを用いて、根巻き植物の根を分別する方法 ** 混式分別：津波堆積物に水を加えて土壤をよくしならべて根巻き植物を分別する方法 【参考】分別土に混合した2種類の山土																																																																																																																																																																													
 																																																																																																																																																																													
図1 ガレキ分別土(乾式分別)中の残存ガレキ量 (右の写真: 約50gの乾式分別の残存ガレキ量)																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">試験名</th> <th rowspan="2">pH (0.020: 1cm/10g)</th> <th colspan="3">交換性陽イオン/mmol</th> <th rowspan="2">可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)</th> <th rowspan="2">腐殖酸 化鉄 (%)</th> <th rowspan="2">全炭素 (%)</th> <th rowspan="2">全窒素 (%)</th> <th rowspan="2">全葉酸 (%)</th> </tr> <tr> <th>Ca²⁺</th> <th>Mg²⁺</th> <th>K⁺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 分別土:山土+A=2:1</td> <td>7.3</td> <td>42.3</td> <td>32.8</td> <td>475</td> <td>630</td> <td>85.5</td> <td>19.5</td> <td>456</td> <td>75.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 分別土:山土+A=1:1</td> <td>7.4</td> <td>41.3</td> <td>51.5</td> <td>490</td> <td>647</td> <td>85.7</td> <td>19.4</td> <td>470</td> <td>75.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 分別土:山土+A=1:2</td> <td>7.1</td> <td>41.8</td> <td>51.1</td> <td>418</td> <td>612</td> <td>85.3</td> <td>19.3</td> <td>462</td> <td>74.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 分別土のみ</td> <td>7.5</td> <td>43.3</td> <td>51.7</td> <td>414</td> <td>588</td> <td>85.0</td> <td>19.7</td> <td>429</td> <td>72.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 対照1 北上山土</td> <td>5.4</td> <td>38.7</td> <td>49.1</td> <td>278</td> <td>466</td> <td>82.1</td> <td>19.5</td> <td>385</td> <td>68.9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											No.	試験名	pH (0.020: 1cm/10g)	交換性陽イオン/mmol			可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)	腐殖酸 化鉄 (%)	全炭素 (%)	全窒素 (%)	全葉酸 (%)	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	1 分別土:山土+A=2:1	7.3	42.3	32.8	475	630	85.5	19.5	456	75.5		2 分別土:山土+A=1:1	7.4	41.3	51.5	490	647	85.7	19.4	470	75.0		3 分別土:山土+A=1:2	7.1	41.8	51.1	418	612	85.3	19.3	462	74.6		4 分別土のみ	7.5	43.3	51.7	414	588	85.0	19.7	429	72.6		5 対照1 北上山土	5.4	38.7	49.1	278	466	82.1	19.5	385	68.9																																																																																															
No.	試験名	pH (0.020: 1cm/10g)	交換性陽イオン/mmol			可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)	腐殖酸 化鉄 (%)	全炭素 (%)	全窒素 (%)	全葉酸 (%)																																																																																																																																																																			
			Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺																																																																																																																																																																								
1 分別土:山土+A=2:1	7.3	42.3	32.8	475	630	85.5	19.5	456	75.5																																																																																																																																																																				
2 分別土:山土+A=1:1	7.4	41.3	51.5	490	647	85.7	19.4	470	75.0																																																																																																																																																																				
3 分別土:山土+A=1:2	7.1	41.8	51.1	418	612	85.3	19.3	462	74.6																																																																																																																																																																				
4 分別土のみ	7.5	43.3	51.7	414	588	85.0	19.7	429	72.6																																																																																																																																																																				
5 対照1 北上山土	5.4	38.7	49.1	278	466	82.1	19.5	385	68.9																																																																																																																																																																				
* 1-3月にかけて、各試験区で水田出発式を行い、作物を栽培する。作物の生育状況で生育促進剤を施用 † 5月1日～5月15日、品種:ヒヨコ豆(播種量:1kg/ha)、播種:5月1日～5月10日、施肥:5月15日～5月20日 ‡ 混合割合は体積比。混入した山土の量は表に示す。 ^a 混合割合は体積比。混入した山土の量は表に示す。 ^b 全葉酸量は表に示す。																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">試験名</th> <th colspan="3">成績期観察重さ/g</th> <th rowspan="2">施肥 指標 (%)</th> <th rowspan="2">土壌 指標 (%)</th> <th rowspan="2">可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)</th> <th rowspan="2">全炭素 (%)</th> <th rowspan="2">全窒素 (%)</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 混合 分別土(乾式):山土:A=2:1</td> <td>39.5</td> <td>38.8</td> <td>78.3</td> <td>303</td> <td>7.3</td> <td>28.6</td> <td>3.1</td> <td>0.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 混合 分別土(乾式):山土:A=1:1</td> <td>37.5</td> <td>33.7</td> <td>71.1</td> <td>93</td> <td>7.4</td> <td>21.8</td> <td>1.8</td> <td>0.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 混合 分別土(乾式):山土:A=1:2</td> <td>38.0</td> <td>38.2</td> <td>74.2</td> <td>97</td> <td>7.1</td> <td>21.7</td> <td>1.0</td> <td>0.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 分別土(乾式):のみ</td> <td>37.4</td> <td>37.5</td> <td>74.9</td> <td>98</td> <td>7.5</td> <td>35.5</td> <td>2.6</td> <td>0.14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 混合 分別土(液式):山土:A=2:1</td> <td>38.4</td> <td>35.9</td> <td>75.3</td> <td>99</td> <td>7.6</td> <td>17.0</td> <td>1.3</td> <td>0.06</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 混合 分別土(液式):山土:A=1:1</td> <td>39.4</td> <td>35.2</td> <td>74.6</td> <td>98</td> <td>7.5</td> <td>17.5</td> <td>1.3</td> <td>0.08</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 混合 分別土(液式):山土:A=1:2</td> <td>40.0</td> <td>38.5</td> <td>79.4</td> <td>104</td> <td>7.1</td> <td>13.6</td> <td>1.4</td> <td>0.06</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 混合 分別土(液式):のみ</td> <td>37.8</td> <td>37.5</td> <td>77.3</td> <td>99</td> <td>7.0</td> <td>20.6</td> <td>1.5</td> <td>0.06</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 【参考】山土のみ</td> <td>36.6</td> <td>34.2</td> <td>70.8</td> <td>93</td> <td>6.7</td> <td>21.1</td> <td>0.7</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 【参考】北上山土</td> <td>38.3</td> <td>37.9</td> <td>76.2</td> <td>100</td> <td>5.4</td> <td>24</td> <td>3.1</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 混合 分別土(液式):山土:B=2:1</td> <td>30.6</td> <td>33.6</td> <td>64.2</td> <td>82</td> <td>7.7</td> <td>45.7</td> <td>1.4</td> <td>0.08</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 混合 分別土(乾式):山土:B=1:1</td> <td>27.5</td> <td>31.1</td> <td>58.6</td> <td>75</td> <td>7.6</td> <td>35.5</td> <td>0.9</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 混合 分別土(液式):山土:B=2:1</td> <td>38.3</td> <td>39.3</td> <td>77.6</td> <td>99</td> <td>7.8</td> <td>22.2</td> <td>1.2</td> <td>0.06</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 混合 分別土(液式):山土:B=1:1</td> <td>37.2</td> <td>37.0</td> <td>74.2</td> <td>98</td> <td>7.8</td> <td>25.7</td> <td>1.5</td> <td>0.09</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 【参考】山土のみ</td> <td>38.0</td> <td>38.0</td> <td>78.1</td> <td>100</td> <td>2.0</td> <td>24</td> <td>3.4</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											No.	試験名	成績期観察重さ/g			施肥 指標 (%)	土壌 指標 (%)	可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)	全炭素 (%)	全窒素 (%)	1	2	3	1 混合 分別土(乾式):山土:A=2:1	39.5	38.8	78.3	303	7.3	28.6	3.1	0.12		2 混合 分別土(乾式):山土:A=1:1	37.5	33.7	71.1	93	7.4	21.8	1.8	0.10		3 混合 分別土(乾式):山土:A=1:2	38.0	38.2	74.2	97	7.1	21.7	1.0	0.10		4 分別土(乾式):のみ	37.4	37.5	74.9	98	7.5	35.5	2.6	0.14		5 混合 分別土(液式):山土:A=2:1	38.4	35.9	75.3	99	7.6	17.0	1.3	0.06		6 混合 分別土(液式):山土:A=1:1	39.4	35.2	74.6	98	7.5	17.5	1.3	0.08		7 混合 分別土(液式):山土:A=1:2	40.0	38.5	79.4	104	7.1	13.6	1.4	0.06		8 混合 分別土(液式):のみ	37.8	37.5	77.3	99	7.0	20.6	1.5	0.06		9 【参考】山土のみ	36.6	34.2	70.8	93	6.7	21.1	0.7	0.05		10 【参考】北上山土	38.3	37.9	76.2	100	5.4	24	3.1	0.21		11 混合 分別土(液式):山土:B=2:1	30.6	33.6	64.2	82	7.7	45.7	1.4	0.08		12 混合 分別土(乾式):山土:B=1:1	27.5	31.1	58.6	75	7.6	35.5	0.9	0.05		13 混合 分別土(液式):山土:B=2:1	38.3	39.3	77.6	99	7.8	22.2	1.2	0.06		14 混合 分別土(液式):山土:B=1:1	37.2	37.0	74.2	98	7.8	25.7	1.5	0.09		15 【参考】山土のみ	38.0	38.0	78.1	100	2.0	24	3.4	0.21	
No.	試験名	成績期観察重さ/g			施肥 指標 (%)	土壌 指標 (%)	可溶性 リノ酸 (mg/L) (0.020: 1cm/10g)	全炭素 (%)	全窒素 (%)																																																																																																																																																																				
		1	2	3																																																																																																																																																																									
1 混合 分別土(乾式):山土:A=2:1	39.5	38.8	78.3	303	7.3	28.6	3.1	0.12																																																																																																																																																																					
2 混合 分別土(乾式):山土:A=1:1	37.5	33.7	71.1	93	7.4	21.8	1.8	0.10																																																																																																																																																																					
3 混合 分別土(乾式):山土:A=1:2	38.0	38.2	74.2	97	7.1	21.7	1.0	0.10																																																																																																																																																																					
4 分別土(乾式):のみ	37.4	37.5	74.9	98	7.5	35.5	2.6	0.14																																																																																																																																																																					
5 混合 分別土(液式):山土:A=2:1	38.4	35.9	75.3	99	7.6	17.0	1.3	0.06																																																																																																																																																																					
6 混合 分別土(液式):山土:A=1:1	39.4	35.2	74.6	98	7.5	17.5	1.3	0.08																																																																																																																																																																					
7 混合 分別土(液式):山土:A=1:2	40.0	38.5	79.4	104	7.1	13.6	1.4	0.06																																																																																																																																																																					
8 混合 分別土(液式):のみ	37.8	37.5	77.3	99	7.0	20.6	1.5	0.06																																																																																																																																																																					
9 【参考】山土のみ	36.6	34.2	70.8	93	6.7	21.1	0.7	0.05																																																																																																																																																																					
10 【参考】北上山土	38.3	37.9	76.2	100	5.4	24	3.1	0.21																																																																																																																																																																					
11 混合 分別土(液式):山土:B=2:1	30.6	33.6	64.2	82	7.7	45.7	1.4	0.08																																																																																																																																																																					
12 混合 分別土(乾式):山土:B=1:1	27.5	31.1	58.6	75	7.6	35.5	0.9	0.05																																																																																																																																																																					
13 混合 分別土(液式):山土:B=2:1	38.3	39.3	77.6	99	7.8	22.2	1.2	0.06																																																																																																																																																																					
14 混合 分別土(液式):山土:B=1:1	37.2	37.0	74.2	98	7.8	25.7	1.5	0.09																																																																																																																																																																					
15 【参考】山土のみ	38.0	38.0	78.1	100	2.0	24	3.4	0.21																																																																																																																																																																					
* 1-3月にかけて、各試験区で水田出発式を行い、成績期観察11月～12月、施肥指標1月～2月、土壌指標1月～4月。 ^a 可溶性リノ酸/mg/100g † 1-3月にかけて、各試験区で水田出発式を行い、成績期観察11月～12月、施肥指標1月～2月、土壌指標1月～4月。 ^a 可溶性リノ酸/mg/100g ‡ 土壌指標は体積比。混入した山土の量は表に示す。																																																																																																																																																																													

8 東北地方太平洋沖地震災害の復旧・復興に係る営農技術等対策マニュアル

平成23年4月8日
岩手県農林水産部

H23.4.8
第1報

**東北地方太平洋沖地震災害の復旧・復興に係る
営農技術等対策マニュアル**

1 ほ場等の状況確認

次の項目について関係機関が連携して確認し、営農可能かどうか判断する。その際に、平成23年4月4日から実施している農地・農業用施設災害復旧支援隊による被害調査結果や普及センター等の調査結果をもとに各地域の営農対策会議等で情報を共有すること。

- (1) ほ場
 - ・ ほ場及びほ場周辺の農道などに地割れ、津波によるほ場や畦畔の崩落等水田の異常がみられないこと
 - ・ 液状化現象等による高低差の程度が少ないと、機械作業が行える地耐力を維持していること
 - ・ 津波による土砂等の堆積が薄く、畦畔等の機能が維持されていること
 - ・ がれき等がほ場内にない、あるいは少なく容易に除くことが可能なこと
 - ・ 堆積物を除くことが可能なこと

堆積物の除去効果
a 陥没を草むること
b 有根物がない土砂の悪影響を絶減できること
c 畦畔以外による汚染の可能性を絶減できること

- ・ 油等土砂以外のものがほ場に流入していないこと

(2) 水利施設

- ・ 取水施設や排水路などの農業水利施設が利用可能なこと
(取水施設のみではなく、排水施設の利用可否も確認すること)

2 塩害軽減対策

(1) 調査方法

- 土壌採取 (農研センターでは別途土下層の調査を実施する)
 - ア 土壌を採取するほ場を特定できるように記録する。
(地図等に記入、可能であればGPSの緯度経度を記録)
 - イ 津波による堆積物の厚さ(cm)を確認する。
※ 堆積層と作土層の境界が不明瞭な場合は、表土から20cm深までをI層とする。
 - ウ 堆積物の層を採取する【堆積層】。
 - エ ルートオーガ等を使用し、作土の表面から20cm深の土壌を採取する【I層】。

※ ほ場内3~5点程度採取する。

1 15震災営農技術等対策マニュアル110408a.doc

図1 採取する土層のイメージ

(2) 農作物の塩害限界域

作物の耐塩性は種類によって異なり、熊本県等では耐塩性を超える塩分の濃度（作物栽培限界域）になると生育障害を生じたり、枯死に至るとして次の指標をまとめている。

他の文献では海水のEC目標を0.7ds/mや0.3~0.6ds/mとしているものがあることから、本県での塩害の限界値を当面品目共通の**EC目標値として0.6ds/m**とする。

表1 塩害の限界値 (上限値)

作物名	pH (H ₂ O)	EC (1:5 dS/m)	土壤中Cl (mg/100g)
イチゴ (きゅうり)	7.0 7.0	0.3 0.6	30 50
ニンジン	7.0	0.6	50
レタス	7.0	0.6	50
タネギ	7.0	0.8	60
パレインショ	7.0	0.8	60
エンドウ	7.0	0.8	60
ハツサイ	7.0	0.8	60
ほうれんそう	7.0	1.0	70
キバナツ	7.0	1.0	70
トマト	7.0	1.0	70
ブロッコリー	7.0	1.0	70
ダイコン	7.0	1.0	70
ネギ	7.0	1.0	70
(アスパラガス)	7.0	1.0	70
水稲	7.0	1.5	100

熊本県資料等をもとに作成

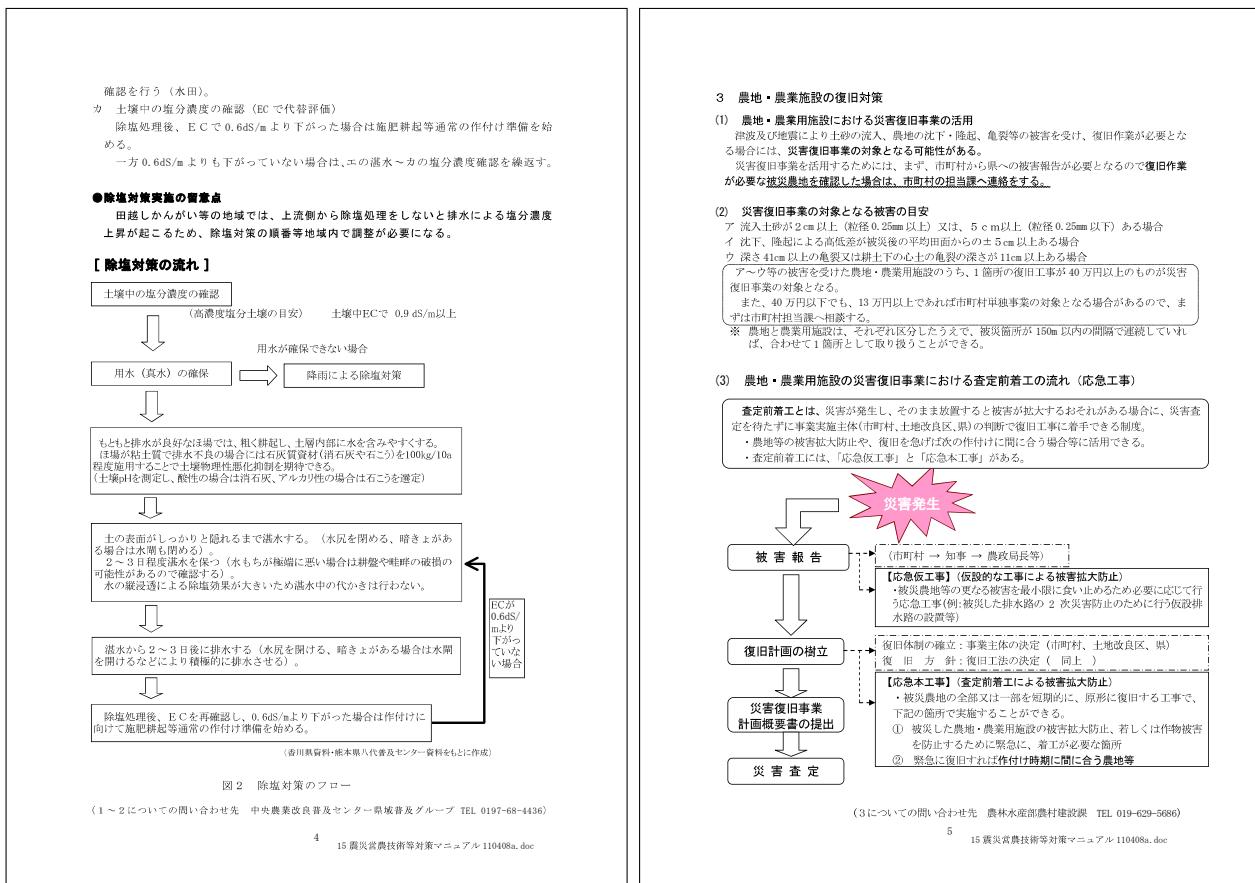
()内は他資料から推定

また、ECの他に土壌中の塩化物イオン濃度での目標として、水稲では100mg/100g乾土、野菜・花き等では50mg/100g乾土程度といわれている。

(3) 除塩方法 (図2参照)

海水をかぶかたほ場では、目標値に近づくまで、次のような処理 (湛水 → 排水)による除塩を行なう指導する。

- ア 土壌中の塩分濃度の確認 (ECで代替評価)
 - E C 0.9ds/m以上では海水の影響を受けたことが予想される。
- イ 用水 (真水の確保)
- ウ 耕起
 - もともと粘土質で排水の悪いほ場では石灰資材を施用する。
- エ 湛水
 - 土の表面が隠れるまで湛水する。水の浸透による除塩効果が大きいため、代わりには行わない。
- オ 排水
 - 湛水後、自然減水で2~3日待ち、抜けていない場合は明きよや排水口を活用し積極的に排水させる。
 - 逆に2日程度水が保てない場合には排水盤や畦畔等の破損が懸念されるためは場の



9 農地海岸保全施設の応急工事に係る基本的な考え方

農地海岸保全施設の応急工事に係る基本的な考え方

2011.6.15 農村建設課

1 趣旨

東日本大震災津波により、県が管理する農地海岸保全施設においては、決壊や地盤沈下などの大きな被害が発生している。

このうち、堤防としての機能が損なわれている箇所については、本復旧までの間、高潮(※1)や波浪(※2)による農地等への浸水・浸食など2次災害を防止するための応急対策が喫緊の課題となっていることから、今般、農地海岸保全施設の応急工事に係る基本的な考え方を定めるものである。

(※1) 高潮：台風など強い気象じょうう(大気の乱れ)に伴う気圧低下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。(気象庁 HP から)

(※2) 波浪：海洋表面の波動のうち、風によって発生した周期が1~30秒程度のもの。風浪とうなりからなる。(気象庁 HP から)

2 応急工事の進め方

応急工事は、被災状況を勘案して段階的に対策を講じることとし、第1段階では既往最高潮位(※3)への対策、第2段階では「5年確率波」(※4)を対象として仮締切を施工する。

(※3) 既往最高潮位：潮位の観測開始から現在までの間に記録された最高の潮位。

【(参考) 各候補所のデータ 宮古 TP+1.10m、釜石 TP+1.12m、大船渡 TP+1.14m】

(気象庁 HP から)

(※4) 5年確率波：5年に1回程度の割合で来襲する最大波の波高。

TP(Tokyo Peil)：東京湾平均海面。標高(海拔高度)の基準面。(気象庁 HP から)

(1) 第1段階

① 施工箇所

・堤防が全部又は部分的に決壊し、堤防敷が地盤沈下等により海水域となっている海岸

(下荒川海岸・釜石市、小友海岸・陸前高田市を想定)

・堤防が全部又は部分的に決壊し、高潮により農地等に浸水被害が生じるそれがある海岸

(吉浜海岸・大船渡市を想定)

② 仮締切の高さ

・既往最高潮位対策として大型土のう2段積の高さ

③ 施工時期

・7月中旬までを目途

(2) 第2段階

① 施工箇所

・第1段階から引き続き、「5年確率波」に対する嵩上げを実施する海岸

(下荒川海岸・吉浜海岸・小友海岸)

・「5年確率波」に対する防御が必要な海岸

(浦の浜海岸・山田町、小谷島海岸・山田町、合足海岸・大船渡市)

② 仮締切の高さ

・「5年確率波」の波高から算定する「打上高」とする。

各海岸の「打上高」(※5)は、次のとおり。

海岸名	打上高 (m)	(参考)「打上高」算定のための計算条件			
		沖波波高 $\times 10^3$ (m)	周期 $T \times 10^3$ (sec)	海底勾配 $\triangle / L \times 10^3$	H.W.L $\times 10^3$ (m)
浦の浜(山田町)	TP+2.0m	3.4m	11.08	50	TP+0.714
小谷島(山田町)	TP+3.0m	5.9m	10.88	15	TP+0.577
下荒川(釜石市)	TP+2.6m	4.7m	11.40	50	TP+0.600
吉浜(大船渡市)	TP+3.1m	5.7m	11.50	50	TP+0.763
合足(大船渡市)	TP+2.9m	5.8m	10.96	50	TP+0.250
小友(陸前高田市)	TP+2.4m	4.3m	10.96	50	TP+0.714

(※5) 打上高：静水面から波の最終到達点までの船底高さ。(施設の技術指針 P.59)

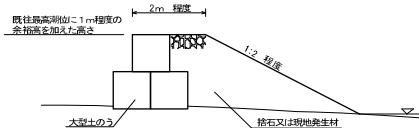
(※6) H.W.L(朔望平均潮面)：各月の最高潮面を平均した潮位。

③ 施工時期
・9月上旬までを目途

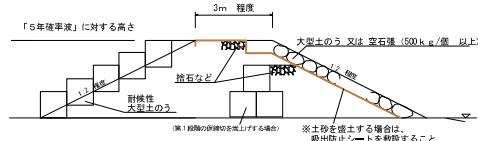
3 仮締切の標準的な構造

仮締切の標準的な構造は、以下のとおりとするが、現地の状況(被災の程度や資材入手の難易度)に応じた施工方法を検討する。

(1) 第1段階 (大型土のう2段積)



(2) 第2段階 (捨石等によるマウンド)



【補足】

① 大型土のうの材質

- ・大型土のうは、設置期間や設置状況に応じた材質を選定する。
- ・外気に接する設置期間が2か月程度を超える場合には、耐候性大型土のうを使用する。(災害復旧事業における「耐候性大型土のう」設置ガイドライン P.11)

② 仮締切の資材

- ・資材の調達に当たっては、他部局も振興局土木部及び水産部や関係市町等と調整する。
- ・資材は、現地の状況を勘案し、現地発生材(土砂、コンクリート破片等)の使用を検討する。
- ・土砂を使用する場合には、近傍からの調達(土取り場の設置など)の可能性について併せて検討する。

③ 仮締切の施工位置

- ・仮締切は、原位置もしくは海岸保全区域内で潮位の影響を受けない位置に設置する。

④ 仮締切の補強

- ・第2段階まで施工した後、現地の状況により、仮締切の補強及び嵩上げが必要と判断された場合には、追加工事を行う。

4 關係機関との協議事項

応急工事の実施に当たっては、施工方法等について関係市町に説明するとともに、次の事項について関係部局(振興局土木部、林務部及び水産部)や関係市町と協議する。

① 施工時期

仮締切を施工する時期について、関係市町と協議する。

② 施工位置

やむを得ず仮締切を海岸保全区域外(民地、保安林、河川区域など)に設置する場合には、関係部局及び関係市町と協議するとともに、地権者等から承諾を得る。

なお、必要な用地に係る用地測量等は、災害査定前に実施する。

③ ガレキの撤去

県管理の海岸保全区域外のガレキについては、原則、災害復旧事業により撤去(処分は、環境省事業での実施を想定)する。

ただし、環境省事業での撤去の可能性について関係市町と協議する。

④ 内水排除

仮締切により背後地に湛水が生じる場合、河川管理者等と協議し、必要に応じてポンプ排水等による内水排除も併せて講じるものとする。

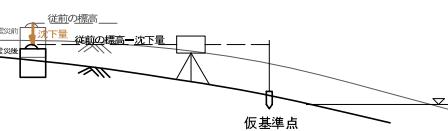
【参考】

工事用の基準点

工事用の基準点は、近傍の基準点から既発注業務の基準点測量により設置する仮基準点を使用するものとする。

なお、近傍の基準点の標高は、国土地理院の地盤沈下調査結果に基づく沈下量を考慮するものとする。

電子基準点等



※ 仮基準点は、既発注業務において設置することとしている。

※ 国土地理院の地盤沈下量調査結果については、以下にアクセスし確認すること。

<http://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/sokuchikijun60008.html>